

令和 7 年第 2 回定例会 土木企業立地推進委員会資料
【土木部報告事項】

1 令和 7 年度茨城県土木部公共事業等の執行方針 別添 1

2 土木部事業の主な動き

(1) 上曽トンネルの開通について 別添 2

(2) 令和 5 年台風第 1 3 号を踏まえた二級河川における緊急対策について 別添 3

(3) 茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区水深 1 4 m 岸壁の着工について 別添 4

(4) 茨城港常陸那珂港区における外貿定期コンテナ航路の増便について 別添 5

令和 7 年度茨城県土木部公共事業等の執行方針

< 1 重点方針の概要 >

- (1) 大規模災害からの復旧・復興事業を早期かつ着実に実施するとともに、公共施設の耐震化、インフラ施設の老朽化対策などの防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策を進め、災害・危機に強い県づくりを進めていく。
- (2) 第 2 次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、必要な事業を計画的かつ効率的に推進していく。

< 2 主な執行方針 >

○予算執行

近年ますます頻発化・激甚化する自然災害に加え、公共インフラ等の老朽化への対策が喫緊の課題であることから、防災・減災、国土強靱化に向けた対策を集中的に実施することとし、令和 6 年度補正予算と併せ、早期執行に努める。

○社会資本整備に係る生産性向上

社会資本整備にかかる調査・測量から設計、施工及び維持管理までのあらゆるプロセスで建設現場の生産性向上を図るため、中小企業を含めた建設産業全体で新技術の導入、ICTの活用、プレキャストの積極的な活用等に取り組んでいく。

特に、令和 5 年度より、全ての土木部発注工事において ICT 機器による施工と情報共有システムの活用を義務付け、インフラ分野の DX をより一層推進するとともに、受注者との連携強化を図りながら、生産性向上への取り組みを促進していく。

○建設産業における働き方改革

建設産業における働き方改革の一環として、担い手 3 法の改正趣旨や、昨年 4 月より「労働基準法」の時間外労働上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえ、適切な工期・履行期間を確保した上で、週休 2 日の推進や施工時期の平準化を図り、公共工事等に従事する者の長時間労働の是正に向けた取組を徹底する。

また、繰越やゼロ債務負担行為、工期の余裕期間制度を適切に活用し、円滑な施工体制の確保を行うなど、持続可能な建設業の実現と働き方改革の推進を図る。

令和5年台風第13号を踏まえた二級河川における緊急対策について

令和5年台風第13号により日立市、高萩市、及び北茨城市で甚大な浸水被害が発生したことから、調節池などの「貯める」対策の強化をはじめとした緊急対策を実施しているところです。

先月には、流域治水の推進を目的とした、関係者による協議会を開催し、緊急対策に係るこれまでの取り組みや今後のスケジュールについて情報共有を行うとともに、出水期に向けた関係者間の連携を確認しました。

今後も引き続き、あらゆる関係者と協働し、ハード、ソフトが一体となった流域治水に取り組んでまいります。

○ 事業主体別対策内容・進捗状況

区分	事業主体	対策内容	進捗状況
ハード	県	調節池	地元説明会を開催 測量等の調査に着手
	県・市	河道掘削等	一部河川で工事着手 調査完了河川から順次着手
ソフト	県	河川監視カメラ	令和6年5月までに設置完了
	県	浸水想定区域図の早期作成	令和7年3月までに全河川公表完了
	県・市	既存調節池等の活用	令和7年3月までに貯留対策効果の検証完了
	市	田んぼダム	令和7年3月までに一部導入 引き続き、更なる取組拡大を推進

○ 緊急対策位置図



茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区水深 14m岸壁の着工について

茨城港常陸那珂港区は、北関東地域の玄関口として経済・交流活動を支える重要な港湾であり、去る 5 月 31 日（土）に国主催による中央ふ頭地区における水深 14m 岸壁の整備に向けた着工式典が開催されたところです。

国の整備と併せて、県においても、後背地の埠頭用地の整備を行い、建設機械や完成自動車の輸出をはじめとした、国際物流拠点としての利便性向上に努めてまいります。

1 事業の概要

事業箇所：茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区 水深 14m 岸壁 延長 330m

事業期間：令和 6 年度～令和 12 年度（7 年間）

令和 7 年度の事業予定：本体工（ケーソン据付）、裏込工、裏埋工

2 位置図等



茨城港常陸那珂港区における外貨定期コンテナ航路の増便について

この度、韓国定期コンテナ航路が改編され、茨城港常陸那珂港区につきましては、週 1 便から週 2 便に増便となりました。

これにより、利便性が向上することから、韓国、中国及び東南アジアとの取引がある企業による一層の利用が期待されます。

記

○ 航路改編の概要

航 路 名：韓国定期コンテナ航路

運航船社：興亜ライン ^{ヒュンガ} / 長錦商船 ^{シノコー} （本社：韓国） [共同運航]

（日本総代理店 株式会社シノコー成本）

改編時期：令和 7 年 4 月から

運航船舶：約 1,000～1,100 T E U※積み 総トン数 10,000 トン程度

※T E U：Twenty-foot Equivalent Unit 20 フィートで換算したコンテナ個数を表す単位。

寄 港 地：

(1) 新設釜山新港(日)－常陸那珂(火)－仙台－八戸－釜山(土)－釜山新港(日)

(2) 改編釜山/釜山新港(月)－清水－鹿島/常陸那珂(木)－仙台－八戸－釜山/釜山新港(月)

※釜山港で中国や東南アジアサービス等へ接続可能

<参考>

定期コンテナ航路の状況

曜日	航路	
	茨城港常陸那珂港区	鹿島港
月	国際フィーダー	
火	韓国定期航路(増便)	
水	国際フィーダー	国際フィーダー
木	韓国定期航路 韓国・中国定期航路 中国定期航路	韓国定期航路
金	国際フィーダー	国際フィーダー
土	韓国・中国定期航路	
日		

改編後の韓国定期航路航路図



令和7年第2回定例会土木企業立地推進委員会

議案等説明資料

令和7年6月11日

土 木 部

目 次

【条例・その他】

○第 86 号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	3
--------------------------------	---

【その他説明事項】

○「茨城県屋外広告物条例」に基づく年次報告について	5
○「いばらきの豊かな緑を守り育て適正に管理するための条例」に基づく 年次報告について	7
○指定管理期間満了に伴う指定管理者の更新について	10

第 8 6 号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

建築指導課

1 改正の理由・根拠

県が処理する事務に係る手数料について、必要な事項を改正するもの

2 改正の目的

建築士事務所登録がオンライン化されたことに伴うデータベース利用料の上昇等の影響を踏まえ、所要の改正をしようとするもの

3 背景・必要性

＜制度概要＞

- ・ 建築士法の規定により、一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て設計等を業として行おうとするときは、建築士事務所を定めて知事の登録を受ける必要がある。
- ・ 建築士事務所の登録は、建築士法の規定に基づく指定事務所登録機関として、一般社団法人茨城県建築士事務所協会が事務を行っている。

＜背景・必要性＞

国から新たに発出された技術的助言により、手数料算定の考え方が示され、建築士事務所登録手数料について精査し、実情に見合った手数料に改正しようとするもの

4 内容

建築士事務所登録申請手数料の改正

- ・ 一級建築士事務所
17,000 円 → 22,000 円
- ・ 二級建築士事務所及び木造建築士事務所
12,000 円 → 20,000 円

5 効果・影響

建築士法の規定に基づき、手数料は事務を行っている一般社団法人茨城県建築士事務所協会の収入となり、県の収入に影響はない。

6 施行日

令和 7 年 8 月 1 日

茨城県手数料徴収条例新旧対照表

改正案				現行			
別表第5（第3条関係）				別表第5（第3条関係）			
指定試験機関等	試験等	名称	金額	指定試験機関等	試験等	名称	金額
10の2 建築士法第26条の3第1項の規定により知事が建築士事務所の登録の実施に関する事務を行わせることとした者	建築士事務所の登録	建築士事務所登録申請手数料	一級建築士事務所にあつては <u>22,000円</u> , 二級建築士事務所又は木造建築士事務所にあつては <u>20,000円</u>	10の2 建築士法第26条の3第1項の規定により知事が建築士事務所の登録の実施に関する事務を行わせることとした者	建築士事務所の登録	建築士事務所登録申請手数料	一級建築士事務所にあつては <u>17,000円</u> , 二級建築士事務所又は木造建築士事務所にあつては <u>12,000円</u>

「茨城県屋外広告物条例」に基づく年次報告について

都市計画課

1 条例の概要

(1) 目的

屋外広告物法の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行う。

(昭和 49 年 4 月 1 日施行)

(2) 県の責務

(1) の目的を達成するため、啓発・規制・誘導その他の必要な施策を実施する。

(3) 基本的施策

○ 屋外広告物

- ・ 屋外広告物を表示してはいけない地域(禁止地域)や物件(禁止物件)を定めている。
- ・ 屋外広告物の表示にあたっては、知事の許可を受けなければならない。

※ 許可権限は、各市町村長に移譲済み。

○ 屋外広告業

- ・ 県の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 主な取組

(1) 広告物等に係る啓発

○ 屋外広告物適正表示推進月間(7月)及び屋外広告物美化強調月間(9月)

県民・広告主・屋外広告業者に対する屋外広告物に関する広報・啓発活動等を重点的に実施する。

(前年度実績) 32 市町村が広報誌やホームページ、SNS 等を活用した制度周知を実施

(2) 広告物等に係る規制・誘導

ア 屋外広告物の許可

条例で定める高さや面積、設置場所等の基準を満たした広告物について、許可を行う。

(前年度実績) 新規許可：3,373 件、更新許可：24,168 件、変更許可：825 件

イ 違反広告物の是正指導

条例で定める高さや面積、設置場所等の基準に違反した広告物について、表示者等に対し是正指導を行う。

(前年度実績) 是正指導件数：207 件

ウ 違反広告物の簡易除却

違反広告物のうち、はり紙や立看板等、比較的簡易な広告物については、屋外広告物法の規定に基づき、市町村が除却することができる。

（前年度実績）簡易除却件数：746 件

エ 屋外広告業の登録制度

茨城県内で屋外広告業を営む者については、茨城県知事の登録を受けることを義務付けている。

（前年度実績）新規登録件数：69 件：更新登録件数：92 件

※ 屋外広告業登録者数：987 件（R7.3.31 時点）

3 今後の取組

引き続き、各種取組を通じて、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図っていく。

「いばらきの豊かな緑を守り育て適正に管理するための条例」に基づく年次報告について

農林水産部・県民生活環境部・土木部

1 条例概要

(1) 目的

森林や樹木が、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、災害の防止、良好な景観の形成、公衆の保健その他の県民が健康で文化的な生活を確保する上で欠くことのできない多面にわたる公益的機能を有していることに鑑み、その持続的な発揮及び活用を図るための施策の基本的な事項を定め、県土を強靱化し、県民の暮らしを守り、潤いのある県民生活を実現する。(令和4年11月21日施行)

(2) 基本理念

緑の公益的機能の持続的な発揮及び活用を図るための取組は、次の事項を基本とする。

- 緑の整備等を持続的かつ計画的に推進
- 緑の整備等の持続的な管理体制を構築
- 森林の開発等では、緑の公益的機能が持続的に発揮されるよう適正に利用

(3) 県の責務

- 緑の整備等に関する基本的かつ総合的な施策の策定と実施
- 国、市町村、県民、緑の所有者等、事業者及び民間団体との適切な役割分担の下における相互の連携と協力

2 主な取組

＜農林水産部＞

(1) 緑の整備等の推進

- ①【事業名：国補造林事業（林業課）】 R7当初予算（R6年度）548,000千円（520,447千円）

林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資するため、林業経営体や森林所有者等が実施する森林整備を支援する。

（前年度実績）再造林面積166ha、間伐293ha

- ②【事業名：いばらきトップランナー育成支援事業（林政課）】

R7当初予算（R6年度）150,000千円（120,096千円）

森林整備の効率化を図るため、森林経営の集約化に取り組む経営体における高性能林業機械やスマート林業機器の導入などを支援する。

（前年度実績）高性能林業機械の導入3事業体、リモートセンシング機器等の導入6事業体、

③【事業名：林地開発許可制度（林政課）】 ※ 関連予算なし

森林の有する多面的機能の高度発揮を図る観点から、一定規模を超える森林の開発を行おうとする者は、事前に知事の許可を受ける必要がある。

（前年度実績）新規許可件数 9 件、変更許可件数 25 件

（2） 災害に強い緑づくり

【事業名：国補治山事業（林業課）】 R7 当初予算（R6 年度）523,115 千円（1,300,866 千円）

山腹崩壊地や荒廃溪流の復旧及び災害の未然防止・軽減を図るため、山腹工、治山ダム工、落石防止工等を実施するとともに、沿岸地域において波浪・高潮等による海岸の侵食の防止・軽減を図るため、防潮護岸工、消波根固工等を実施する。

（前年度実績）治山ダム工 8 基、山腹工 1,100 m²、防潮護岸工 101m 等

（3） 海岸の緑の整備等

【事業名：海岸防災林機能強化事業（林業課）】

R7 当初予算（R6 年度）164,000 千円（154,714 千円）

海岸防災林における松くい虫の防除及び被害を受けた海岸防災林への植栽を実施する。

（前年度実績）松くい虫防除面積 425ha、植栽面積 8ha、伐倒駆除 581 m³

<県民生活環境部>

（1） 生物多様性保全の推進

【事業名：筑波山ブナ林保護対策事業（環境政策課）】

R7 当初予算（R6 年度）25,947 千円（18,575 千円）

筑波山ブナ林保全指針に基づく遺伝的に希少なブナの保護を実施する。

（前年度実績）ブナ林開花結実調査 200 本、筑波山のロープ柵 358m 等

（2） 有害鳥獣等緊急対策

【事業名：有害鳥獣等緊急対策事業（環境政策課）】

R7 当初予算（R6 年度）1,000 千円（1,371 千円）

果樹及び街路樹を食害する外来カミキリなどの特定外来生物の駆除等を実施する。

（前年度実績）リーフレット作成 25,000 部、駆除への参加協力 12 市町

<土木部>

（1） 道路等の樹木の適切な管理

【事業名：道路防災維持事業（道路維持課）】

R7 当初予算（R6 年度）6,426,229 千円の内数（6,426,229 千円の内数）

日常的な道路パトロールにより、道路の区域や沿道の土地の樹木の生育状況等を把握し、安全

な通行を確保するため、枝の剪定や伐採など樹木の適切な維持管理を行う。

(前年度実績) 主要地方道 つくば古河線など計 101 路線の樹木の枝の剪定や伐採 等

(2) 河川の樹木の適切な管理

【事業名：河川防災事業（河川課）】

R7 当初予算（R6 年度）4,665,556 千円の内数（4,324,556 千円の内数）

定期点検により、堤防や河道の状態を把握し、水害リスクの低減や河川環境の保全を図るため、竹木の伐採など、適切な維持管理を行う。

(前年度実績) 一級河川 境川など計 49 河川の河道内に繁茂した竹木伐採 等

(3) 公園の樹木の適切な管理

【事業名：公園施設事業（都市整備課）】

R7 当初予算（R6 年度）1,085,374 千円の内数（1,063,374 千円の内数）

日常的な巡視・点検により、園内の樹木の生育状況等を把握し、公園利用者の安全を確保するための樹木の剪定や保全対策、危険木の伐採、必要に応じて伐採した箇所への新たな樹木の植樹を実施するなど公園の樹木の計画的かつ適切な管理を行う。

(前年度実績) 偕楽園など計 17 公園における樹木の剪定・伐採・植樹 等

3 施策の効果と今後の取組

条例の基本理念に沿って、本条例に規定する緑の整備や災害に強い緑づくりなどの各種施策に取り組みつつ、執行状況等の報告及び検証を行いながら、森林や樹木の公益的機能の持続的な発揮と活用を図る。

指定管理期間満了に伴う指定管理者の更新について

港湾課

1 対象施設及び施設の概要

茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設（大洗海浜公園）

- ・芝生広場 13,000 m²
- ・多目的広場（大） 11,500 m²（小） 2,500 m²
- ・駐車場（大） 10,400 m²（小） 5,000 m²
- ・休憩所 1 棟
- ・便所 3 棟
- ・シャワー 4 カ所
- ・更衣室 3 棟
- ・植栽 12,600 m²

※現在の指定管理者：大洗町

2 指定管理業務の内容

施設の使用許可、維持管理、利用促進などに関する業務

3 指定管理者の選定方法

非公募

4 非公募の理由

当該施設は、ひたちなか・大洗リゾート構想の実現に向けて、周辺地域の一体的な開発を行う中で、民間事業者等を想定した新たな運営形態を検討中。今後、民間事業者の選定及び利活用計画の策定を経て、速やかに施設運営に移行する必要があることから、それまでの期間は、公募によらず現指定管理者を引き続き選定するものである。

5 指定管理者の更新スケジュール

令和 7 年 7 月 選定委員会の設置、申請要項等の作成
9 月 指定管理者の選定（選定委員会開催）
第 4 回定例会 指定管理者選定の議決
令和 8 年 4 月 次期指定管理者による管理開始

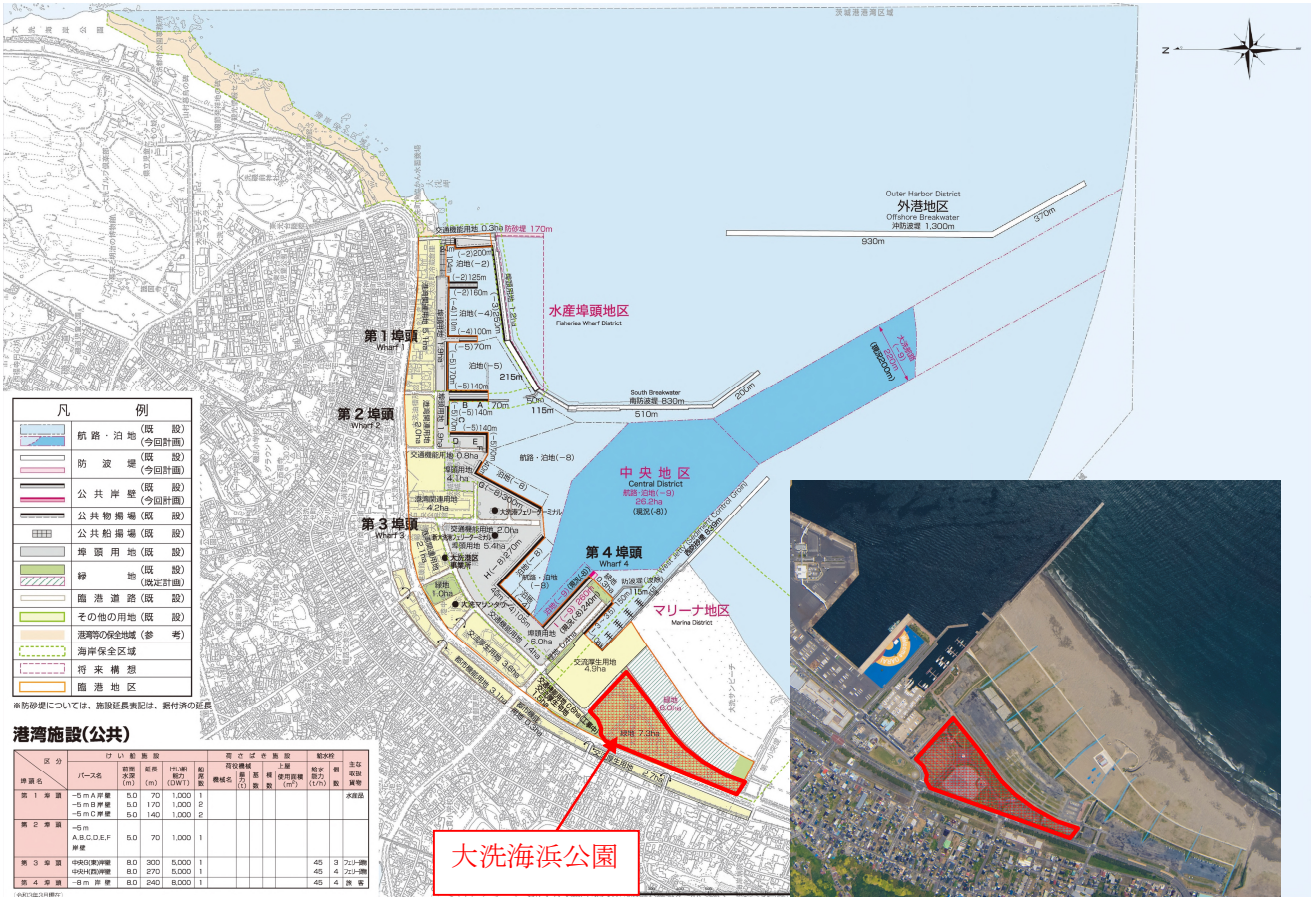
6 指定期間

1 年

7 選定委員会の構成（予定）

外部委員 3 名、内部委員 2 名（総務部職員 1 名、土木部職員 1 名）

茨城港大洗港区における指定管理者制度導入施設（大洗海浜公園）



指定管理期間満了に伴う指定管理者の更新について

都市整備課

1 対象施設及び施設の概要

No.	公園名	所在地	開園面積
①	笠間芸術の森公園	笠間市	39.0ha
②	港公園	神栖市	7.5ha
③	赤塚公園	つくば市	8.6ha
④	北浦川緑地	取手市	8.8ha

2 指定管理業務の内容

- ・公園の維持管理に関する業務
- ・公園の利用の許可・促進に関する業務 ほか

3 指定管理者の選定方法

- ①笠間芸術の森公園 : 公募
- ②港公園 : 公募
- ③赤塚公園 : 公募
- ④北浦川緑地 : 非公募

4 非公募の理由

北浦川緑地は、現在整備中の広場の供用開始に伴い、公募対象面積の大幅増など公募条件が近く変更となり、同一条件による継続した指定期間の設定が困難であることから、非公募とする。

5 指定管理者の更新スケジュール

令和7年7～9月 選定委員会の設置、指定管理者の募集
10月 指定管理者の選定（選定委員会開催）
第4回定例会 指定管理者指定の議決
令和8年4月 次期指定管理者による管理開始

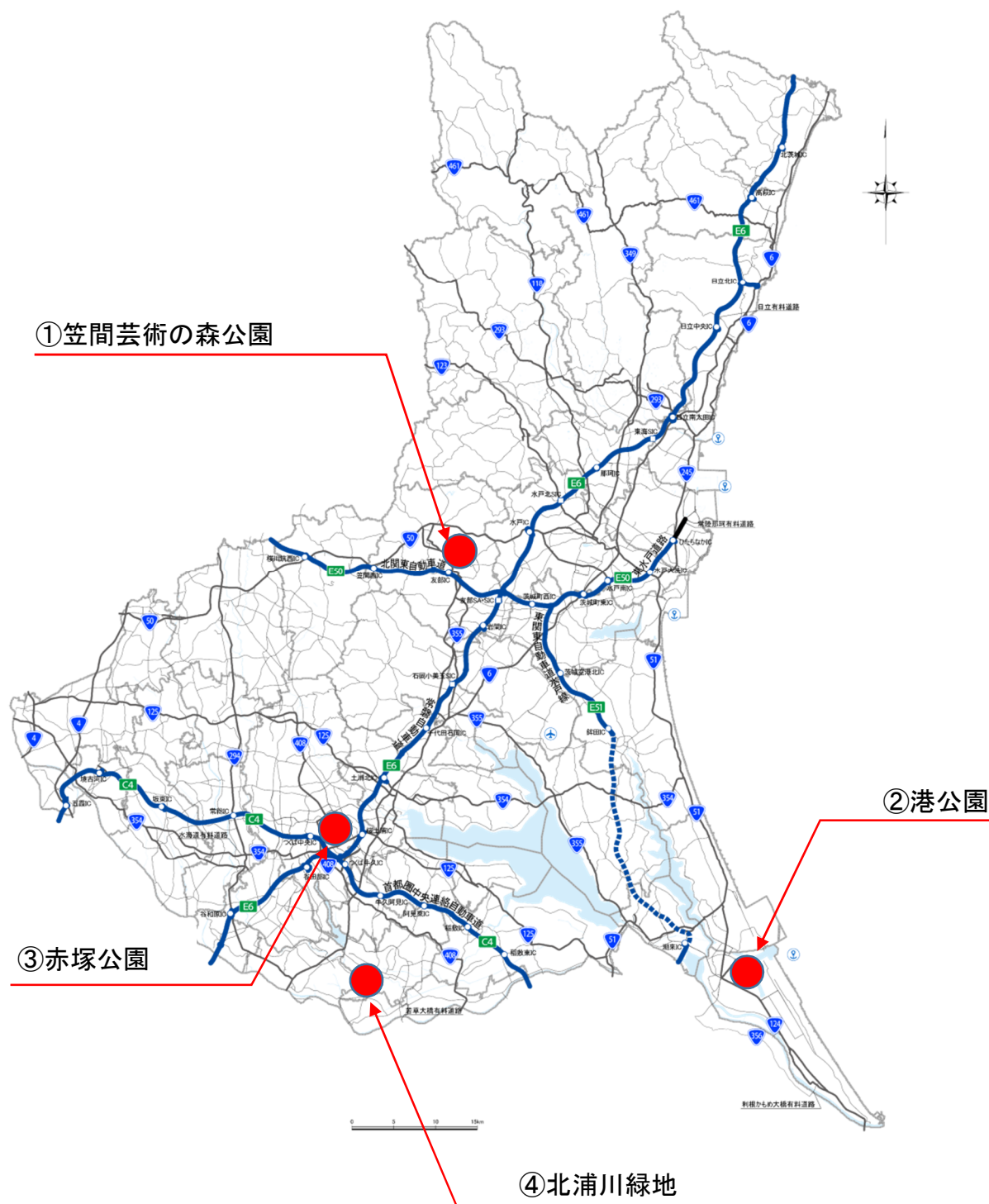
6 指定期間

- ①笠間芸術の森公園、②港公園 : 5年
- ③赤塚公園 : 3年
- ④北浦川緑地 : 1年

7 選定委員会の構成（予定）

外部委員3名、内部委員2名（総務部職員1名、土木部職員1名）

位置図



指定管理期間満了に伴う指定管理者の更新について

下水道課

1 対象施設及び施設の概要

	施設名	概要	現在の指定管理者
①	鹿島臨海都市計画下水道	鹿島臨海工業地帯に立地する事業所及び神栖市公共下水道からの汚水処理する施設。	鹿島都市開発株式会社
②	那珂久慈流域下水道	水戸市(一部)、日立市(一部)等9市町村1組合からの汚水及び周辺の単独公共下水道から発生する下水汚泥を処理する施設。	WA・KSK・BIO Sグループ ※構成企業 (株)ウォーターエージェンシー、 クボタ環境サービス(株)、 (株)バイオス

2 指定管理業務の内容

- ・下水道の運転管理に関する業務（施設の運転監視・保守点検・水質管理等）
- ・下水道施設の庁舎管理、小規模修繕 ほか

3 指定管理者の選定方法

公募

4 公募での要件等

- ・茨城県内に拠点となる事務所（緊急時に迅速かつ適切な対応がとれる体制を有すること。）を置く法人その他団体であること。
 - ・過去10年以内に、地方公共団体等から、一定規模以上の施設を有する流域又は公共下水道施設の運転管理業務を直接受託した実績が1年以上あること。
- ※複数の団体がグループを構成する場合、その代表団体に適用

5 指定管理者の選定スケジュール

令和7年7月～9月	指定管理者の募集（公募）
令和7年10月	指定管理者選定（選定委員会開催）
第4回定例会	指定管理者指定の議決
令和8年4月	次期指定管理者による管理開始

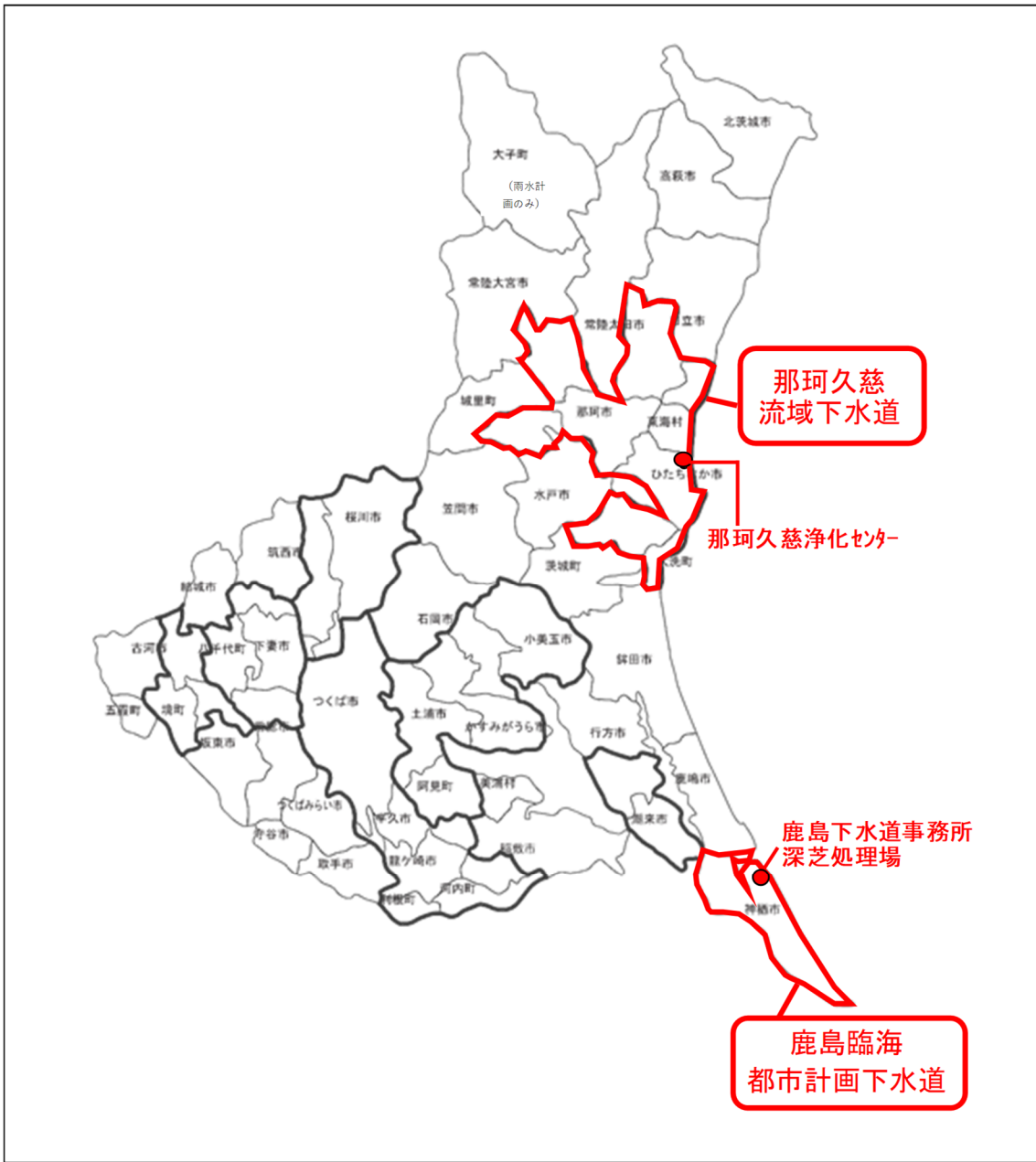
6 指定期間

5年

7 選定委員会の構成（予定）

外部委員3名、内部委員2名（総務部職員1名、土木部職員1名）

位置図



指定管理期間満了に伴う指定管理者の更新について

住宅課

1 対象施設及び施設の概要

「県営住宅及び共同施設」

154団地、12,973戸（令和7年6月1日現在）

※共同施設：集会所、駐車場等

※現在の指定管理者：一般財団法人茨城県住宅管理センター

2 指定管理業務の主な内容

- (1) 一般的な賃貸住宅としての管理業務
 - ①入退去業務
 - ②家賃等の収納業務
 - ③駐車場の管理業務
 - ④施設の保守点検業務
 - ⑤施設の修繕に係る業務
- (2) 県営住宅に特有の管理業務
 - ①入居資格審査及び収入申告関係業務
 - ②滞納家賃解消業務

3 指定管理者の選定方法

公募

4 公募での要件等

- (1) 公募の方法
 - 一部の地域を分割して募集
- (2) 主な要件
 - ①県内に拠点となる事務所を置く法人その他の団体であること。
※複数の団体がグループを構成する場合、その構成団体の全てに適用
 - ②管理している賃貸住宅の戸数が1,000戸以上であり、その業務年数が3年以上であること。
※複数の団体がグループを構成する場合、代表団体は1,000戸以上であり業務年数が3年以上、その他の構成団体は500戸以上であり業務年数が3年以上

5 指定管理者の更新スケジュール

令和7年7～9月	指定管理者の募集（公募）
令和7年10～11月	指定管理者の選定（選定委員会開催）
第4回定例会	指定管理者指定の議決
令和8年4月	次期指定管理者による管理運営開始

6 指定期間

5年

7 選定委員会の構成（予定）

外部委員4名、内部委員2名（総務部職員1名、土木部職員1名）

令和7年第2回定例会土木企業立地推進委員会

県出資団体等説明資料

令和7年6月11日

土 木 部

目 次

（一財）茨城県建設技術公社	3
（一財）茨城県建設技術管理センター	7
茨城県道路公社	11
茨城県土地開発公社	15

1 出資法人の概要

① 法人の名称	一般財団法人 茨城県建設技術公社																											
② 所 在 地	水戸市笠原町978番25																											
③ 設立年月日	昭和63年4月1日																											
④ 代表者名	理事長 生田目 好美																											
⑤ 基本財産	74, 175千円																											
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条																											
⑦ 設立目的・経緯	茨城県建設技術公社は、建設行政の円滑かつ効率的な執行を図るため、社団法人茨城県建設コンサルタントを発展的に解消し設立されたものであり、茨城県内の建設行政を補完するため、技術の研修や建設に関する受託を行い、もって茨城県内における建設事業の推進を図り、住民福祉と地域の振興発展に寄与することを目的とする。 平成24年4月からは一般財団法人へ移行した。																											
⑧ 組 織	役職員数	理事 9人 (内常勤3人)	監事 2人 (内常勤 1人)	常勤職員 74人 (内併任1人) 再雇用 5人 嘱託・臨時 58人 計 137人																								
	組織機構（課所単位まで） [本部] 評議員 理 事 理事長 監 事 専務理事 常務理事 総務部 管理部 技術第一部 技術第二部 総務課 経理課 企画研修課 施設管理課 施工管理課 土木施設マネジメント課 建 築 課 技術第一課 技術第二課 [支部] 県南支部 県西支部 庶 務 課 技術第一課 技術第二課 庶 務 課 技 術 課																											
⑨ 出資状況	(上位5団体、出資者名、金額、割合) <table><tr><td>茨城県</td><td>10,000千円</td><td>13.5%</td></tr><tr><td>市町村</td><td>4,940千円</td><td>6.7%</td></tr><tr><td>(社) 茨城県建設コンサルタント</td><td>59,235千円</td><td>79.8%</td></tr></table>				茨城県	10,000千円	13.5%	市町村	4,940千円	6.7%	(社) 茨城県建設コンサルタント	59,235千円	79.8%															
茨城県	10,000千円	13.5%																										
市町村	4,940千円	6.7%																										
(社) 茨城県建設コンサルタント	59,235千円	79.8%																										
⑩ 資産状況 (令和7年3月末現在)	(単位：千円) <table><tr><td></td><td>金 額</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>流 動 資 産</td><td>3,206,874</td><td>未収金等</td></tr><tr><td>固 定 資 産</td><td>1,983,085</td><td>基本財産、特定資産等</td></tr><tr><td>資 産 合 計</td><td>5,189,960</td><td></td></tr><tr><td>流 動 負 債</td><td>734,476</td><td>未払金等</td></tr><tr><td>固 定 負 債</td><td>588,728</td><td>退職給付引当金等</td></tr><tr><td>負 債 合 計</td><td>1,323,203</td><td></td></tr><tr><td>正 味 財 産</td><td>3,866,756</td><td></td></tr></table> ※金額は、千円未満を四捨五入しているので、合計が一致しない場合がある。					金 額	摘 要	流 動 資 産	3,206,874	未収金等	固 定 資 産	1,983,085	基本財産、特定資産等	資 産 合 計	5,189,960		流 動 負 債	734,476	未払金等	固 定 負 債	588,728	退職給付引当金等	負 債 合 計	1,323,203		正 味 財 産	3,866,756	
	金 額	摘 要																										
流 動 資 産	3,206,874	未収金等																										
固 定 資 産	1,983,085	基本財産、特定資産等																										
資 産 合 計	5,189,960																											
流 動 負 債	734,476	未払金等																										
固 定 負 債	588,728	退職給付引当金等																										
負 債 合 計	1,323,203																											
正 味 財 産	3,866,756																											

2 令和6年度事業実績

① 事業内容

ア 研修等事業

○市町村職員等の技術の向上に寄与するため、研修会を実施した。

- ・ 市町村職員初任者技術研修 5日、241名
- ・ 専門分野別技術研修 9日、313名
- ・ 建設IT研修 40日、345名
- ・ 市町村建設関係職員の短期派遣研修 139日、58名
- ・ 出張研修 5日、216名

○市町村等への技術的助言・相談等を実施した。

- ・ 工法検討、概算費検討等 106件

○建設CALS／EC共同利用センターの運営を行った。

- ・ 電子入札システム利用団体 県、29市3町1村
- ・ 入札参加資格電子申請システム利用団体 県、28市8町2村

※建設CALS／ECとは、ITを活用した効率的な公共事業を執行するための「公共事業支援統合情報システム」のことであり、電子入札、入札参加資格電子申請、電子納品などのシステムから成り立っている。

○茨城県土木設計積算システムを共同利用形式にて運営した。

- ・ 土木設計積算システム利用団体 県、32市10町2村2組合

イ 設計・積算等事業

○建設事業に関する設計、積算及び工事施工管理業務を受託した。

461件 2,136,630千円

○災害復旧業務に関する調査、設計、積算及び工事施工管理業務を受託した。

3件 25,700千円

○土地区画整理事業に関する業務を受託した。

1件 32,250千円
島名・上河原崎地区

○公園及びダム等公共施設の管理業務を受託した。

6件 57,000千円
ダム(十王、花貫、小山、水沼、藤井川等)の管理業務

②収支状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
基本財産運用益	22	・受取利息
事業収益	2,572,947	・受託事業収入、電子入札システム利用料、電子申請システム利用料等
その他の収入	3,621	・受取利息
経常収益計①	2,576,590	
事業費	2,058,860	
管理費	144,585	・人件費、減価償却費等
その他の費用	46	
経常費用計②	2,203,491	
当期経常増減額③ (①－②)	373,099	
経常外収益計④	0	
経常外費用計⑤	310	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	▲310	
法人税等⑦	175,952	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③＋⑥－⑦)	196,837	
正味財産期首残高⑨	3,669,919	
当期指定正味財産増減額 ⑩	—	
正味財産期末残高⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	3,866,756	

③補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	—	
補 助 金	—	
委 託 金	1,318,060	・建設事業に関する調査、積算、施工管理等業務
貸 付 金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

3 令和7年度事業計画

① 事業内容

ア 実施事業（公益目的事業）

- 建設に関する技術相談の実施
 - ・技術職員の技術力向上研修
 - ・建設事業に関する技術相談
 - ・建設行政に関する催し等への後援・協賛
 - ・公共土木施設災害復旧事業の技術的支援
- 公共事業支援統合情報システム（建設CALS/EC）の運営
- 茨城県土木設計積算システムの共同利用に係る運営管理及びサービスの提供

イ 社会貢献事業（公益的事業）

- 県及び市町村に対し、最新技術導入などによる事務方法改良等の事業費の助成

ウ その他事業（県・市町村等からの受託事業（収益目的事業））

- 発注者支援
 - ・土木工事及び建築工事の設計・積算や工事監督補助
- 管理者支援
 - ・橋梁長寿命化等、台帳整備等、日常管理補助、
- 事業者支援等
 - ・災害復旧事業、土地区画整理事業等

エ 業務執行体制の整備

- 職員の能力及び資質の向上、照査体制の強化、経営の健全性の確保、働き方改革の推進

②収支計画

（単位：千円）

	金 額	摘 要
基 本 財 産 運 用 益	2 0	受取利息
事 業 収 益	2, 1 7 3, 0 2 0	・受託事業収入、電子入札システム利用料、 電子申請システム利用料等
そ の 他 の 収 入	2, 7 9 0	・受取利息
経 常 収 益 計 ①	2, 1 7 5, 8 3 0	
事 業 費	1, 9 7 9, 1 2 0	・人件費、減価償却費等
管 理 費	1 4 4, 9 4 0	
経 常 費 用 計 ②	2, 1 2 4, 0 6 0	
当 期 経 常 増 減 額 ③ (①－②)	5 1, 7 7 0	
当 期 経 常 外 増 減 額 ④	—	
法 人 税 等 ⑤	2 0, 0 0 0	
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額 (当 期 利 益) ⑥ (③＋④－⑤)	3 1, 7 7 0	
正 味 財 産 期 首 残 高 ⑦	3, 6 6 9, 9 1 9	
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額 ⑧	—	
正 味 財 産 期 末 残 高 ⑨ (⑥＋⑦＋⑧)	3, 7 0 1, 6 8 9	

③補助金等の受入予定

（単位：千円）

	金 額	摘 要
出 資 金	—	
補 助 金	—	
委 託 金	1, 1 2 1, 4 9 0	建設事業に関する調査、積算、施工管理 等業務
貸 付 金	—	
損 失 補 償 限 度 額 年 度 末 残 高	—	

1 出資法人の概要

① 法人の名称	一般財団法人 茨城県建設技術管理センター																											
② 所 在 地	水戸市青柳町4195番地																											
③ 設立年月日	昭和54年4月2日																											
④ 代表者名	理事長 石津 健光																											
⑤ 基本財産	112,000千円																											
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条																											
⑦ 設立目的・経緯	一般財団法人茨城県建設技術管理センターは、昭和54年4月に社団法人茨城県建設業協会により設立され、建設業に係る材料試験や技術管理の調査研究を行ってきたが、平成6年4月には茨城県が出捐し、さらに平成8年4月から建設副産物の有効利用に関する事業等を行い、建設事業の振興、発展に寄与することを目的としている。 平成25年4月からは一般財団法人に移行した。																											
⑧ 組 織	役職員数	理事 13 人 (内常勤 2 人)	監事 3 人 (内常勤 一人)	常勤職員 30 人 再雇用 1 人 嘱託・臨時 12 人 計 43 人																								
	組織機構（課所単位まで） 評議員 理事長 監 事 副理事長 専務理事 (常勤) 常務理事 (常勤) 理事 総務部 技術部 建設副産物リサイクル事業部 総務課 企画研修課 技術課 試験課 調査課 業務課 県南支所																											
⑨ 出資状況	(上位5団体，出資者名，金額，割合) (一社) 茨城県建設業協会 84,000千円 75% 茨城県 28,000千円 25%																											
⑩ 資産状況 (令和7年3月末現在)	(単位：千円) <table><tr><td></td><td>金 額</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>流 動 資 産</td><td>619,693</td><td>現金預金，未収金等</td></tr><tr><td>固 定 資 産</td><td>1,881,097</td><td>特定資産，有形固定資産等</td></tr><tr><td>資 産 合 計</td><td>2,500,790</td><td></td></tr><tr><td>流 動 負 債</td><td>78,859</td><td>未払金等</td></tr><tr><td>固 定 負 債</td><td>198,156</td><td>退職給付引当金</td></tr><tr><td>負 債 合 計</td><td>277,015</td><td></td></tr><tr><td>正 味 財 産</td><td>2,223,775</td><td></td></tr></table> ※金額は、千円未満を四捨五入しているので、合計が一致しない場合がある。					金 額	摘 要	流 動 資 産	619,693	現金預金，未収金等	固 定 資 産	1,881,097	特定資産，有形固定資産等	資 産 合 計	2,500,790		流 動 負 債	78,859	未払金等	固 定 負 債	198,156	退職給付引当金	負 債 合 計	277,015		正 味 財 産	2,223,775	
	金 額	摘 要																										
流 動 資 産	619,693	現金預金，未収金等																										
固 定 資 産	1,881,097	特定資産，有形固定資産等																										
資 産 合 計	2,500,790																											
流 動 負 債	78,859	未払金等																										
固 定 負 債	198,156	退職給付引当金																										
負 債 合 計	277,015																											
正 味 財 産	2,223,775																											

2 令和6年度事業実績

① 事業内容

ア 実施事業（研修・広報事業）

○市町村や建設業関連団体の職員等の技術の向上に寄与するため、研修会等を実施した。

- ・建設材料の品質管理試験実務研修 18回、101名
- ・建設技術講演会 2回、180名
- ・研修支援（講習会の講師派遣） 2回、27名
- ・実物大構造物モデルを用いた実務研修 2回、72名
- ・茨城県新技術「IT'S」の展示・技術発表会の開催
展 示 12技術
発表会 6技術、28名（※茨城県リサイクル建設資材展示会と合同開催）
- ・茨城県土木技術発表会の運営 1回、110名

○茨城県建設発生土情報検索システムの運用

- ・「茨城県建設発生土情報検索システム」を運用し、工事間流用調整など建設発生土の有効利用促進を支援した。追加機能である「茨城県再生砕石需給調査システム」は再生砕石の効率的な出荷可能量調査と有効活用を目的としてシステムの管理運営を行った。

茨城県建設発生土情報検索システム 登録件数：1,029件

茨城県再生砕石需給調査システム 調査件数：53件

○茨城県リサイクル建設資材評価認定資材の審査と情報提供

- ・申請手続きに関する受付や、提出文書の審査業務等を行った。
新規：2品目6資材、変更：2品目3資材、更新：9品目31資材
発表会 1品目2資材、28名（※「It's」技術発表会と合同開催）

○茨城県建設技術研修センターの運営

- ・各種団体の研修及び講演会等の会場として施設を提供した
24団体、19,810人

○試験年報の発行

- ・材料試験結果を年報として取りまとめ、建設関係者が資材の品質傾向を把握する資料として提供した。

○建設フェスタへの支援

- ・「建設フェスタ2024」に参加・支援し、当財団の事業やリサイクル建設資材に関連したPRを実施した。

○調査研究の実施

- ・建設資材の品質確保と向上を図るため、アスファルト再生骨材の性状調査及び再生コンクリート資材の安定供給と再生資源化拡充に関する調査研究を実施した。

イ その他の事業

○試験調査事業

- ・建設工事の適正な品質管理を図るため、建設資材の材料試験を実施した。
試験件数 54,496件 377,144千円
- ・公共工事における品質管理や再生資源の有効利用を図るため、県から調査を受託した。
建設資材指定工場調査 95工場（立入） 13,453千円

○建設副産物リサイクル事業

- ・公共工事における建設発生土の有効利用を図るため、ストックヤードの設置と管理運営を実施した。
ストックヤード数 12箇所
利用土量 約41万m³ 368,160千円

② 収支状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
事業収益 その他の収入	771,443 4,654	・試験手数料, 施設利用料 等 ・受取利息, リサイクル認定品新規・更新料等
経常収益計 ①	776,096	
事業費 管理費	739,143 20,888	・試験調査費, 建設副産物対策費, 減価償却費 等 ・人件費, 建物維持管理費 等
経常費用計 ②	760,031	
当期経常増減額 ③ (①－②)	16,065	
経常外収益計 ④	0	
経常外費用計 ⑤	7,175	・固定資産廃棄損
当期経常外増減額 ⑥ (④－⑤)	▲7,175	
法人税等 ⑦	12,866	
当期一般正味財産増減額 (当期利益) ⑧ (③＋⑥－⑦)	▲3,976	
正味財産期首残高 ⑨	2,199,751	
当期指定正味財産増減額 ⑩	0	
正味財産期末残高 ⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	2,195,775	

※金額は、千円未満を四捨五入しているので、合計が一致しない場合がある。

③補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	—	
補 助 金	—	
委 託 金	13,453	指定工場調査委託
貸 付 金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

3 令和7年度事業計画

① 事業内容

ア 実施事業（研修・広報事業）

- ・建設材料の品質管理試験実務研修
- ・建設技術講演会
- ・研修支援（講習会の講師派遣）
- ・実物大構造物モデルを用いた実務研修
- ・茨城県新技術「IT'S」の展示・技術発表会の開催
- ・茨城県土木技術発表会の運営
- ・茨城県建設発生土情報検索システムの運用
- ・茨城県リサイクル建設資材評価認定資材の審査と情報提供
- ・茨城県建設技術研修センターの運営
- ・試験年報の発行
- ・建設フェスタへの支援
- ・調査研究の実施

イ その他の事業

- ・試験調査事業
- ・建設副産物リサイクル事業

②収支計画

（単位：千円）

	金 額	摘 要
事業収益 その他の収入	820,085 5,793	・試験手数料, 施設利用料 等 ・受取利息, リサイクル認定品新規・更新料等
経常収益計 ①	825,878	
事業費 管理費	789,128 23,250	・試験調査費, 建設副産物対策費, 減価償却費等 ・人件費, 建物維持管理費 等
経常費用計 ②	812,378	
当期経常増減額 ③ (①－②)	13,500	
当期経常外増減額 ④	▲4,514	
法人税等 ⑤	132	
当期一般正味財産増減額 (当期利益) ⑥ (③＋④－⑤)	8,854	
正味財産期首残高 ⑦	2,229,089	
当期指定正味財産増減額 ⑧	0	
正味財産期末残高 ⑨ (⑥＋⑦＋⑧)	2,237,943	

③ 補助金等の受入予定

（単位：千円）

	金 額	摘 要
出 資 金	—	
補 助 金	—	
委 託 金	13,500	指定工場調査委託等
貸 付 金	—	
損失補償限度額 年度末残高	—	

1 出資法人の概要

① 法人の名称	茨城県道路公社																															
② 所 在 地	茨城県水戸市笠原町 9 7 8 - 2 5																															
③ 設立年月日	昭和 4 6 年 9 月 2 5 日																															
④ 代 表 者 名	理事長 石川 昭																															
⑤ 基 本 財 産	1 0 , 0 3 9 , 8 0 0 (千円)																															
⑥ 設 立 根 拠	地方道路公社法第 8 条																															
⑦ 設 立 目 的 ・ 経 緯	茨城県の区域及びその周辺の地域において、その通行または利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。																															
⑧ 組 織 (令和 7 年 6 月 1 日現在	役職員数	理事 3 人 (うち常勤2人)	監事 1 人	顧問欠員	職員 4 人 (内併任 1 人) 嘱託 4 9 人、臨時 4 4 人																											
	組織機構 理 事 長 (常勤) 理 事 (常勤) 理 事 (非常勤) 監 事 (") 顧 問 (欠員) 総務部長 (併任) 業務部長 (理事兼務) 総務課 経理課 工務課 業務管理室																															
⑨ 出 資 状 況 (令和 7 年 3 月末現在)	茨城県 8,308,800 千円 82.8% 千葉県 1,731,000 千円 17.2% 計 10,039,800 千円 100.0%																															
⑩ 資 産 状 況 (令和 7 年 3 月末現在)	(単位：千円) <table><tr><td></td><td>金 額</td><td>摘 要</td></tr><tr><td>流 動 資 産</td><td>671,129</td><td>現金・預金等</td></tr><tr><td>固 定 資 産</td><td>21,130,261</td><td>道路資産等</td></tr><tr><td>資 産 合 計</td><td>21,801,391</td><td></td></tr><tr><td>流 動 負 債</td><td>137,397</td><td>未払金等</td></tr><tr><td>固 定 負 債</td><td>515,694</td><td>長期借入金等</td></tr><tr><td>特 別 法 上 の 引 当 金 等</td><td>11,095,198</td><td>償還準備金・損失補てん引当金等</td></tr><tr><td>負 債 合 計</td><td>11,748,290</td><td></td></tr><tr><td>正 味 財 産</td><td>10,053,101</td><td></td></tr></table> ※千円未満を四捨五入しているので、合計欄と一致していない場合がある。						金 額	摘 要	流 動 資 産	671,129	現金・預金等	固 定 資 産	21,130,261	道路資産等	資 産 合 計	21,801,391		流 動 負 債	137,397	未払金等	固 定 負 債	515,694	長期借入金等	特 別 法 上 の 引 当 金 等	11,095,198	償還準備金・損失補てん引当金等	負 債 合 計	11,748,290		正 味 財 産	10,053,101	
	金 額	摘 要																														
流 動 資 産	671,129	現金・預金等																														
固 定 資 産	21,130,261	道路資産等																														
資 産 合 計	21,801,391																															
流 動 負 債	137,397	未払金等																														
固 定 負 債	515,694	長期借入金等																														
特 別 法 上 の 引 当 金 等	11,095,198	償還準備金・損失補てん引当金等																														
負 債 合 計	11,748,290																															
正 味 財 産	10,053,101																															

2 令和6年度事業実績

① 事業内容

ア 有料道路・駐車場管理事業

道路整備特別措置法による有料道路4路線及び駐車場4箇所の管理事業を実施した。

令和6年度の料金収入額は以下のとおり。

(単位：千円)

管理区間	供用開始時期	令和6年度収入額	備考
日立有料道路	平成 5 年 10 月 20 日	204,610	
水海道有料道路	平成 9 年 8 月 7 日	144,897	
常陸那珂有料道路	平成 11 年 7 月 22 日	197,898	
若草大橋有料道路	平成 18 年 4 月 18 日	109,869	
みらい平駅前駐車場	平成 17 年 8 月 24 日	8,874	
筑波山つつじヶ丘駐車場	平成 18 年 4 月 27 日	39,542	
友部駅北口駐車場	平成 20 年 2 月 1 日	8,604	
水戸北スマート I C 駐車場	平成 20 年 6 月 16 日	2,838	
計		717,132	

イ 受託業務事業

茨城県からの委託を受け、主要地方道常陸那珂港南線及び関連路線の道路管理業務、県内の道路巡回点検調査業務を実施した。

(単位：千円)

事業名	令和6年度事業費	備考
主要地方道常陸那珂港南線 及び関連路線道路管理業務	45,353	道路管理
道路巡回点検調査業務	156,904	道路巡回点検調査
計	202,257	

② 収支状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
業 務 収 入	717,505	道路料金収入、駐車場料金収入、業務雑収入等
受 託 業 務 収 入	202,257	受託業務収入
負 担 金 収 入	2,811	茨城県・市負担金収入
業 務 外 収 入	2,213	併任職員給与負担金、原子力立地給付金等
経 常 収 益 計 ①	924,786	
管 理 業 務 費	347,813	料金徴収経費、維持管理費等
一 般 管 理 費	159,270	人件費、物件費等
諸 減 価 償 却 費	51,762	駐車場・有形固定資産減価償却費
特別法上の引当損等	159,682	損失補てん引当損、償還準備金繰入額等
受 託 業 務 費	202,257	受託業務費
業 務 外 費 用	0	
経 常 費 用 計 ②	920,784	
経 常 利 益 ③ (①－②)	4,002	
特 別 収 益 計 ④	－	
特 別 費 用 計 ⑤	－	
税 引 前 当 期 純 利 益 ⑥ (②＋④－⑤)	4,002	
法 人 税 等 ⑦	－	
当 期 純 利 益 ⑧ (⑥－⑦)	4,002	
前 期 繰 越 損 益 ⑨	9,298	
当期末未処分損益累計⑩ (⑧＋⑨)	13,300	

※千円未満を四捨五入しているため、合計欄と一致していない場合がある。

③補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金		
補 助 金		
委 託 金	202,257	道路管理、道路巡回点検調査
貸 付 金	457,000	県長期貸付金の未償還額(前年度比▲50,000)
負 担 金		
債 務 保 証 限 度 額	52,000	上段…債務保証限度額(枠)
年 度 末 残 高	0	下段…R6 年度末借入金残高

3 令和7年度事業計画

①事業内容

ア 有料道路・駐車場管理事業

令和7年度の料金収入等は、719,484千円を見込む。

また、管理運営にあたっては、利用者が快適に通行できるよう、道路情報の迅速な提供や適切な道路の維持管理及び徴収員の接遇対応など、より一層のサービス向上等に努める。

イ 受託業務事業

主要地方道常陸那珂港南線及び関連路線の道路管理や県内の道路巡回点検調査など、214,000千円の受託業務を実施する。

②収支計画

(単位：千円)

	金 額	摘 要
業 務 収 入	719,833	道路料金収入、駐車場料金収入、業務雑収入等
受 託 業 務 収 入	214,000	受託業務収入
負 担 金 受 入	2,850	茨城県・市負担金受入
業 務 外 収 入	1,800	併任職員給与負担金、原子力立地給付金等
経 常 収 益 計 ①	938,483	
管 理 業 務 費	374,479	料金徴収経費、維持管理費等
一 般 管 理 費	169,644	人件費、物件費等
諸 減 価 償 却 費	41,119	駐車場、有形固定資産減価償却費
特 別 法 上 の 引 当 損 等	138,823	損失補てん引当損、償還準備金繰入額等
受 託 業 務 費 用	214,000	受託業務費
業 務 外 費 用	0	
経 常 費 用 計 ②	938,065	
経 常 利 益 ③ (①－②)	418	
特 別 収 益 計 ④	—	
特 別 費 用 計 ⑤	—	
税 引 前 当 期 純 利 益 ⑥ (②＋④－⑤)	418	
法 人 税 等 ⑦	—	
当 期 純 利 益 ⑧ (⑥－⑦)	418	
前 期 繰 越 損 益 ⑨	13,300	
当 期 末 処 分 損 益 累 計 ⑩ (⑧＋⑨)	13,718	

③補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金		
補 助 金		
委 託 金	214,000	道路管理、道路巡回点検調査
貸 付 金	357,000	県長期貸付金の未償還額(前年度比▲100,000)
負 担 金		
債 務 保 証 限 度 額	52,000	上段…債務保証限度額(枠)
年 度 末 残 高	0	下段…R7年度末借入金残高

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

所管部局課 土木部都市局都市計画課

1 出資法人の概要

(令和7年6月1日現在)

① 法人の名称	茨城県土地開発公社																											
② 所 在 地	水戸市笠原町 978 番 25																											
③ 設立年月日	平成2年4月19日																											
④ 代表者名	理事長 飯塚 博之																											
⑤ 基本財産	30,000千円																											
⑥ 設立根拠	公有地の拡大の推進に関する法律（第10条）																											
⑦ 設立目的・経緯	公共用地、公用地等の取得、管理、処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民の福祉の増進に寄与する。																											
⑧ 組 織	役職員数	理事7人 (うち常勤3人)	監事1人 (うち常勤0人)	常勤職員8人、嘱託職員1人 (主に土地開発公社業務に従事する職員を計上)																								
	組織機構 理事長 副理事長 副理事長 監事 専務理事 専務理事 理事 常務理事 事務局長 事務局次長 参事 総務課 財務課 用地建設課 公共用地室 直轄事業用地分室																											
⑨ 出資状況	茨城県 30,000 千円 (100%)																											
⑩ 資産状況 (令和7年3月末現在)	(単位：千円) <table><thead><tr><th></th><th>金 額</th><th>摘 要</th></tr></thead><tbody><tr><td>流動資産</td><td>7,370,414</td><td>保有土地、現金預金等</td></tr><tr><td>固定資産</td><td>2,942,541</td><td>賃貸事業に供する土地（事業用定期借地）等</td></tr><tr><td>資産合計</td><td>10,312,955</td><td></td></tr><tr><td>流動負債</td><td>611,590</td><td>預り金、未払金等</td></tr><tr><td>固定負債</td><td>4,148,684</td><td>長期借入金、預り保証金</td></tr><tr><td>負債合計</td><td>4,760,274</td><td></td></tr><tr><td>資本合計</td><td>5,552,681</td><td>準備金等</td></tr></tbody></table> ※ 金額は千円未満を四捨五入しているので、合計が一致しない場合がある。					金 額	摘 要	流動資産	7,370,414	保有土地、現金預金等	固定資産	2,942,541	賃貸事業に供する土地（事業用定期借地）等	資産合計	10,312,955		流動負債	611,590	預り金、未払金等	固定負債	4,148,684	長期借入金、預り保証金	負債合計	4,760,274		資本合計	5,552,681	準備金等
	金 額	摘 要																										
流動資産	7,370,414	保有土地、現金預金等																										
固定資産	2,942,541	賃貸事業に供する土地（事業用定期借地）等																										
資産合計	10,312,955																											
流動負債	611,590	預り金、未払金等																										
固定負債	4,148,684	長期借入金、預り保証金																										
負債合計	4,760,274																											
資本合計	5,552,681	準備金等																										

2 令和6年度事業実績

① 事業内容

ア 公有地取得事業

国道6号（牛久土浦バイパス・東海拡幅）及び国道50号（下館バイパス・協和バイパス）の用地先行取得事業を国から受託した。

また、既先行取得用地については国に売却した。

（取得2.5ha、契約額1,427百万円、売却4.9ha、売却額1,677百万円）

イ 土地造成事業

ひたちなか地区に保有する土地について、売却及び貸付を行った。

（売却16.9ha、売却額7,090百万円、貸付5.5ha、貸付額115百万円）

② 収支状況

（単位：千円）

	金 額	摘 要
事業収益	8,885,116	公有地取得事業、土地造成事業等
事業外収益	25,955	受取利息等
収益計①	8,911,071	
事業原価	8,559,391	処分土地の原価
販売費及び一般管理費	33,214	人件費、経費
事業外費用	0	
費用計②	8,592,605	
経常利益③ (①－②)	318,466	
特別利益④	0	
特別損失⑤	0	
当期純利益⑥ (③＋④－⑤)	318,466	
前期繰越損益⑦	5,204,215	
当期末未処分損益累計⑧ (⑥＋⑦)	5,522,681	

※ 金額は千円未満を四捨五入しているので、合計が一致しない場合がある。

③ 補助金等の受入状況

（単位：千円）

	金 額	摘 要
出 資 金	0	
補 助 金	0	
委 託 金	0	
貸 付 金	323,208	県長期貸付金の未償還額（前年度比▲7,103,830）
債務保証限度額	240,000	上段：債務保証限度額（枠）
年度末残高	0	下段：令和6年度末債務保証対象借入金残高

3 令和7年度事業計画

① 事業内容

ア 公有地取得事業

国道6号及び国道50号事業用地の先行取得を着実に進めるとともに、既先行取得用地を国へ売却する。(取得3.7ha、1,200百万円、売却4.1ha、1,804百万円)

イ 土地造成事業

ひたちなか地区の完成土地について、県関係課と連携し、地元市町村等との調整を図りながら売却等に努める。(7.0ha、2,428百万円)

② 収支計画

(単位：千円)

	金 額	摘 要
事業収益	4,347,862	公有地取得事業、土地造成事業等
事業外収益	3,294	受取利息等
収益計 ①	4,351,156	
事業原価	4,300,912	処分土地の原価
販売費及び一般管理費	30,096	人件費、経費等
予備費	3,000	
費用計 ②	4,334,008	
収益的収入支出差引額 ③ (①－②)	17,148	
前期繰越損益 ④	5,522,681	
当期末未処分損益累計⑤ (③＋④)	5,539,829	

※ 金額は千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金 額	摘 要
出 資 金	0	
補 助 金	0	
委 託 金	0	
貸 付 金	0	県長期貸付金の未償還額
債務保証限度額	240,000	上段：債務保証限度額(枠)
年度末残高	0	下段：令和7年度末債務保証対象借入金残高

令和7年第2回定例会土木企業立地推進委員会

県 出 資 団 体 等 改 革 工 程 表

令和7年6月11日

土 木 部

目 次

茨城県道路公社	・ ・ ・ ・ ・	3
港湾事業特別会計	・ ・ ・ ・ ・	4
茨城県土地開発公社	・ ・ ・ ・ ・	5

改革工程表2(年度別実行計画)

団 体 名 及 び 部 局 ・ 課 名	茨城県道路公社	土木部道路維持課
改 革 遂 行 責 任 者	理事長、理事	土木部長、道路維持課長、 総務部長、出資団体指導監

改革方針	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【1 県負担の最少化】 (将来収支予測の的確な反映)	将来収支予測の精査、事業への的確な反映等		
①将来交通量を見直し収支予測を精査			
②新たな事業計画の検討			
【2 経営基盤の強化】 (利用促進策の実施)	利用促進策の推進 共通休日特別通行券配布枚数:10,500枚	共通休日特別通行券配布枚数:10,600枚	共通休日特別通行券配布枚数:10,700枚
①共通休日特別通行券の配布	① 共通休日特別通行券の配布:12,000枚(水海道、若草大橋) (R6.7.13~R6.11.30までの土日祝日に利用可)		
②回数券の販売	② 公社HPでの回数券販売のPR(水海道、若草大橋)		
③渋滞時への対策の強化	③ 渋滞時への対策の強化 ・道路情報板、公社HP、SNSによる情報発信 (常陸那珂、筑波山つつじヶ丘駐車場)		
④利用促進のためのPR ・地元広報誌等を活用した利用促進PRを実施	④ 利用促進のためのPR ・城里町の広報誌を活用した利用促進PR (友部駅北口駐車場) ・水戸市及び城里町の広報誌を活用した利用促進PR (水戸北スマートIC駐車場) ・令和6年12月16日より若草大橋の料金徴収にキャッシュレス 決済を導入したことから、龍ヶ崎市、利根町、河内町、千葉 県印西市及び栄町の広報誌でキャッシュレス決済導入をPR (若草大橋)		
(増収対策及び経費削減)	増収対策及び経費削減		
①計画的な維持更新工事			
②駐車場料金見直しの検討	② 駐車場料金見直しの検討 ・周辺の民間駐車場の料金を調査し、今後、料金改定を検討 (みらい平駅前駐車場)		
【3 進行管理結果の公表】 (県議会への報告、情報の公表)	毎年度改善成果を県議会へ報告、ホームページ等で公表		
	【R6.6 県議会報告】 【R6.6 県ホームページ公表】		

改革工程表2(年度別実行計画)

団体(会計)名及び 部局・課名	港湾事業特別会計	土木部 港湾課
改革遂行責任者	土木部長・港湾課長・総務部長・財政課長	

改革方針	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
○機能施設整備事業					
【1 港湾施設利用の拡大】 使用料収入計画	1,675百万円 [1,677百万円]	1,595百万円 [1,804百万円]	1,611百万円 [1,803百万円]	1,627百万円 [1,755百万円]	1,643百万円
【2 償還財源の確保】 資本費平準化債等	1,994百万円 [1,258百万円]	1,814百万円 [1,805百万円]	1,233百万円 [1,399百万円]	1,022百万円 [1,154百万円]	800百万円
【3 事業費の縮減】		・維持管理計画策定(長寿命化計画)及び維持管理計画に基づく維持管理の実施 ・計画的な施設整備の実施			

改革方針	平成22年度～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
○臨海部土地造成事業						
【1 保有地の処分促進】 (1)土地処分計画 47.3ha(R4～R7)	※H22～R3までの処分計画122.8ha [74.5ha]	[1.0ha]	12.4ha [0.0ha]	11.9ha 【24.3ha】 [0.8ha]	11.6ha 【35.1ha】 【0.0ha】	11.4ha 【46.5ha】
茨城港日立港区 処分計画面積(5.1ha)	[18.5ha]	[0.0ha]	1.3ha [0.0ha]	1.3ha 【2.6ha】 [0.0ha]	1.3ha 【3.9ha】 【0.0ha】	1.2ha 【5.1ha】
茨城港常陸那珂港区 処分計画面積(41.1ha)	[54.4ha]	[1.0ha]	10.3ha [0.0ha]	10.3ha 【20.6ha】 [0.0ha]	10.3ha 【30.9ha】 【0.0ha】	10.2ha 【41.1ha】
茨城港大洗港区 処分計画面積(1.1ha)	[1.6ha]	[0.0ha]	0.8ha [0.0ha]	0.3ha 【1.1ha】 [0.8ha]	0.0ha 【0.3ha】 【0.0ha】	0.0ha 【0.3ha】
(2)処分方策		・戦略的な企業誘致活動 ・関連公共事業の早期整備等				
【2 事業費の縮減等】		・造成コストの削減 ・企業ニーズに応じた造成手法の導入				

※注 ◀▶ は改革期間及び推進事項を表示
 ※注 [] は目標達成状況を表示、【】は修正後の目標を表示

改革工程表2(年度別実行計画)

団体名及び部局・課名	茨城県土地開発公社	土木部都市局都市計画課
改革遂行責任者	理事長、副理事長、専務理事	土木部長、都市局長、都市計画課長、立地推進部長、立地整備課長、総務部長、出資団体指導監

改革方針	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【1 保有土地の売却等】 ・完成土地 ひたちなか地区(7.0ha) <参考> ひたちなか地区(5.5ha) 事業定期借地等により処分済み (R6年2月:貸付地22.3haのうち16.9haを売却。) 【2 県無利子長期貸付金の償還】 ・公社への貸付 未償還額82.0億円(R2末) ・R6年2月に売却した貸付地16.9haの土地代(70.9億円)は、 R6年度の償還に充当。 【3 今後の団体のあり方】 ・公社の将来的なあり方の検討 【4 先行取得事業等】 (1) 公共用地の先行取得等 ・国道6号牛久土浦バイパス(Ⅱ期)用地取得事業(H28～R3) ・国道6号牛久土浦バイパス(Ⅲ期)用地取得事業(R3～) ・国道6号日立バイパス(Ⅱ期)用地取得事業(H29、R1～R4) ・国道6号大和田拡幅用地取得事業(R1～R4) ・国道6号東海拡幅用地取得事業(R2～R6) ・国道50号下館バイパス用地取得事業(R1～R5) ・国道50号協和バイパス用地取得事業(R5～) ・久慈川用地取得事業(R3～R5) (2) 先行取得した公共用地の計画的な買い戻し ・国道、県道、街路、河川等 【5 進行管理結果の公表】	5年で7haを売却等により処分 [0ha]	[0ha]	[0ha]	[0ha]	
	保有土地の売却及び定期借地等賃料収入により償還を推進 [3.9億円] [未償還額78.1億円(R3末)]	[1.8億円] [未償還額76.3億円(R4末)]	[2.0億円] [未償還額74.3億円(R5末)]	[71.0億円] [未償還額3.3億円(R6末)]	
	先行取得事業等の厳選実施により国や県等の施策推進に協力 [今後の公共用地先行取得の検討]	[今後の公共用地先行取得の検討]	[今後の公共用地先行取得の検討]	[今後の公共用地先行取得の検討]	
	国・県等のプロジェクトに関連する緊急性、必要性のある箇所を厳選して実施 [国道6号牛久土浦BPⅢ 0.23ha] [国道6号日立BPⅡ 0.04ha] [国道6号東海拡幅 0.56ha] [国道50号下館BP 0.14ha] [あっせん等事業] [国道6号牛久土浦BPⅡ 0.21ha] [国道6号大和田拡幅 0.03ha] [久慈川 4.4ha]	[国道6号牛久土浦BPⅢ 9.3ha] [国道6号日立BPⅡ 0.16ha] [国道6号大和田拡幅 0.17ha] [国道6号東海拡幅 0.80ha] [国道50号下館BP 0.17ha] [あっせん等事業] [久慈川 17.3ha]	[国道6号牛久土浦BPⅢ 2.5ha] [国道6号東海拡幅 0.40 ha] [国道50号下館BP 0.18ha] [あっせん等事業] [久慈川 12.1ha]	[国道6号牛久土浦BPⅢ 1.8ha] [国道6号東海拡幅 0.17ha] [国道50号協和BP 0.60ha]	
	取得翌年度から4年以内に計画的に買い戻す [国道等 2.4ha]	[国道等 0.9ha]	[国道等 3.7ha]	[国道等 4.9ha]	
	毎年度の進行管理結果を県議会に報告するとともに、ホームページなどで公表 [R3. 6月県議会報告] [R3. 6月県ホームページ公表]	[R4. 6月県議会報告] [R4. 6月県ホームページ公表]	[R5. 6月県議会報告] [R5. 6月県ホームページ公表]	[R6. 6月県議会報告] [R6. 6月県ホームページ公表]	

※注 [] は目標達成状況を表示、 は改革期間及び推進事項

令和 7 年度 公の施設等運営状況報告

土木部

令和 7 年 6 月 11 日（水）

目 次

1	運営状況報告の概要	4
2	施設別運営状況報告	
(1)	県所有施設	
①	【都市整備課】	
	都市公園（偕楽園、弘道館公園、大洗公園、笠間芸術の森公園、大子広域公園、鹿島灘海浜公園、県西総合公園、砂沼広域公園、千波公園、霞ヶ浦総合公園、赤塚公園、港公園、沢渡川緑地、桜川緑地、北浦川緑地、芸大緑地、県庁東公園）	資料5－2
②	【港湾課】	
	茨城港大洗港区の港湾環境整備施設（港中央公園（中央地区）及び大洗海浜公園（大洗マリーナ地区））	資料5－3
	茨城港（常陸那珂港区、日立港区、大洗港区）及び鹿島港公共埠頭並びに土浦港	資料5－4

③【下水道課】

鹿島臨海都市計画下水道、流域下水道（那珂久慈、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦常南、霞ヶ浦水郷、
利根左岸さしま、鬼怒小貝、小貝川東部）・・・・・・・・・・資料５－５

④【住宅課】

県営住宅及び共同施設・・・・・・・・・・資料５－６

（２）出資団体等所有施設

①【道路維持課】

みらい平駅前駐車場、筑波山つつじヶ丘駐車場、友部駅北口駐車場、水戸北スマートＩＣ駐車場
・・・・・・・・・・資料５－７

②【港湾課】

大洗港フェリーターミナルビル・・・・・・・・・・資料５－８

○ 運営状況報告の概要

- 令和7年度の所管施設数は38施設。このうち、出資団体等所有施設は5施設。
- 大洗公園の公園区域の一部（こどもの城跡地）について、令和6年11月1日に大洗町へ移管した。
- 土浦港については、令和6年度に実施したサウンディング調査結果に基づき、施設のあり方について検討する。
- 港中央公園については、営業戦略部と連携を図りながら、大洗マリンタワーとの一体的な活用を含め、引き続き検討する。
- 笠間芸術の森公園、赤塚公園、港公園、北浦川緑地、大洗海浜公園、鹿島臨海都市計画下水道、那珂久慈流域下水道、県営住宅及び共同施設については、令和7年度をもって指定管理期間が終了することから、今年度、指定管理者の選定手続きを行う予定である。

		現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
県 有 施 設	令和7年度	31	2	0	0	0	33
	令和6年度	31	1	0	1※	0	33
出 資 団 体 等 所 有 施 設	令和7年度	5	0	0	0	0	5
	令和6年度	5	0	0	0	0	5

※大洗公園には「現状維持」、「他団体への譲渡・譲与」の部分があるが、便宜上、「他団体への譲渡・譲与」に計上。

令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

都市整備課（土木部）
令和 7 年 6 月 11 日（水）

○施設名 都市公園（偕楽園、弘道館公園、大洗公園、笠間芸術の森公園、大子広域公園、鹿島灘海浜公園、県西総合公園、砂沼広域公園、千波公園、霞ヶ浦総合公園、赤塚公園、港公園、沢渡川緑地、桜川緑地、北浦川緑地、芸大緑地、県庁東公園）

1 現状

（1）施設の概要

- 都市公園は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）及び茨城県都市公園条例（昭和 32 年県条例第 26 号）に基づき、県民のレクリエーション活動や良好な都市景観の形成、都市環境の改善、防災性の向上等に資する都市の根幹的な施設としての役割を担っている。
- 土木部では、広域的な利用に対応する広域公園や都市の緑の保全を図る都市緑地など、偕楽園や弘道館公園をはじめとする 17 公園の整備・管理運営を行っている。
- 地域防災計画に広域避難地等として位置づけられている公園については、広場や遊具、トイレ等の一般的な施設のほか、耐震性貯水槽や非常用照明灯等の防災施設を整備し、防災機能としての対応能力を強化している。
- 偕楽園については、文化的・景観的資源としての価値を高めながら、県民の憩いの場、また、通年型の観光拠点となることを目指し、本園の有料化やパーク PFI 事業、表門誘導のための駐車場整備などの新たな取り組みを行いながら、魅力向上に努めている。
- また、県有施設を有効活用し新たな財源の確保を図るため、県西総合公園他 3 公園でネーミングライツを導入している。

施設名	偕楽園	弘道館公園	大洗公園	笠間芸術の森公園	大子広域公園	鹿島灘海浜公園
公園種別	広域	特殊（歴史）	特殊（風致）	広域	広域	広域
所在地	水戸市常磐町	水戸市三の丸	大洗町磯浜町	笠間市笠間	大子町浅川	鉾田市大竹
開園年月	昭和 32 年 6 月	昭和 32 年 6 月	昭和 32 年 6 月	平成 4 年 5 月	平成 6 年 6 月	平成 12 年 3 月
施設概要	開園面積：59.2ha 好文亭、梅林、トイレ、橋、広場等	開園面積：3.2ha 弘道館、梅林、トイレ等	開園面積：37.8ha 水族館、駐車場、トイレ等	開園面積：39.0ha 美術館、あそびの杜、スケートパーク等	開園面積：60.4ha オートキャンプ場、温泉プール等	開園面積：20.6ha 売店、レストラン、ボードウォーク等
利用料金	偕楽園本園：320 円 好文亭：230 円	弘道館：420 円	駐車場：920 円 （夏季）	—	テニス：390 円／時	—

施 設 名	県西総合公園	砂沼広域公園	千波公園	霞ヶ浦総合公園	赤塚公園	港公園
公園種別	広 域	広 域	総 合	総 合	地 区	地 区
所 在 地	筑西市桑山	下妻市長塚	水戸市千波町	土浦市大岩田	つくば市稲荷前	神栖市東深芝
開園年月	平成4年4月	昭和54年7月	昭和62年6月	昭和58年7月	昭和56年4月	昭和55年8月
施設概要	開園面積:24.8ha テニスコート、体育 室、運動広場等	開園面積:25.5ha テニスコート、運動 広場、野球場等	開園面積:6.4ha 美術館、広場、駐車場 等	開園面積:10.3ha 体育館、広場、駐車場 等	開園面積:8.6ha トイレ、広場、駐車場 等	開園面積:7.5ha 展望塔、トイレ、駐車 場等
利用料金	テニス:390円/時 体育室:440円/時	—	—	—	—	展望塔:230円

施 設 名	沢渡川緑地	桜川緑地	北浦川緑地	芸大緑地	県庁東公園
公園種別	都市緑地	都市緑地	都市緑地	都市緑地	広 場
所 在 地	水戸市見和町	水戸市見川町	取手市中田	取手市小文間	水戸市笠原町
開園年月	昭和63年10月	平成4年11月	平成13年4月	平成3年8月	平成12年4月
施設概要	開園面積:7.5ha トイレ、広場、園路等	開園面積:7.0ha 広場、園路等	開園面積:8.8ha 広場、園路等	開園面積:0.9ha 広場、園路等	開園面積:0.5ha トイレ、園路等
利用料金	—	—	—	—	—

【参考：ネーミングライツ導入状況】

施 設 名	県西総合公園	赤塚公園	港公園	県庁東公園
ネーミングライツ パートナー	(株) 廣澤精機製作所	(株) 富士住建	(株) 平成物産	(株) 柴建築設計事務所
通 称 名	ヒロサワ県西総合公園	赤塚富士住建パーク	平成物産パーク 港公園	県庁東公園 SHIBA
契約期間	令和5～7年度	令和5～8年度	令和5～9年度	令和4～8年度
契約額（年額）	500万円	100万円	110万円	20万円

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

○ 管理運営は、偕楽園等の9公園は直営で実施し、笠間芸術の森公園等の8公園は指定管理者制度を導入している。

【指定管理都市公園の概要】

施設名	笠間芸術の森公園	大子広域公園	鹿島灘海浜公園	県西総合公園	大洗公園	赤塚公園
指定管理者	笠間市	大子町	鉾田市	筑西広域市町村圏事務組合	茨城県造園業協同組合	橋本造園土木(株)
指定管理期間	令和7年度 (1年間)	令和5～9年度 (5年間)	令和5～9年度 (5年間)	令和6～10年度 (5年間)	令和6～10年度 (5年間)	令和7年度 (1年間)
従事者数※	1人	3人	1人	4人	3人	3人

施設名	港公園	北浦川緑地
指定管理者	神栖市	取手市
指定管理期間	令和5～7年度 (3年間)	令和5～7年度 (3年間)
従事者数※	2人	2人

※従事者数は、指定管理者の事業計画の人員費に計上している人数を記載

(3) 利用状況

○ 有料公園施設の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少したものの、現在は回復傾向にある。

【有料公園施設の利用者数の推移】

(単位：人、台)

年 度	H27～R6 (ピーク)	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 6 /ピーク
合 計	801,270	363,093	393,359	356,209	361,542	510,441	368,798	421,275	685,203	680,368	702,227	87.6%
偕楽園 (好文亭)	190,699 (H28)	176,520	190,699	164,727	170,415	115,021	60,864	72,769	131,525	131,509	139,865	73.3%
偕楽園 (本園)	404,622 (R6)	—※1	—※1	—※1	—※1	238,999	212,479	241,247	401,242	392,717	404,622	100.0%
弘道館公園 (弘道館)	95,184 (H28)	80,508	95,184	87,097	89,097	57,418	40,642	49,224	69,791	73,248	78,395	82.3%
大洗公園 (駐車場(夏季))	20,648 (H27)	20,648	19,348	17,278	18,566	16,851	—※2	3,647	14,409	14,259	13,800	66.8%
大子広域公園 (テニスコート等)	21,808 (H28)	21,363	21,808	18,940	19,188	17,889	11,529	12,410	20,638	19,955	18,128	83.1%
県西総合公園 (テニスコート等)	50,568 (H29)	47,585	48,057	50,568	48,346	48,334	38,177	41,978	47,598	48,680	47,417	93.8%
港公園 (展望塔)	18,263 (H28)	16,469	18,263	17,599	15,930	15,929	5,107	—※3	—※3	—※3	—※3	—※3

※1 R1から本園を有料化

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

※3 老朽化に伴い、利用休止中

(4) 運営状況

- 偕楽園等の直営管理公園は、近年、人件費や光熱水費、施設管理費等の上昇に伴い、歳出は増加している。一方で、令和元年度の偕楽園本園の有料化に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも利用料収入は増加している。

【歳出の推移】(直営管理公園計)

(単位：千円)

年度	歳出計			
		人件費	維持管理費	その他
H27	633,247	55,413	447,313	130,521
H28	596,326	50,375	496,270	49,681
H29	737,597	58,656	466,667	212,274
H30	587,204	61,020	502,943	23,241
R 1	721,208	60,092	624,054	37,062
R 2	954,480	71,598	533,631	349,251
R 3	780,634	78,038	512,547	190,049
R 4	1,026,339	94,132	538,382	393,825
R 5	753,121	93,462	536,071	123,588
R 6 (見込)	962,708	102,822	655,582	204,304
平均	775,286	72,561	531,346	171,380

【参考】 利用料収入
41,487
44,339
39,627
44,124
83,486
79,503
102,090
136,154
135,408
148,102
85,432

○ 笠間芸術の森公園等の指定管理公園は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に利用料収入が減少したものの、現在は回復傾向にある。

【収支の推移】（指定管理公園計）

（単位：千円）

年度	歳入計				歳出計				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他 (地元市町村等 自主財源含む)	(B)	人件費	維持 管理費	その他		
H27	653,478	385,168	126,584	141,726	653,495	138,415	415,012	100,068	△17	108,592
H28	658,464	385,878	129,320	143,266	649,652	134,827	407,216	107,609	8,812	268,877
H29	643,331	385,878	123,151	134,302	640,226	123,671	410,674	105,881	3,105	380,048
H30	673,665	415,996	123,977	133,692	667,729	129,006	436,561	102,162	5,936	387,725
R 1	698,891	421,857	121,841	155,193	697,883	144,390	447,665	105,828	1,008	202,950
R 2	661,328	425,990	92,427	142,911	660,534	160,129	409,636	90,769	794	194,616
R 3	660,678	426,252	89,585	144,910	687,069	171,966	421,660	93,443	△26,391	380,870
R 4	659,137	358,681	114,882	185,595	658,988	130,902	424,081	104,005	149	214,632
R 5	646,969	402,716	101,543	142,710	643,966	124,193	428,242	91,531	3,003	459,951
R 6 (見込)	290,549	242,449	22,214	25,886	292,725	55,784	235,453	1,488	△2,176	456,046
平均	624,649	385,087	104,552	135,019	625,227	131,328	403,620	90,278	△578	305,431

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- これまで規模の大きな修繕については、長寿命化計画に基づき、国補事業を有効に活用しながら老朽化した施設や設備の計画的な改築・更新等を実施してきた。
- 主な実績としては、偕楽園や笠間芸術の森公園のトイレ、砂沼広域公園のテニスコート等の改修工事を実施し、公園施設の安全性確保や利便性向上等が図られた。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	主な修繕内容
H27	200,386	【大子広域公園】テニスコート改修、【県西総合公園】遊具改修 等
H28	274,300	【偕楽園】トイレ改修、【県西総合公園】遊具改修 等
H29	547,182	【笠間芸術の森公園】遊具改修、【鹿島灘海浜公園】ボードウォーク改修 等
H30	347,973	【鹿島灘海浜公園】門扉・機械設備改修、【県西総合公園】トイレ・遊具・園路改修 等
R 1	198,897	【大子広域公園】テニスコート改修、【県西総合公園】体育室・トイレ改修 等
R 2	482,999	【偕楽園】好文亭改修、【弘道館公園】電気設備改修 等
R 3	525,833	【偕楽園】エレベーター改修、【県西総合公園】テニスコート改修 等
R 4	590,555	【鹿島灘海浜公園】ボードウォーク改修、【霞ヶ浦総合公園】体育館改修 等
R 5	515,394	【偕楽園】橋梁・トイレ改修、【大子広域公園】トイレ改修 等
R 6	599,808	【偕楽園】門・トイレ改修、【笠間芸術の森公園】トイレ改修、【砂沼広域公園】テニスコート改修 等
計	4,283,327	

（５）周辺エリア、類似施設等の状況

- 都市公園の管理運営は、公園の規模や特性等を踏まえ、主に直営管理または指定管理で実施している。
- 都道府県が管理する都市公園については、指定管理による管理運営を基本としつつ、主要な観光施設であり日本三名園である兼六園（石川県）や後楽園（岡山県）、栗林公園（香川県）等は直営管理で実施している。

（６）議会等からの意見・提言等

- 県有施設・県出資団体等調査特別委員会（R6）からの提言
 - ・ 都市公園については、現状を維持していくために民間活用により収益を上げていく取組を推進する必要がある一方で、県民に憩いの場や地域交流などを提供するとの本来の設置目的を踏まえバランスの取れた管理運営を行うべきである。
 - ・ 社会情勢の変化により、都市公園の位置づけが設置当初と変わってきている場合もあることから、それぞれの設置目

的や規模、利用状況等を踏まえ、県が管理すべきものか改めて検討することも必要である。

2 課題

- 都市公園は、県民の憩いの場や災害時の防災拠点となっていることから、誰でも安全・安心で快適に利用できるよう施設の利便性向上や機能強化が必要である。また、多くの都市公園は、建設から年数が経過しており、施設や設備の老朽化への対応が必要である。
- 労務費や原材料価格、電気料金等の上昇により、維持管理に要する経費が年々増加している。また、今後、人口減少が進む中で適切に管理運営し、利用者の利便性向上を図るためには、コスト縮減とともに民間活力を適切に活用することが必要である。
- 偕楽園については、文化的・景観的資源としての価値の維持・向上に努めていくことが必要であるとともに、通年型の観光地を目指し、有料化で得られた財源を活用した魅力向上への取組や近年増加しているインバウンド対応などにより、一層の誘客促進を図っていくことが求められている。
- 社会経済情勢の変化や利用者ニーズの多様化等により、公園に求められる役割が変化しており、今後の管理運営のあり方について検証し、適切に見直していく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和7年度	令和6年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		○ (大洗公園の一部)
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 都市公園は、良好な都市景観の形成、防災性の向上等に資する施設であることから、国補事業を有効に活用しながら公園施設の園路のバリアフリー化を図るなど、公園施設の利便性を向上させるとともに、各公園の長寿命化計画に基づき、老朽化した施設や設備の改築・更新を計画的に実施していく。また、老朽化した遊具の更新の際には、障害の有無や年齢等に関係なく誰でも遊べるインクルーシブ遊具の導入も検討していく。
- 公園の効果的・効率的な管理運営に向け、指定管理と合わせ、市町村の意向等も踏まえながらパーク PFI の民間活力導入

を検討するとともに、ネーミングライツの活用も進める。

なお、笠間芸術の森公園、赤塚公園、港公園及び北浦川緑地については、令和7年度をもって指定管理期間が終了することから、今年度、指定管理者の選定手続きを行う予定である。

- 偕楽園は、都市公園本来の役割と併せ、梅林の樹勢回復や景観改善などにより文化的価値と歴史的景観を保全・形成するとともに、多言語コンテンツによるインバウンド対応やバリアフリー対策等による利便性の向上、国内外からの来園者に対しするホスピタリティやPRの充実などを図り、偕楽園が日本を代表する観光拠点となるよう魅力向上に努めていく。
- 公園建設当時の社会経済情勢の変化、公園の規模や利用状況、市町村の意向等を勘案し、市町村の管理が望ましい公園については、市町村と協議のうえ、移管の検討を進める。

【理由】

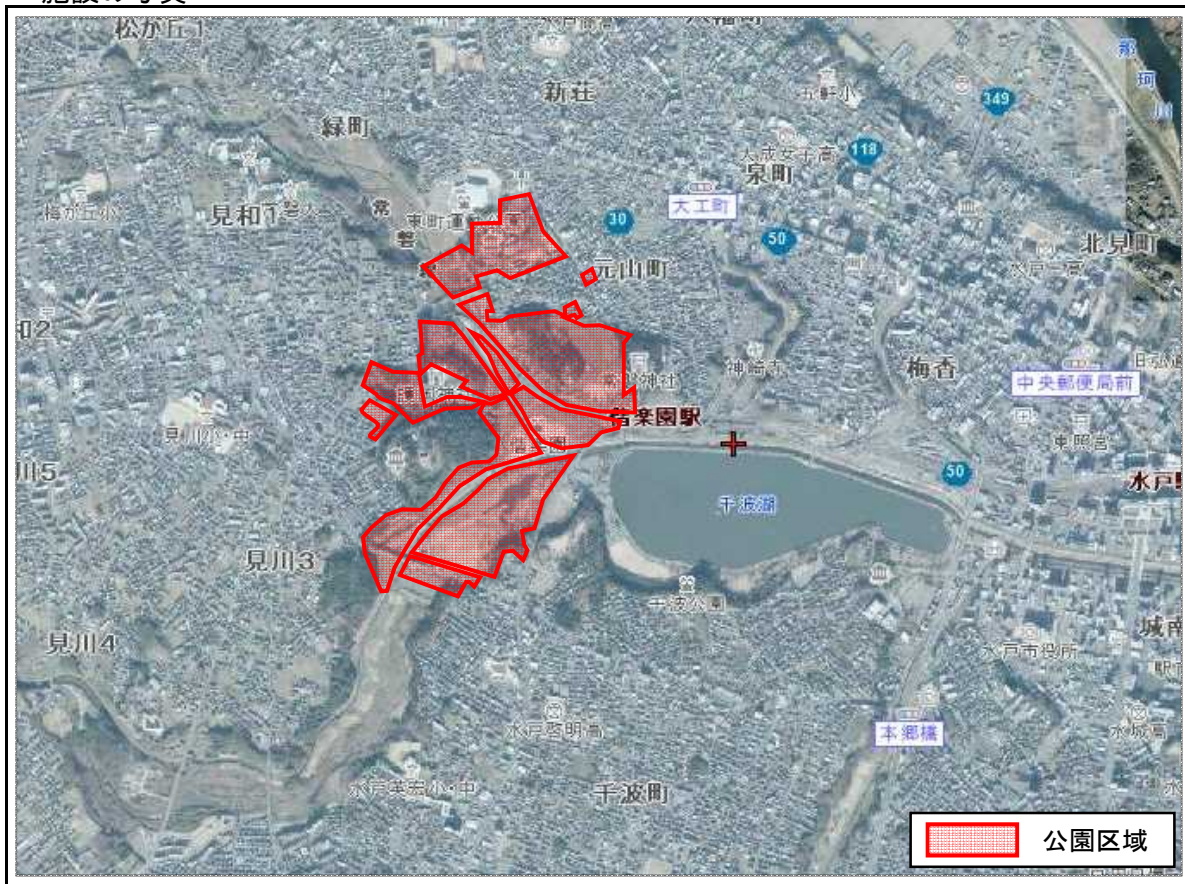
- 人口減少や施設の老朽化の進行、利用者ニーズの多様化に伴い、都市公園を取り巻く環境が変化する中で、都市公園の管理運営を将来にわたり着実にを行うとともに、来園者の利便性向上や公園の魅力向上により一層取り組んでいく必要がある。

1 施設の位置図

【都市公園】



1 施設の写真



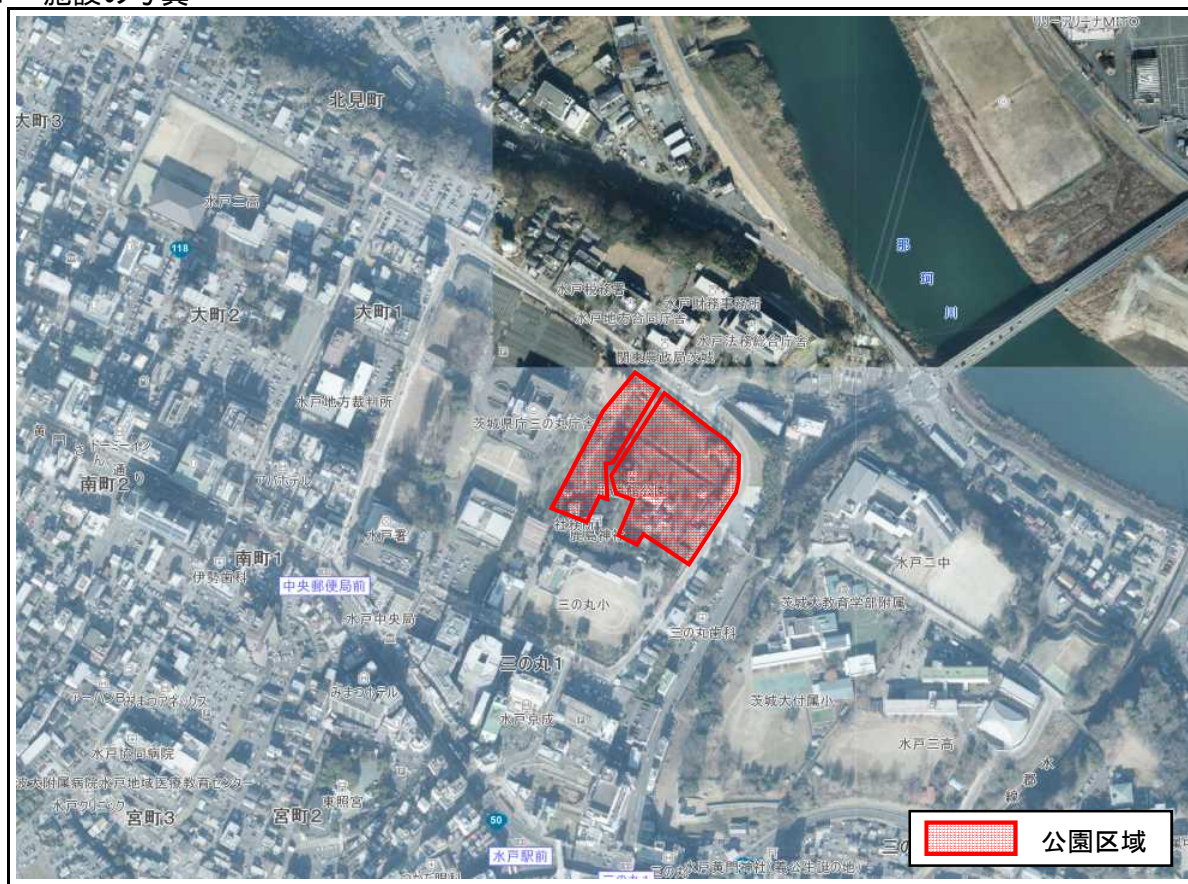
2 施設の配置図



【弘道館公園】

(参考)

1 施設の写真



2 施設の配置図



【大洗公園】

(参考)

1 施設の写真



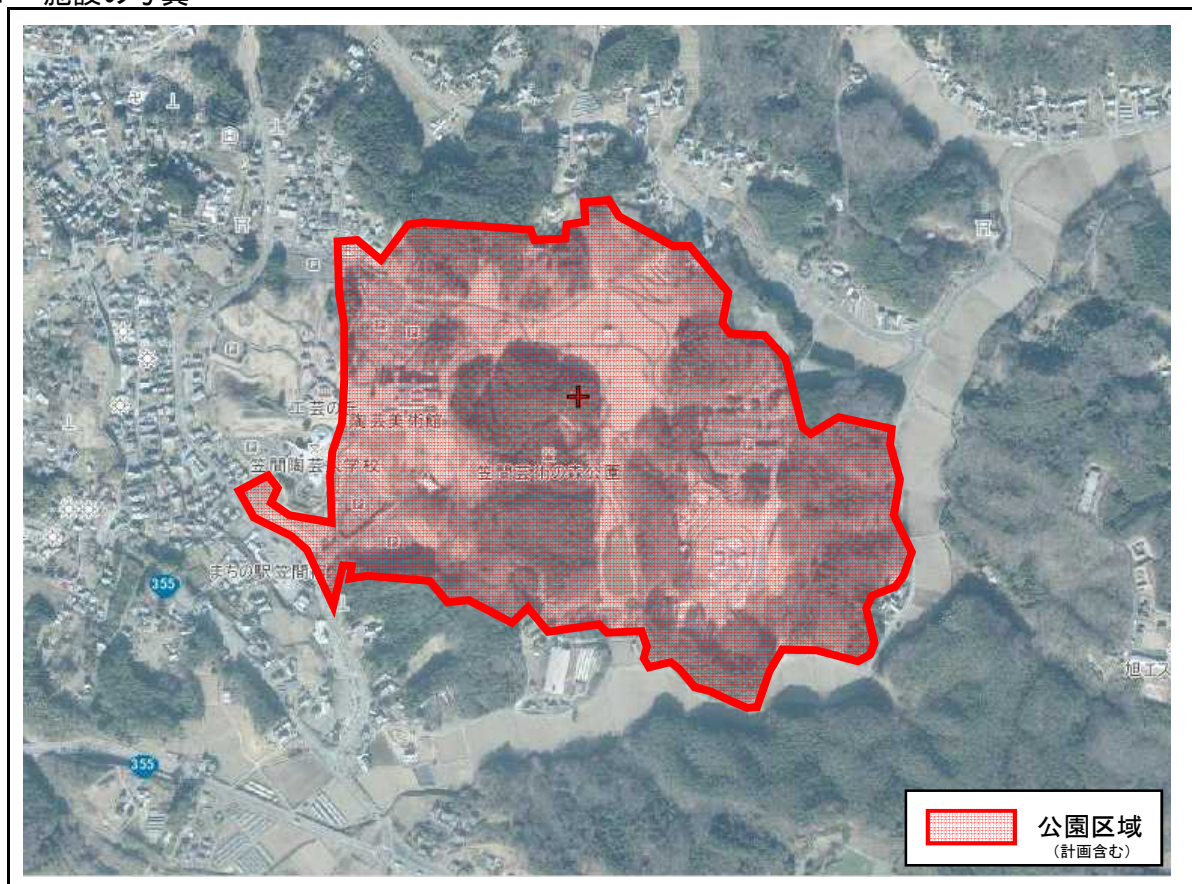
2 施設の配置図



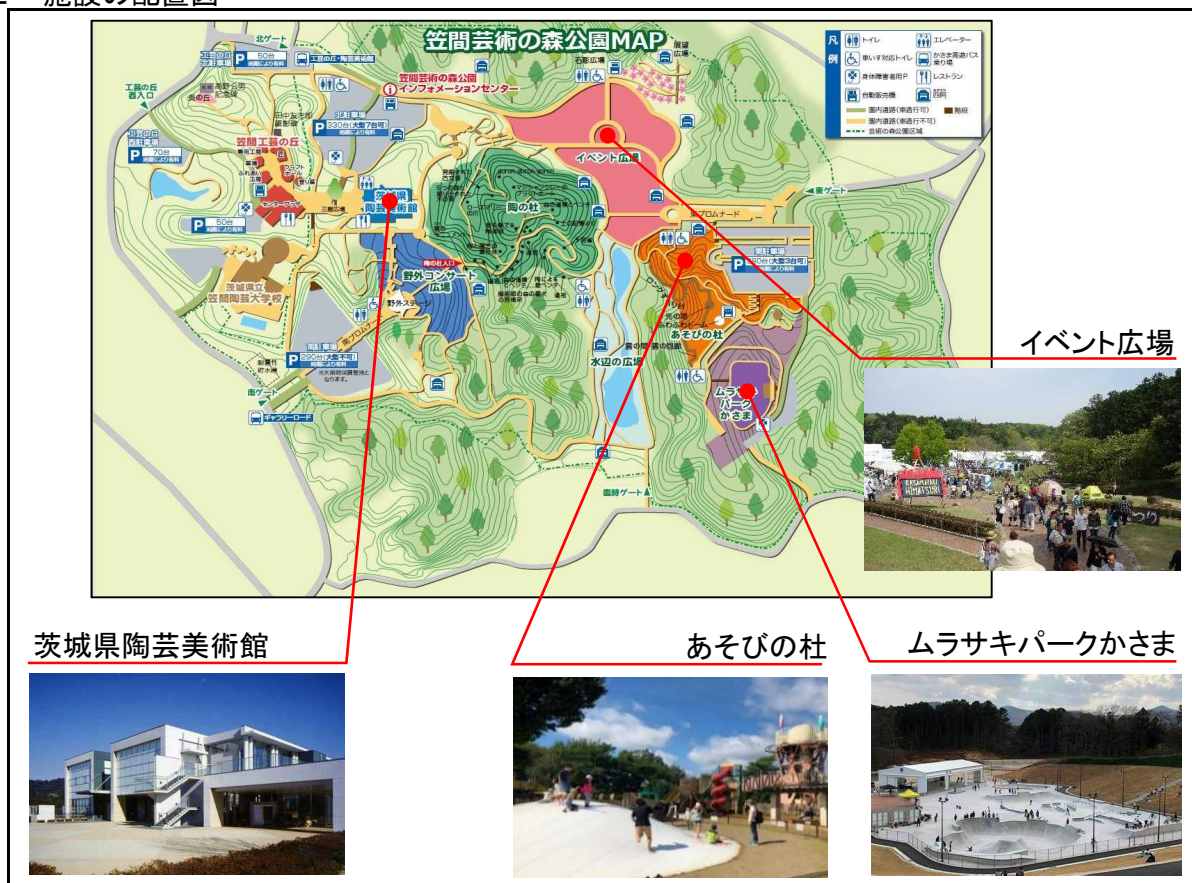
【笠間芸術の森公園】

(参考)

1 施設の写真



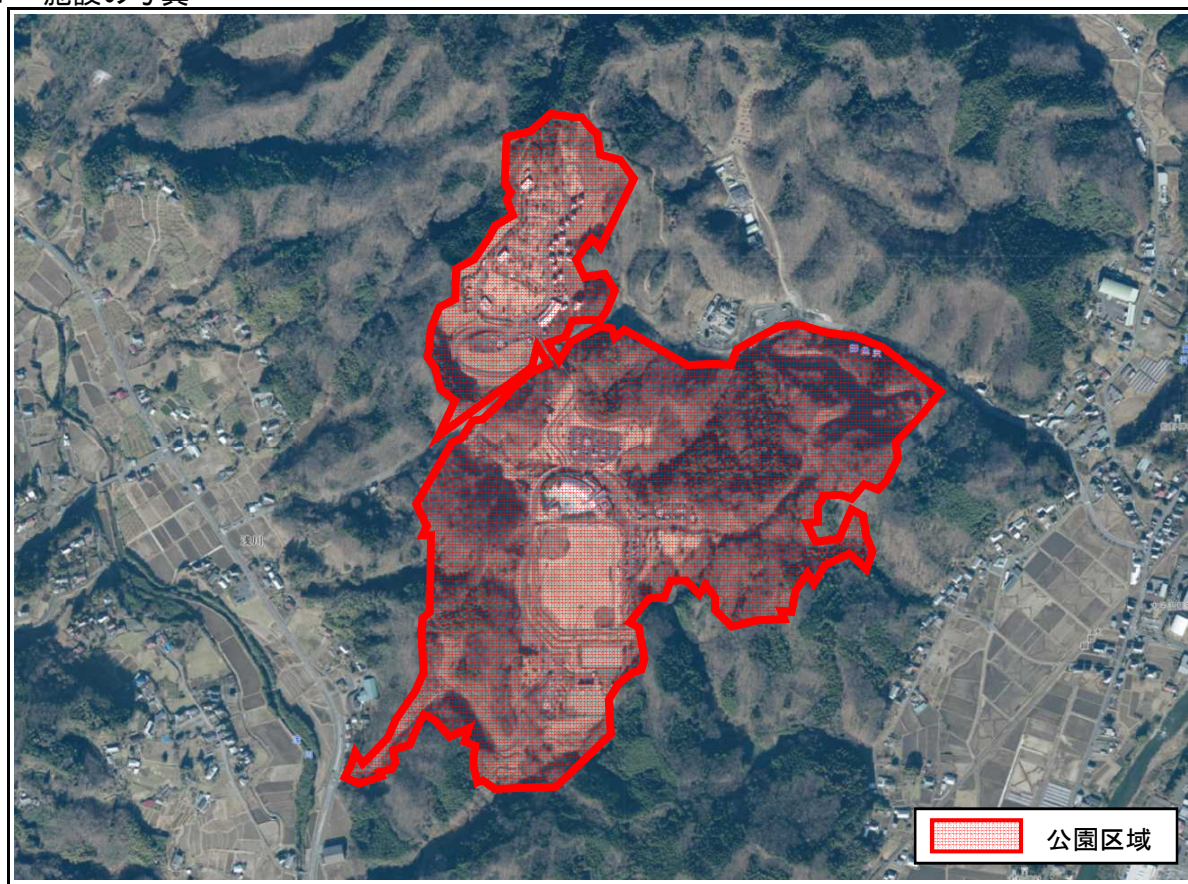
2 施設の配置図



【大子広域公園】

(参考)

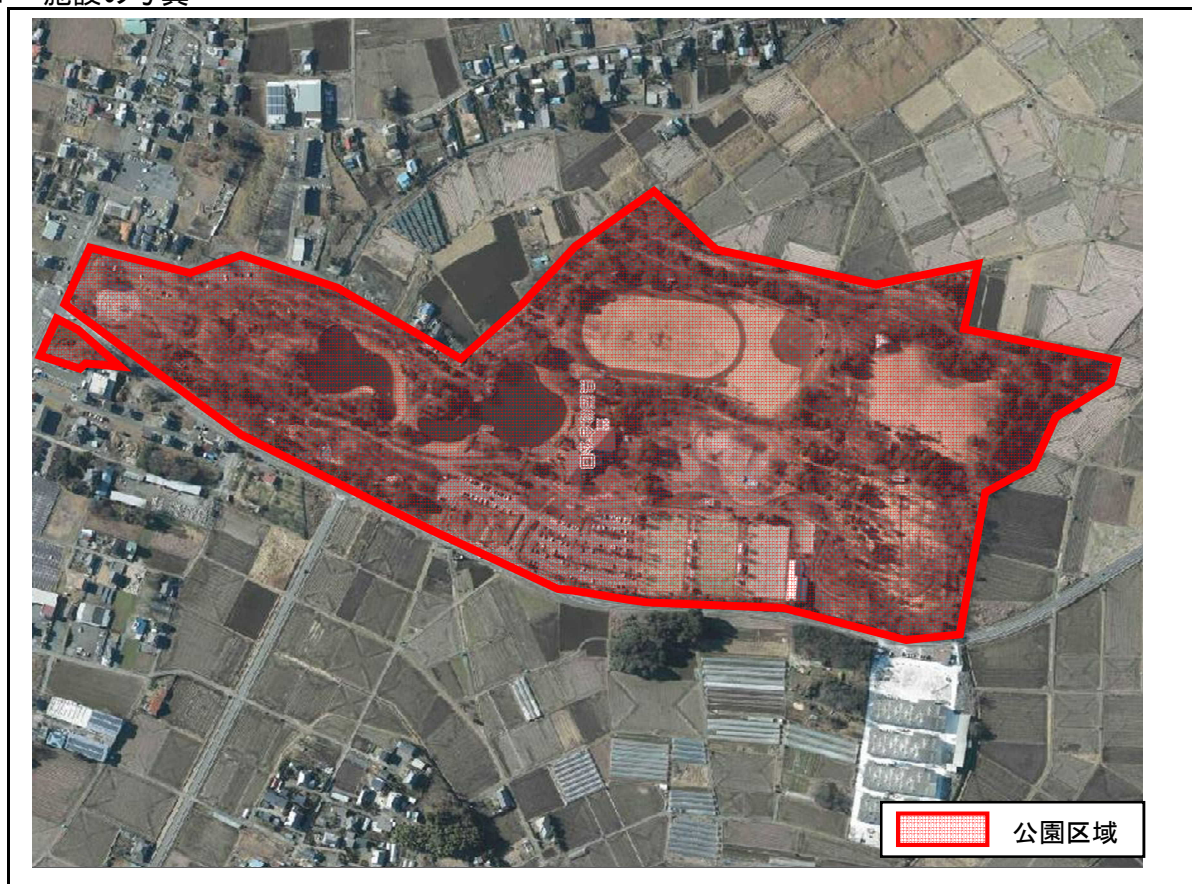
1 施設の写真



2 施設の配置図



1 施設の写真



2 施設の配置図

多目的運動広場



こども広場



テニスコート



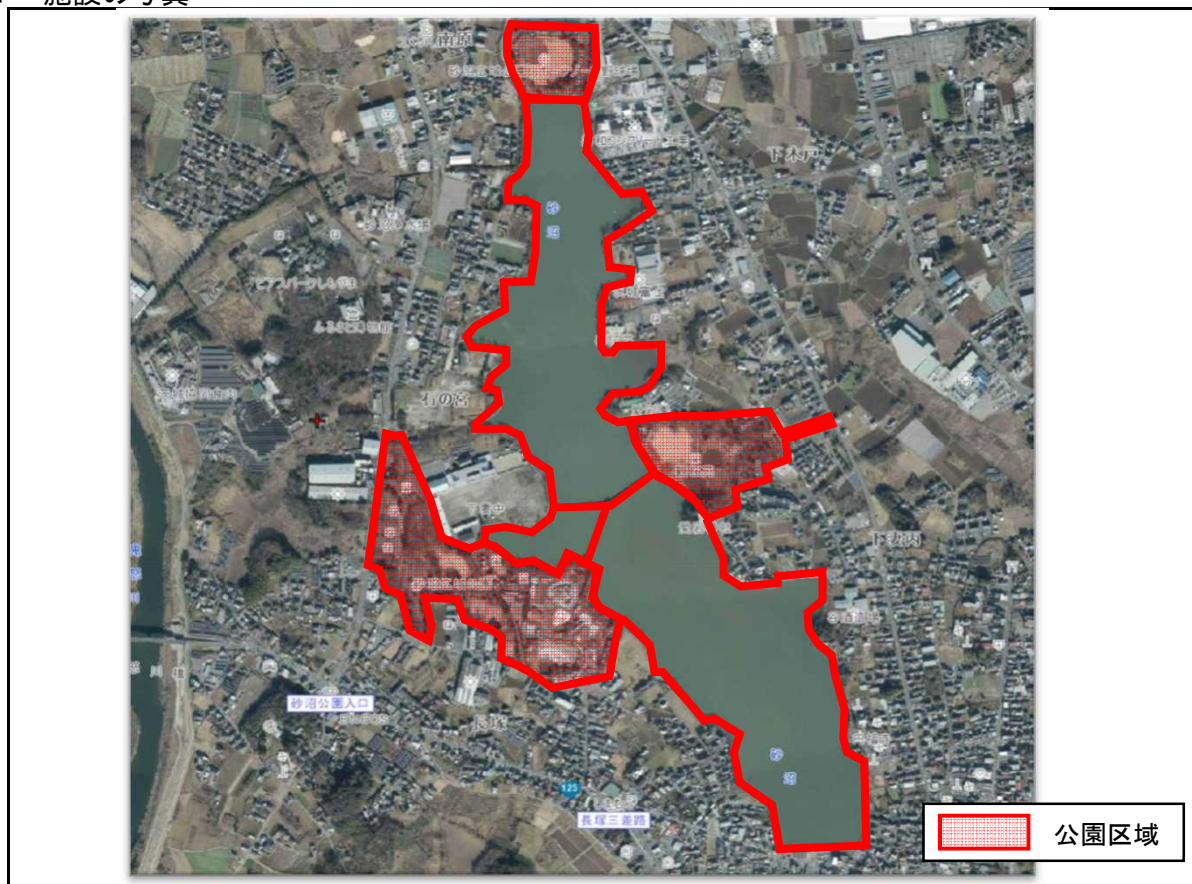
ターゲットバードゴルフ場



【砂沼広域公園】

(参考)

1 施設の写真



2 施設の配置図



【赤塚公園】

(参考)

1 施設の写真



2 施設の配置図



1 施設の写真



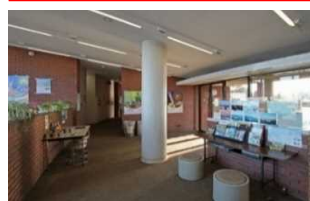
2 施設の配置図



展望塔



管理棟・展示室



令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

港湾課（土木部）
令和 7 年 6 月 11 日（水）

○施設名 茨城港大洗港区の港湾環境整備施設（港中央公園（中央地区）及び大洗海浜公園（大洗マリーナ地区））

1 現状

(1) 施設の概要

- 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づき、休息地として整備された緑地施設であり、港湾利用者の利便に供するための施設である。

名称	茨城港大洗港区の中央地区の港湾環境整備施設（港中央公園）	茨城港大洗港区の大洗マリーナ地区の港湾環境整備施設（大洗海浜公園）
所在地	東茨城郡大洗町港中央 8	東茨城郡大洗町港中央
開業年月	昭和 63 年度	昭和 63 年度
施設概要	敷地面積：10,000 m ² 主要建物：ステージ（築年度：H13 年度、構造：コンクリート、延床面積：359 m ² ） 駐車場（築年度：H1 年度、構造：ダスト舗装、CO 舗装、延床面積：1,619 m ² ）	施設敷地 72,256.67 m ² 、 ・多目的広場（大）11,500 m ² （小）2,500 m ² ・駐車場（大）10,400 m ² （小）5,000 m ² ・休憩所 1 棟 160 m ² ・植栽 12,600 m ² ・遊歩道、築山、日陰棚、シャワー、便所、更衣室
設置理由	港湾における休息地として整備された緑地施設であり、港湾利用者の利便に供するための施設である。	
設置の根拠法令等	港湾法	
事業内容	施設の維持管理	
定員	—	—
利用料金	無償	・駐車場収入 大型 3,000 円/日、普通 1,000 円/日（期間については告示） ・駐車台数：750 台

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

<港中央公園>

- 管理運営は直営で実施し、施設管理については1人体制（常勤1人：茨城港湾事務所大洗港区事業所職員）となっている。
- 平成18年度から令和2年度までは指定管理者による管理運営を実施。

<大洗海浜公園>

- 平成18年度から指定管理者制度を導入している。

指定管理者	大洗町
指定管理期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）
従事者数	1人（常勤1人）

(3) 利用状況

- 常時開放している緑地施設であり、港湾利用者や地域住民に利用されている。
- さらに、隣接する観光施設（大洗マリンタワー、海水浴場等）と連携したイベントにも利用されている。

(4) 運営状況
 < 港中央公園 >

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	人件費	維持管理費	その他
H27	4,821	963	3,858	0
H28	4,666	999	3,667	0
H29	4,290	879	3,411	0
H30	4,052	994	3,058	0
R 1	4,052	934	3,118	0
R 2	4,033	928	3,105	0
R 3	7,976	400	7,576	0
R 4	7,591	400	7,191	0
R 5	8,021	400	7,621	0
R 6 (見込)	10,507	400	10,107	0
平均	6,001	730	5,271	0

【参考】 使用料等収入
—
—
—
—
—
—
—
—
—
—
—

※平成 27 年度から令和 2 年度まで：指定管理者による管理運営

令和 3 年度から現在：県が直営で管理運営

※直近 10 年間の大規模修繕（10,000 千円以上の修繕）の実績なし

＜大洗海浜公園＞

○ 指定管理料（県支出）は年間約 16 百万円。利用料収入（駐車場収入）が約 5 百万円あり、不足分を指定管理者（大洗町）が支出している。

【収支の推移】

（単位：千円）

年度	歳入計				歳出計				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他 (大洗町自 主財源)	(B)	人件費	維持 管理費	その他		
H27	26,147	14,804	2,123	9,220	26,147	535	24,887	725	0	0
H28	26,581	15,812	2,368	8,401	26,581	898	25,186	497	0	0
H29	24,795	14,592	1,876	8,327	24,795	947	23,362	486	0	0
H30	26,858	15,432	2,229	9,197	26,858	947	25,295	616	0	0
R 1	26,628	15,842	2,196	8,590	26,628	936	25,197	495	0	0
R 2	25,816	16,080	2,351	7,385	25,816	936	24,385	495	0	0
R 3	25,108	15,818	1,254	8,036	25,108	943	23,670	495	0	0
R 4	26,244	16,128	5,392	4,724	26,244	943	24,797	504	0	0
R 5	27,163	16,128	4,605	6,430	27,163	940	25,728	495	0	0
R 6 (見込)	28,562	15,438	5,517	7,607	28,562	870	27,197	495	0	0
平均	26,390	15,607	2,991	7,792	26,390	890	24,970	530	0	0

※ 直近 10 年間の大規模修繕（10,000 千円以上の修繕）の実績なし

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

○ 周辺エリアの動向

- ・おしゃれで洗練されたリゾートを目指す「ひたちなか大洗リゾート構想」に基づき、地元市町や関係団体と連携を図り、観光消費額の向上や地域のブランディング等に取り組んでいる。令和4年度から、当構想の取組の一環で「カジキ釣り国際大会」を開催している。
- ・令和2年度にアクアワールド茨城県大洗水族館の運営について、民間出身の館長を起用、当構想の具現化の取組として令和5年度に大洗マリーナを民間譲渡と、公共施設における民間活力の導入を推進している。

○ 他県の類似施設の状況

< 港中央公園 >

- 隣接県の港中央公園（1.0ha）と同規模緑地施設については、直営管理が主流である。

- ・千葉県 木更津港 内港公園（1.6ha）、中の島公園（2.8ha）
- ・福島県 小名浜港 松下公園（1.4ha）、みなと公園（1.3ha）
〃 相馬港 5号ふ頭緑地公園（2.6ha）、笠岩公園（0.6ha）

< 大洗海浜公園 >

- 隣接県の大洗海浜公園（7.2ha）と同規模緑地施設については、指定管理が主流である。

- ・千葉県 千葉港 袖ヶ浦海浜公園（8.9ha）
木更津港 潮浜公園（6.9ha）

2 課題

- 両施設（港中央公園、大洗海浜公園）とも供用から約35年が経過し、便所や休憩所等が老朽化している。今後の維持管理費用や修繕費用の増加が見込まれる。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○（大洗海浜公園）	○（大洗海浜公園）
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）	○（港中央公園）	○（港中央公園）
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		—
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		—
⑤	廃止・休止・統合		—

【方針】

- 大洗海浜公園については、現行での施設運営の合理化を図り、施設の老朽化への対策を実施していく。
- 港中央公園については、大洗マリンタワーを所管する営業戦略部とも連携を図りながら、地元の意向を踏まえ、今後のあり方について検討を行う。

【理由】

- 港湾緑地は港湾利用者や地域住民の休息のための施設であるため、維持管理を着実にを行いながら、地元の意向を踏まえ、今後の施設のあり方について検討を行う。

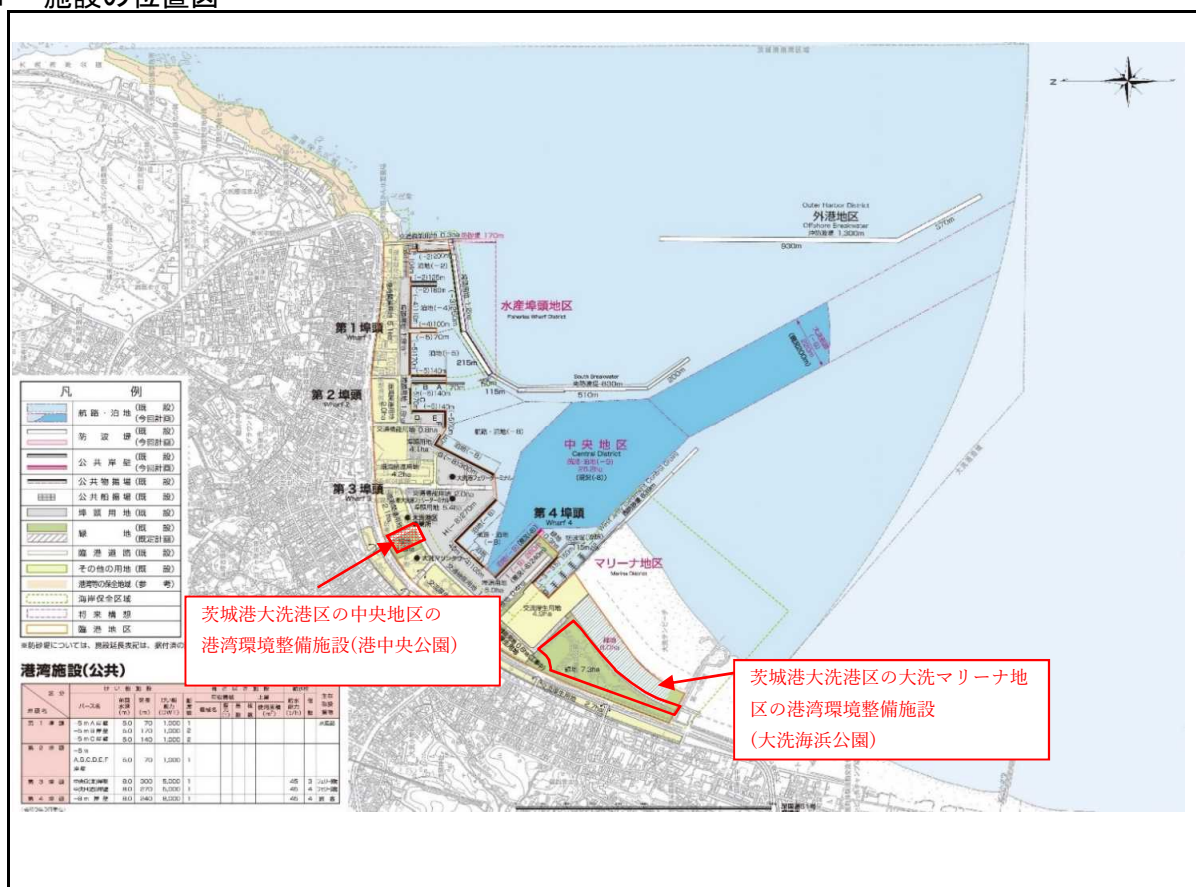
4 周辺の影響とその対応

- 今後のあり方を検討するにあたって、地元を含め関係者等への説明など十分に配慮しながら進めていく。

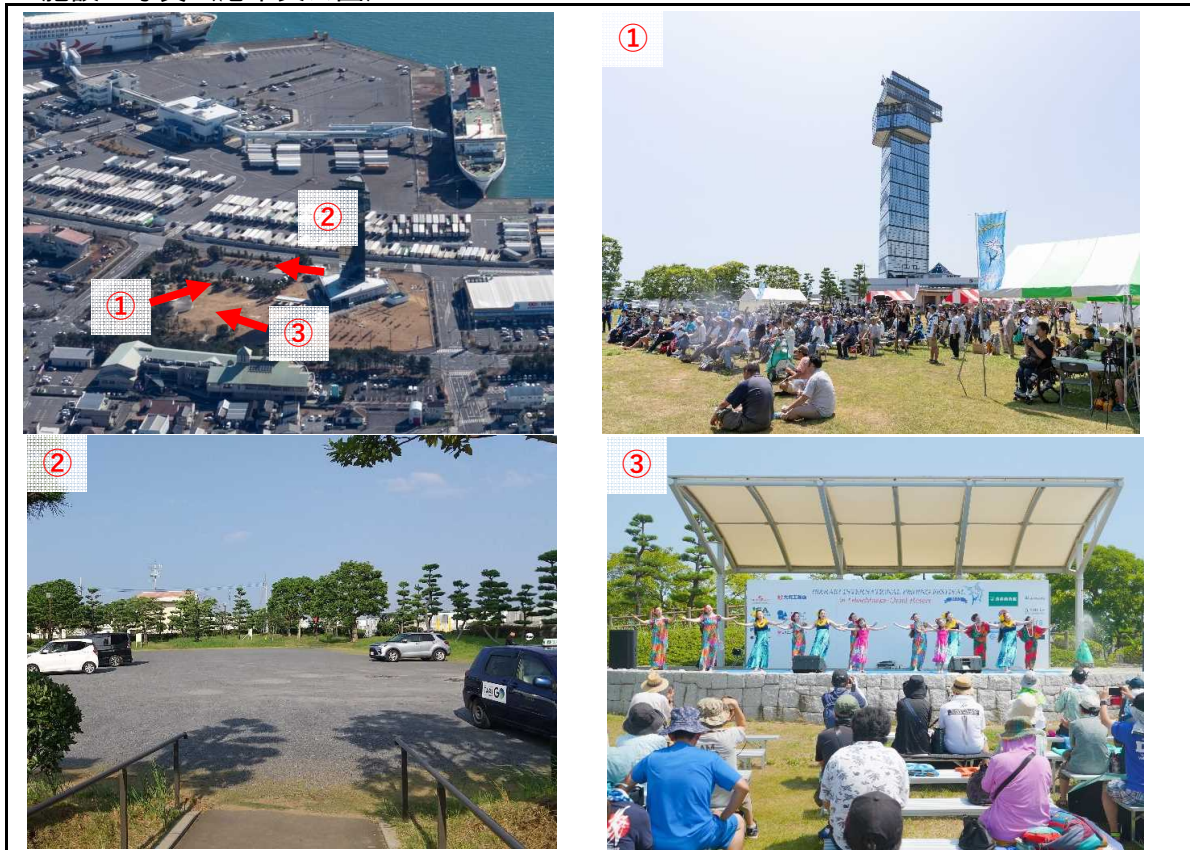
5 対応に向けた今後の予定

- 大洗海浜公園は、国補事業を有効に活用しながら、老朽化した施設の更新を計画的に実施していくとともに、維持管理の負担軽減や利便性向上を図るため、今後のあり方について、指定管理者である大洗町と協議を進める。なお、指定管理期間は1年ごとの更新としていることから、今年度、指定管理者の選定手続きを行う予定である。
- 港中央公園は、営業戦略部と連携を図りながら大洗マリンタワーと一体的な活用を含め引き続き検討する。

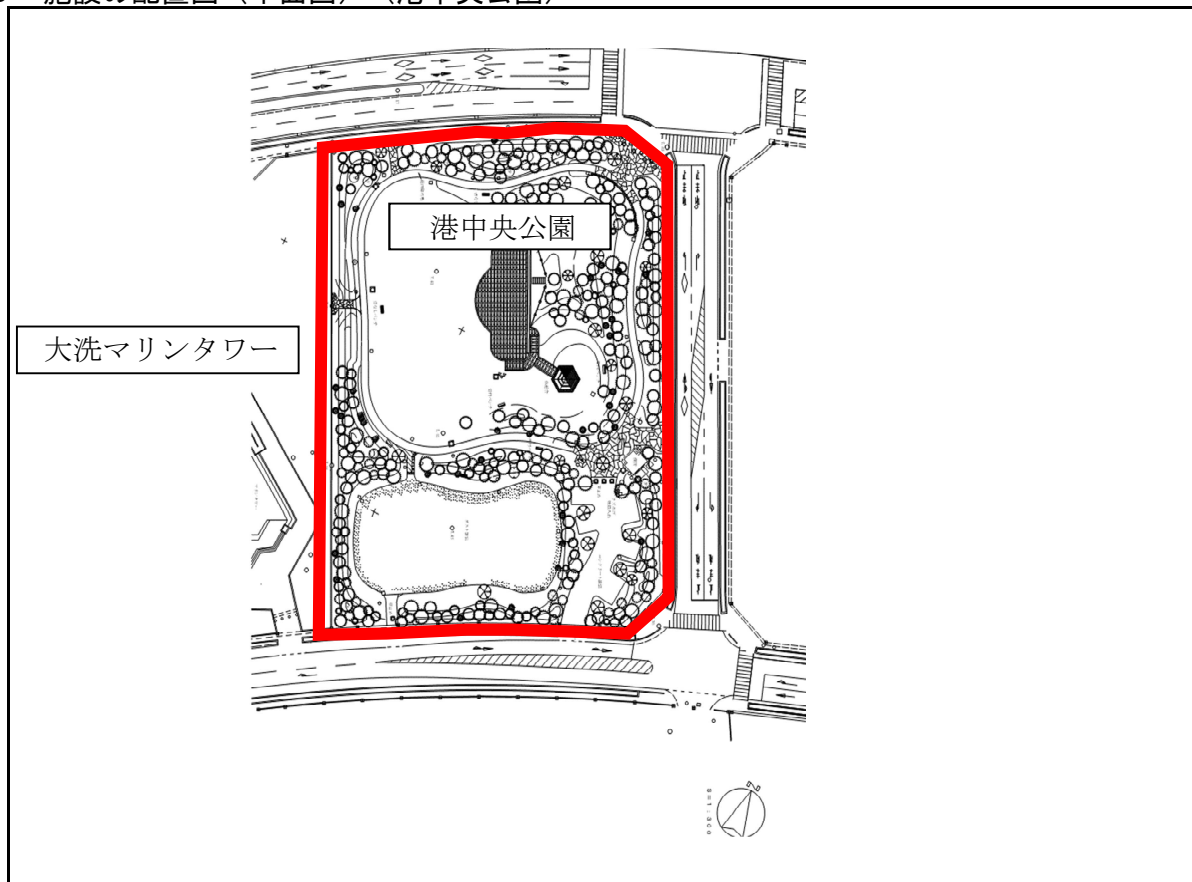
1 施設の位置図



2 施設の写真（港中央公園）



3 施設の配置図（平面図）（港中央公園）



4 施設の写真（大洗海浜公園）



5 施設の配置図（平面図）（大洗海浜公園）



令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

港湾課（土木部）
令和 7 年 6 月 11 日（水）

○施設名 茨城港（常陸那珂港区、日立港区、大洗港区）及び鹿島港公共埠頭並びに土浦港

1 現状

（1）施設の概要

- 茨城港及び鹿島港公共埠頭は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づき、輸入・輸出・移入・移出を行うにあたり、不特定多数の荷主企業や船会社等の港湾荷役に必要な施設として整備された。
- 土浦港は、同じく港湾法に基づき整備された施設であり、砂利採取及び浚渫土砂の搬出のために整備された新港地区と、ヨット、プレジャーボート等のレジャー港として整備された川口地区から構成されている。

施設名	茨城港 公共埠頭			鹿島港 公共埠頭	土浦港
	常陸那珂港区	日立港区	大洗港区		
所在地	ひたちなか市長砂、 那珂郡東海村照沼	日立市久慈町、みな と町、留町	東茨城郡大洗町港 中央、磯浜町	神栖市深芝浜、奥野 谷、鹿嶋市新浜、居切	土浦市川口
開業年月	平成 10 年 12 月	昭和 34 年 10 月	昭和 45 年 6 月	昭和 44 年 6 月	平成 2 年 3 月
施設概要	施設敷地 85.7ha 南ふ頭地区、中央 ふ頭地区、北ふ頭地 区埠頭用地	施設敷地 45.2ha 第 1 ふ頭地区、第 2 ふ頭地区、第 3 ふ 頭地区、第 4 ふ頭地 区、第 5 ふ頭地区埠 頭用地	施設敷地 20.5ha 第 1 埠頭、第 2 埠 頭、第 3 埠頭、第 4 埠頭 埠頭用地	施設敷地 90.4ha 外港公共埠頭、深 芝公共埠頭、南公共 埠頭、北公共埠頭 埠頭用地	施設敷地 32.6ha 物揚場（川口地 区）、野積場（新港 地区）
設置理由	首都圏及び北関東 地域の海上輸送基 地、建設機械や完成 自動車の輸出拠点、 災害時における緊 急物資輸送基地と して整備。	茨城県北部の工業 地帯における原材 料や工業製品の海 上輸送拠点、北海 道との生鮮食品等 の国内流通拠点、 完成自動車の輸 出入拠点として 整備。	漁業関係者、移入・ 移出を行う不特定 多数の荷主企業や フェリーやクルー ズを運航する船会 社等の港湾荷役及 び乗船旅客等に必 要な施設として 整備。	鹿島臨海工業地帯 や首都圏で取り扱 う原材料や製品の 海上輸送基地とし て整備。	昭和 60 年の筑波 研究学園都市地区 で開催した国際科 学博覧会との関連 で、土浦駅東口周 辺の整備が必要に なったことに加え 、霞ヶ浦開発事業 に土浦港も含まれ ていたことから、 再開港により 整備。
設置の根拠法令等	港湾法				
事業内容	港の維持管理、使用許可等				
利用料金	茨城県港湾施設管理条例等に基づき使用料を徴収 (例：岸壁・物揚場使用料 6.75 円～9.9 円／トン、荷さばき地使用料 4.4 円～6.6 円／㎡ プレジャーボート用泊地 58,680 円～112,560 円／1 隻 1 年 等)				

○ 土浦港については令和5年度からネーミングライツを導入し、「サンヨーリアルティ土浦港」となっている。

※ ネーミングライツパートナー：サンヨーリアルティ株式会社、契約期間：令和5年12月1日～令和9年3月31日（3年4か月）、500,000円／年

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

- 管理運営は全て直営で実施し、施設管理については19人体制（常勤19人：港湾課経営管理グループ、茨城港湾事務所職員及び鹿島港湾事務所職員、土浦土木事務所職員）となっている。岸壁等の利用調整や航路のパトロール等の業務を委託している。（茨城港：株式会社茨城ポートオーソリティ、鹿島港：鹿島埠頭株式会社、土浦港：株式会社ラクスマリーナ）。
- 茨城港及び鹿島港は港湾法第2条第2項に規定する重要港湾（海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾）に、土浦港は同項の地方港湾（地域内の海上交通拠点）に定められており、港湾管理者としてその役割の公益性、重要性、影響の広域性に鑑み、県において適切な管理運営を行っている。

(3) 利用状況

＜茨城港及び鹿島港＞

- 令和6年の当該2港湾の取扱貨物量は速報値で92,036千トンであり、ピーク時である令和元年の96.1%となっている。

【取扱貨物量の推移】

(単位：千トン)

年	ピーク	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (速報)	R6/ピーク
常陸那珂 港区	16,351 (R4)	10,817	11,729	13,634	13,806	12,846	14,156	15,224	16,351	15,784	15,058	92.1%
日立港区	8,743 (R5)	5,022	6,527	6,613	6,265	6,787	7,394	7,402	5,593	8,570	8,402	98.0%
大洗港区	15,369 (R4)	12,411	12,462	13,912	13,902	14,537	14,174	14,676	15,369	14,417	14,694	95.6%
鹿島港	63,600 (H28)	61,716	63,600	60,194	59,731	61,626	48,501	56,617	54,774	56,066	53,882	84.7%
計	95,796 (R1)	89,966	94,318	94,353	93,703	95,796	84,225	93,918	92,087	94,838	92,036	96.1%

<土浦港>

○ 川口地区は、主にプレジャーボート係留者が使用。新港地区は、工事船を係留するために使用。

【プレジャーボート係留数の推移】

(単位：隻)

年度	ピーク	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 6 /ピーク
許可船舶数	130 (R 3)	121	122	126	128	127	122	130	115	115	116	89.2%

(4) 運営状況

○ 歳出については、電気料高騰や施設の老朽化等に伴い、維持管理費が増加傾向にある。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	【参考】			使用料等収入
		人件費	維持管理費	その他	
H27	1, 421, 697	176, 087	1, 022, 304	223, 306	1, 465, 357
H28	1, 392, 992	173, 248	1, 044, 913	174, 836	1, 398, 703
H29	1, 661, 819	184, 178	1, 310, 438	167, 203	1, 568, 047
H30	1, 670, 818	181, 333	1, 284, 165	205, 320	1, 877, 087
R 1	1, 724, 838	180, 148	1, 314, 470	230, 220	1, 827, 799
R 2	1, 684, 125	151, 627	1, 264, 593	267, 905	1, 625, 586
R 3	1, 712, 628	136, 907	1, 361, 782	213, 939	1, 675, 430
R 4	1, 736, 952	132, 463	1, 375, 284	229, 205	1, 801, 706
R 5	1, 900, 070	120, 022	1, 480, 049	299, 999	1, 800, 229
R 6 (見込)	2, 067, 080	127, 201	1, 557, 604	382, 275	1, 738, 795
平均	1, 697, 301	156, 321	1, 301, 560	239, 420	1, 677, 873

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

○ 港湾施設の維持管理に必要な灯浮標交換工事やガントリークレーン修繕工事等を実施している。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	202,392	（常陸那珂港区）ガントリークレーン 2 号機機械室内更新工事 95,040、灯浮標補修工事 21,546、北ふ頭防舷材台座等修繕工事 21,870 （日立港区）灯浮標整備入替工事 11,448 （鹿島港）鹿島港ブイ交換工事 23,220、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 18,144、港湾施設維持工事 11,124
H28	127,580	（常陸那珂港区）ガントリークレーン 2 号機機械室内更新工事 41,634、トランスファークレーン 3 号機電気品室機器更新工事 17,128、トランスファークレーン 4 号機電気品室機器更新工事 13,090、航路許可標識入替整備工事 18,144 （鹿島港）航路灯浮標交換撤去工事 15,984、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 21,600
H29	128,844	（常陸那珂港区）トランスファークレーン 4 号機電気品室機器更新工事 27,648、トランスファークレーン電気品室機器製作工事 13,068、灯浮標入替整備工事 20,369 （鹿島港）北海浜 1・2 号ブイ浅瀬ブイ交換工事 25,920、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 11,988、公共緑地除草工事 18,414、港湾施設修繕工事 11,437
H30	170,025	（常陸那珂港区）トランスファークレーン 4 号機電気品室機器据付工事 25,780、北ふ頭外貿 C バース防舷材復旧工事 10,476、灯浮標入替整備工事 18,900 （鹿島港）航路灯浮標交換工事 38,210、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 33,480、公共緑地除草工事 16,816、新浜緑地グラウンド整備工事 13,230、北埠頭コンテナゲート屋根改修工事 13,133
R 1	197,057	（常陸那珂港区）ガントリークレーン 1 号機走行トラック更新工事 38,940、北ふ頭外貿 B バース防舷材復旧工事 22,911、航路許可標識補修工事 17,074 （鹿島港）航路灯浮標交換工事 31,320、南公共埠頭地区除草工事 10,252、南公共埠頭多目的クレーン工事・北公共埠頭ガントリークレーン工事 62,700、北公共埠頭コンテナヤード舗装工事 13,860
R 2	225,324	（常陸那珂港区）ガントリークレーンエレベータ更新工事 23,210、北ふ頭外貿防舷材復旧工事 16,304、航路許可標識（灯浮標）入替整備工事 20,348 （日立港区）第 2 埠頭防舷材取替工事 13,992、第 4 埠頭防舷材取替工事 10,153、第 2 号・第 4 号許可標識整備工事 16,302 （鹿島港）航路灯浮標交換工事 30,800、公共緑地除草工事 17,215、南公共埠頭多目的クレーン工事 14,322、北公共埠頭ガントリークレーン工事 62,678

年度	修繕実績額	修繕内容
R 3	177, 880	(常陸那珂港区) 南ふ頭フェンス製作・設置工事 11, 858、航路許可標識入替整備工事 21, 120 (日立港区) 第 5 埠頭防舷材取替工事 24, 507、第 5 ふ頭水門修繕工事 12, 606 (鹿島港) 航路灯浮標交換工事 26, 455、公共緑地除草工事 18, 634、南公共埠頭多目的クレーン工事 31, 099、北公共埠頭ガントリークレーン工事 31, 601
R 4	192, 357	(常陸那珂港区) 北埠頭 B 岸壁防舷材設置工事 16, 500、航路標識の塗装整備工事 24, 607、ソーラスフェンス工事 14, 047、ガントリークレーンケーブルリール更新工事 58, 993 (日立港区) 第 2 号・第 5 号許可灯浮標整備工事 10, 846 (鹿島港) 公共緑地除草工事 18, 799、南公共埠頭舗装工事 15, 675、航路灯浮標交換工事 32, 890
R 5	248, 465	(常陸那珂港区) 航路許可標識入替整備工事 20, 086、ガントリークレーン修繕工事 20, 460、B 岸壁防舷材工事 26, 884 (大洗港区) 航路許可標識入替整備工事 10, 095、可動橋油圧配管等修繕工事 30, 250 (鹿島港) 公共緑地除草工事 20, 790、ガントリークレーン修繕工事 119, 900
R 6 (見込)	333, 744	(常陸那珂港区) 航路灯浮標入替工事 35, 260、北埠頭コンテナヤード内改修工事 45, 000、中央埠頭 C 岸壁改修工事 70, 000 (日立港区) 第 2 号・第 5 号許可灯浮標整備工事 26, 430、植栽管理工事 21, 945、なぎさ公園フェンス工事 25, 000 (大洗港区) 灯浮標入替工事 11, 000、埠頭緑地等植栽管理工事 18, 810、空調設備更新工事 12, 000 (鹿島港) 北公共埠頭クレーン工事 47, 300、公共緑地除草工事 20, 999
計	2, 003, 668	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 近隣重要港湾等の公共埠頭については、直営管理で実施している。
(東京港、千葉港、小名浜港、相馬港、川崎港等)
- 近隣地方港湾については、港の特性を踏まえ、指定管理又は直営管理で実施している。
(館山港(千葉県)、新島港(東京都)等は直営管理で実施)

2 課題

- 国内外の物流拠点として、港湾利用者のニーズを踏まえるとともに、災害発生時の緊急物資の輸送拠点として、中立的な立場で適切に運営・管理をしていく必要がある。
- 施設の老朽化や設備の経年劣化により、今後の維持管理費用や修繕費用の増加が見込まれる。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○ （茨城港及び鹿島港公共埠頭）	○ （茨城港及び鹿島港公共埠頭）
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）	○ （土浦港）	○ （土浦港）
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		—
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		—
⑤	廃止・休止・統合		—

【方針】

- 茨城港及び鹿島港については、現行での施設運営により合理化を図る。
- 土浦港については、昨年度実施したサウンディング調査結果に基づき、施設のあり方について検討する。

【理由】

- 茨城港及び鹿島港は港湾法第2条第2項の重要港湾に定められていることから、その役割の公益性、重要性、影響の広域性に鑑み、引き続き県において適切な運営を継続していく必要がある。
- また、現在の施設を効率的に活用していくとともに、国補事業を有効に活用しながら、施設の老朽化や設備の経年劣化への対策にも取り組んでいく。
- 土浦港は港湾法第2条第2項の地方港湾に定められているものの、特定の利用者のみに限定されていること、将来的に施設の大規模修繕が見込まれることから、新たなにぎわい創出を求める地元市の意向も踏まえ、引続き施設のあり方を検討する。

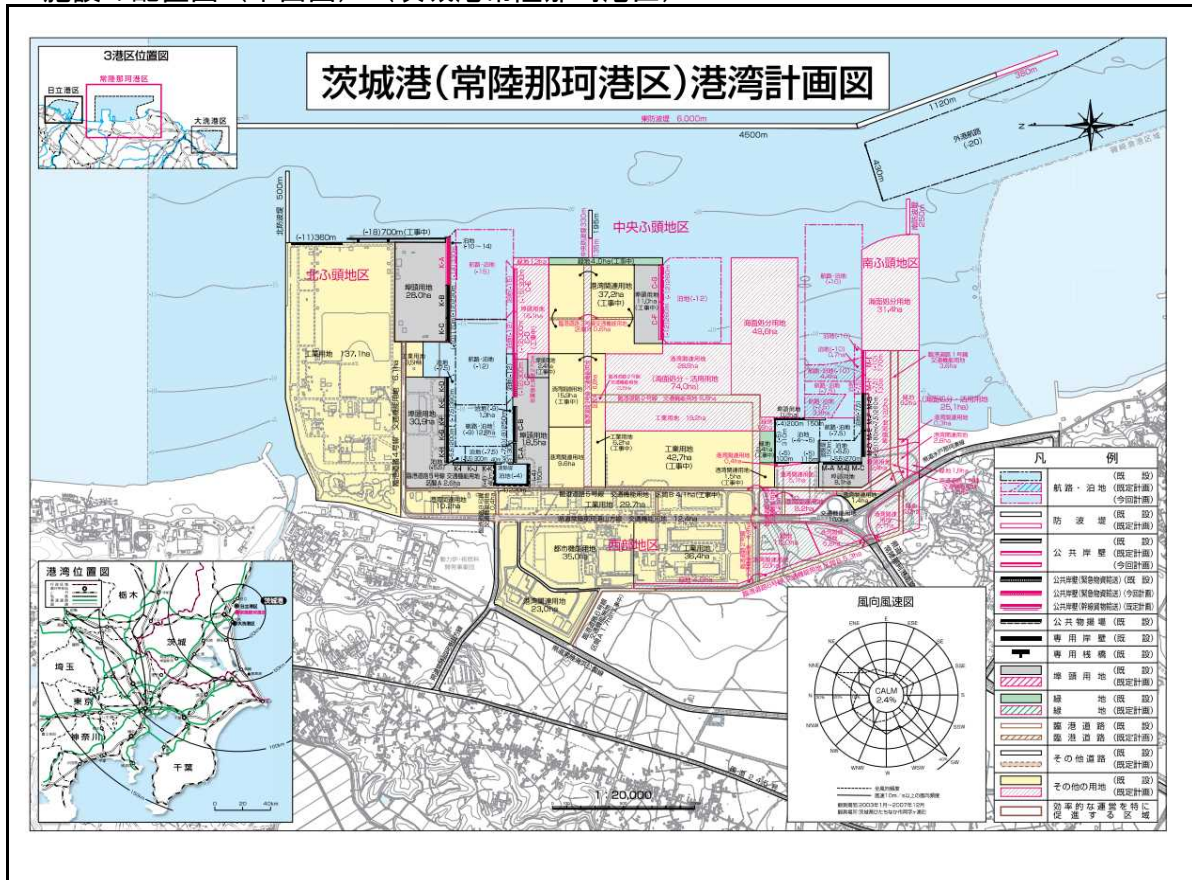
1 施設の位置図



2 施設の写真（茨城港常陸那珂港区）



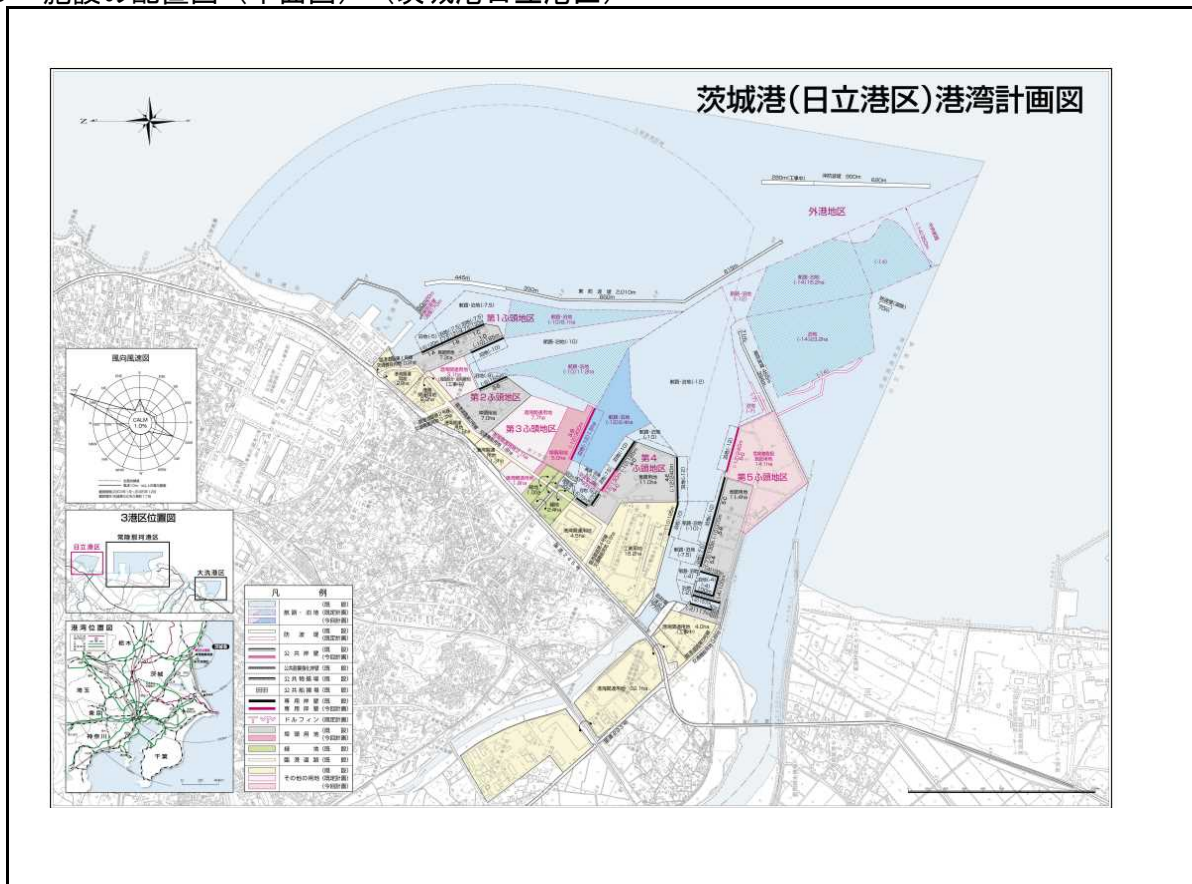
3 施設の配置図（平面図）（茨城港常陸那珂港区）



4 施設の写真（茨城港日立港区）



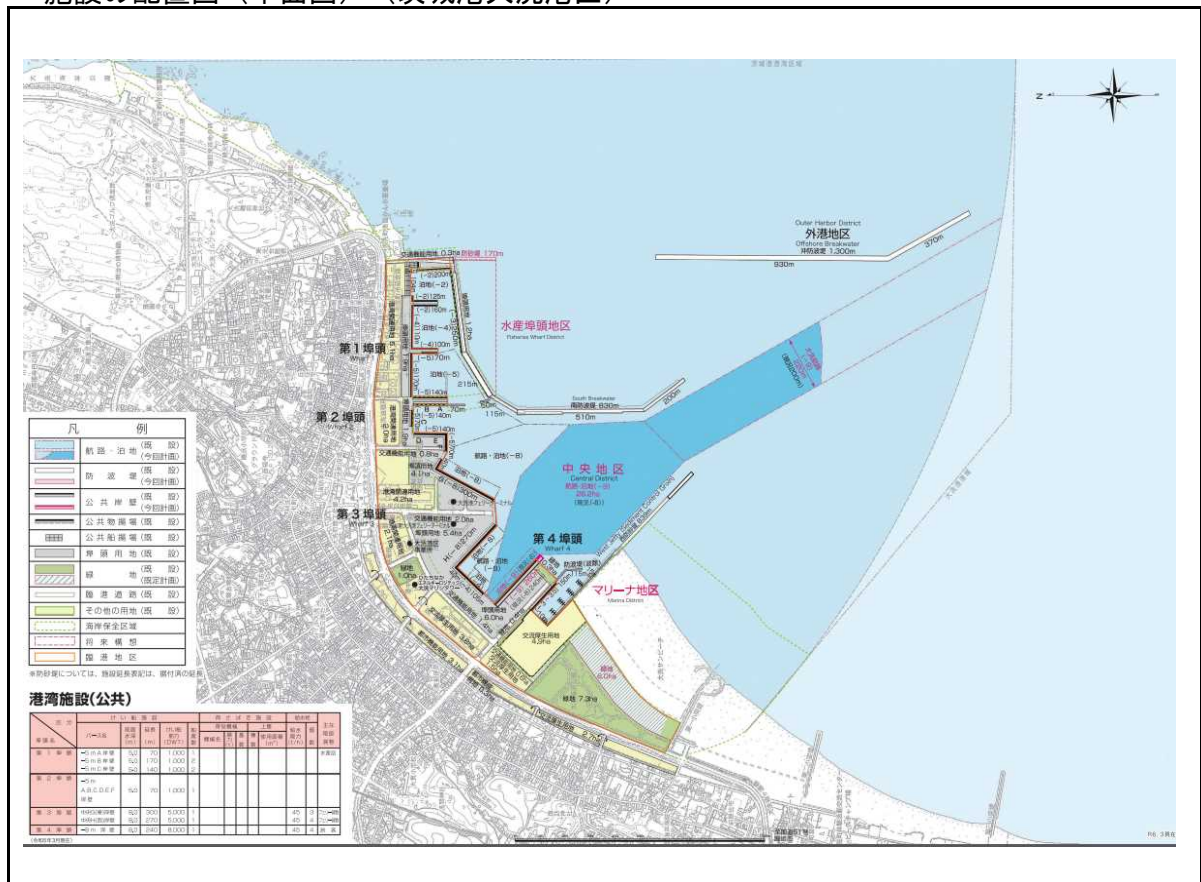
5 施設の配置図（平面図）（茨城港日立港区）



6 施設の写真（茨城港大洗港区）



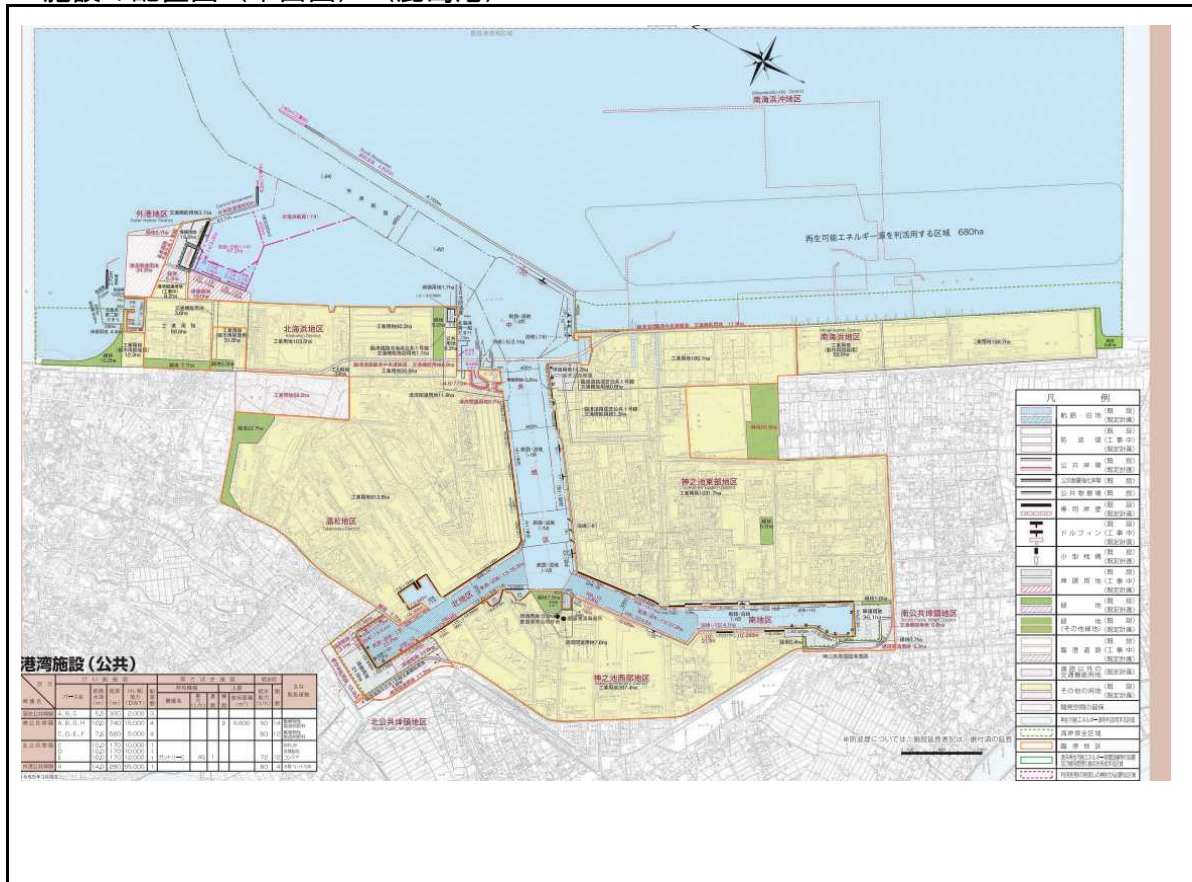
7 施設の配置図（平面図）（茨城港大洗港区）



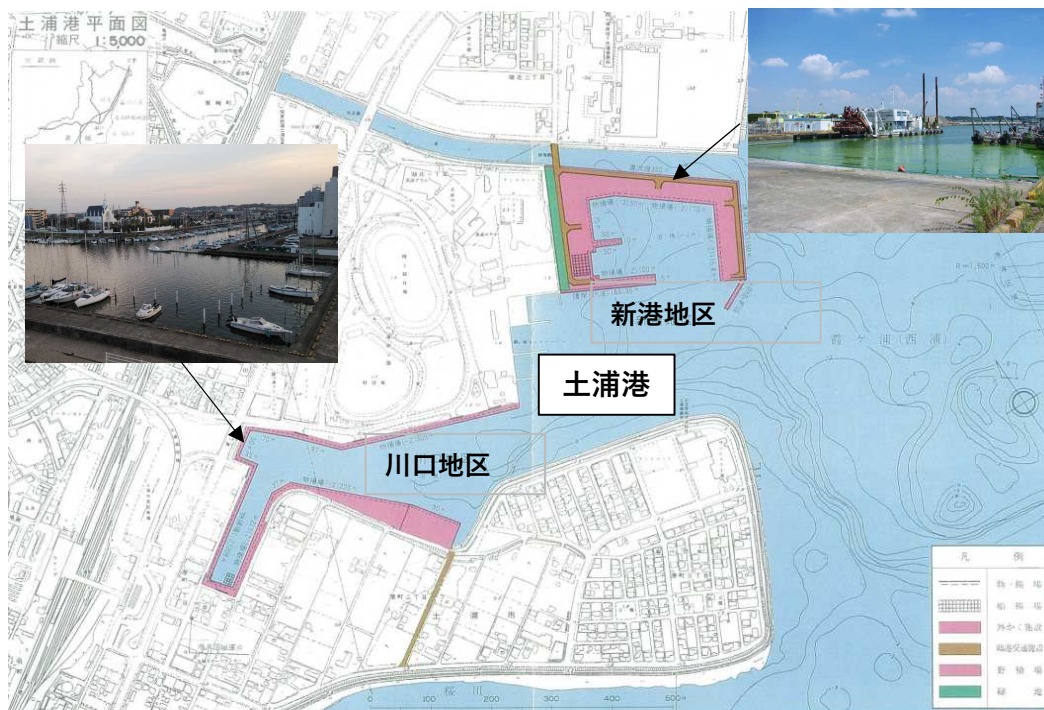
8 施設の写真（鹿島港）



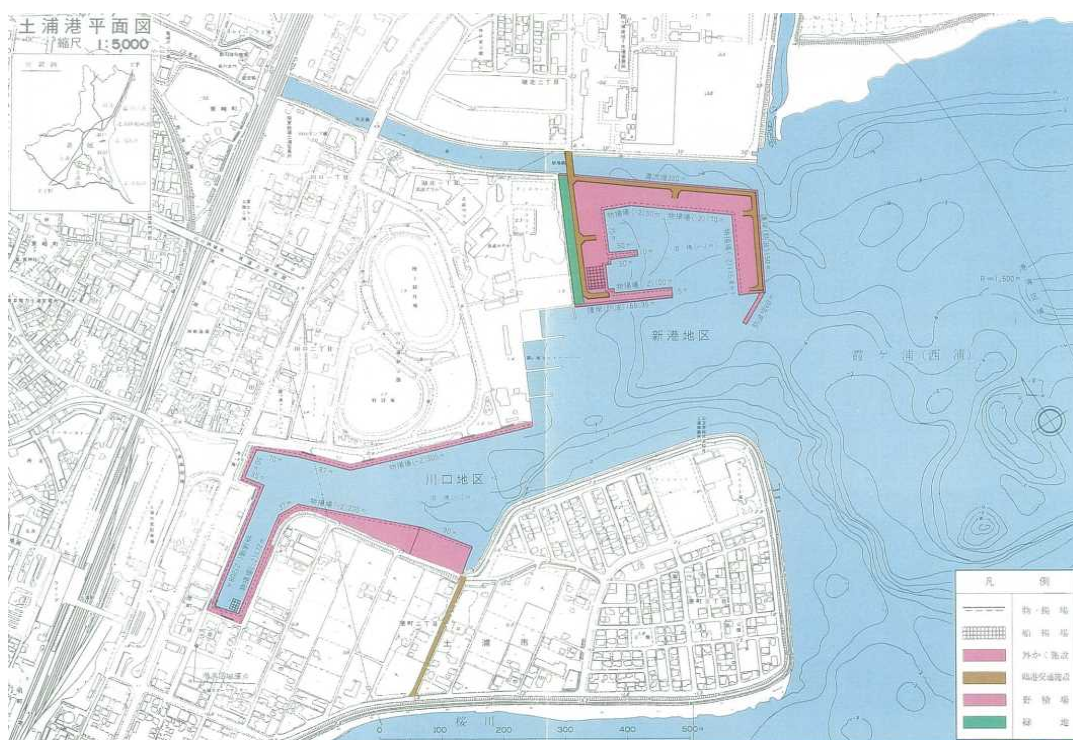
9 施設の配置図（平面図）（鹿島港）



2 施設の写真（土浦港）



3 施設の配置図（平面図）（土浦港）



令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

下水道課（土木部）
令和 7 年 6 月 11 日（水）

○施設名 鹿島臨海都市計画下水道

流域下水道（那珂久慈、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦常南、霞ヶ浦水郷、利根左岸さしま、鬼怒小貝、小貝川東部）

1 現状

（1）施設の概要

○ 鹿島臨海都市計画下水道及び流域下水道は、茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置に関する条例に基づき、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを目的に、県民生活や社会経済活動のインフラとしての役割を担っている。

○ 現在、次の8つの下水処理場を運営している。

施設名	鹿島臨海都市計画下水道	那珂久慈流域下水道	霞ヶ浦湖北流域下水道	霞ヶ浦常南流域下水道
処理場名	深芝処理場	那珂久慈浄化センター	霞ヶ浦浄化センター	利根浄化センター
処理場面積	15ha	35ha	24.9ha	33.6ha
所在市町村	神栖市	ひたちなか市	土浦市	利根町
計画人口	73,973 人	377,380 人	245,442 人	419,488 人
計画汚水量	330,000 m ³	236,122 m ³	147,081 m ³	257,494 m ³

施設名	霞ヶ浦水郷流域下水道	利根左岸さしま流域下水道	鬼怒小貝流域下水道	小貝川東部流域下水道
処理場名	潮来浄化センター	さしまアクアステーション	きぬアクアステーション	小貝川東部浄化センター
処理場面積	4.3ha	6.8ha	14.7ha	16.9ha
所在市町村	潮来市	境町	下妻市	筑西市
計画人口	23,520 人	50,041 人	86,301 人	49,434 人
計画汚水量	9,924 m ³	30,674 m ³	44,378 m ³	26,911 m ³

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

- 管理運営は、8つの下水処理場全てで指定管理者制度のもと実施している。
- 鹿島臨海都市計画下水道、那珂久慈流域下水道については平成28年度から、その他の流域下水道については平成29年度から指定管理者制度を導入している。

施設名	鹿島臨海都市計画下水道	那珂久慈流域下水道	霞ヶ浦湖北流域下水道	霞ヶ浦常南流域下水道
指定管理者	鹿島都市開発(株)	(株)ウォーターエージェンシー クボタ環境サービス(株) (株)バイオス グループ	(株)ウォーターエージェンシー	(株)ウォーターエージェンシー
指定管理期間	R 3～R 7	R 3～R 7	R 4～R 8	R 4～R 8
従事者数	58 人	62 人	39 人	44 人

施設名	霞ヶ浦水郷流域下水道	利根左岸さしま流域下水道	鬼怒小貝流域下水道	小貝川東部流域下水道
指定管理者	鹿島都市開発(株)	共和・茨環・都市環共同事業体	共和・茨環・都市環共同事業体	共和・茨環・都市環共同事業体
指定管理期間	R 4～R 8	R 4～R 8	R 4～R 8	R 4～R 8
従事者数	17 人	8 人	19 人	8 人

(3) 利用状況

【下水処理区域】 合計 32 市町村

【接続人口】 986,468 人 (令和5年度末)

【対象企業 (鹿島)】 138 社・163 工場・事業所

【年間処理水量の推移】

(単位：千 m^3)

施設名	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (見込)	R 6 / 比 [°] ー ^ク
鹿島 (比 [°] ー ^ク :R1)	41,902	43,341	43,472	44,283	44,727	42,150	44,277	43,311	44,116	43,826	98.0%
那珂久慈 (〃:R5)	33,927	34,227	34,367	34,339	35,842	35,281	36,097	34,844	37,413	36,221	96.8%
霞ヶ浦湖北 (〃:R2)	34,129	33,795	33,537	33,013	34,984	36,646	35,602	34,464	35,476	35,227	96.1%
霞ヶ浦常南 (〃:R3)	46,101	46,211	45,100	44,400	48,397	48,128	49,086	48,099	47,448	48,385	98.6%
霞ヶ浦水郷 (〃:R3)	2,283	2,246	2,193	2,128	2,250	2,276	2,303	2,180	2,214	2,207	95.8%
利根左岸さしま (〃:R6)	2,566	2,408	2,447	2,456	2,783	2,706	2,665	2,781	2,765	2,994	100.0%
鬼怒小貝 (〃:R6)	1,786	1,761	1,851	1,860	1,909	1,910	1,955	1,995	2,095	2,204	100.0%
小貝川東部 (〃:R4)	1,066	1,122	1,152	1,195	1,128	1,225	1,209	1,278	1,232	1,258	98.4%
合 計 (比 [°] ー ^ク :R3)	163,760	165,111	164,119	163,674	172,020	170,322	173,194	168,952	172,759	172,322	99.5%

※千 m^3 未満四捨五入

(4) 運営状況

- 鹿島臨海都市計画下水道においては、鹿島臨海工業地帯の工場排水及び神栖市公共下水の処理等の目的を達成するため、下水処理事業を展開してきた。
- 流域下水道においては、霞ヶ浦等公共水域の水質保全及び流域市町村の生活環境向上の目的を達成するため、下水処理事業を展開してきた。
- 両事業ともに指定管理者制度を実施しており、指定管理に係る収支の推移は以下のとおりとなっている。
(鹿島・那珂久慈は平成 28 年度から、その他流域は平成 29 年度から実施)
- なお、指定管理者が実施した修繕以外に、県においても水処理機械設備修繕等の大規模修繕を実施しており、年平均の修繕費は鹿島臨海都市計画下水道で 439,130 千円、流域下水道で 1,296,085 千円となっている。

【収支の推移】鹿島臨海都市計画下水道

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	(B)	人件費	維持 管理費	事業費	その他		
H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	202,597
H28	836,406	836,406	—	0	836,406	334,487	501,919	0	0	0	288,565
H29	869,944	869,944	—	0	869,944	284,020	585,924	0	0	0	122,742
H30	904,556	904,556	—	0	904,556	308,330	596,226	0	0	0	461,936
R 1	938,081	938,081	—	0	938,081	310,120	627,961	0	0	0	767,906
R 2	901,671	901,671	—	0	901,671	314,750	586,921	0	0	0	658,768
R 3	977,348	977,348	—	0	977,348	319,715	657,633	0	0	0	591,382
R 4	1,082,872	1,082,872	—	0	1,082,872	306,581	776,291	0	0	0	497,167
R 5	994,642	994,642	—	0	994,642	310,790	683,852	0	0	0	178,057
R 6 (見込)	1,099,580	1,099,580	—	0	1,099,580	309,400	790,180	0	0	0	622,183
平均	956,122	956,122	0	0	956,122	310,910	645,212	0	0	0	439,130

【収支の推移】流域下水道

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	歳出計 (B)	人件費	維持 管理費	事業費	その他	収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1, 023, 458
H28	1, 174, 556	1, 174, 556	—	0	1, 174, 556	343, 756	830, 800	0	0	0	1, 097, 294
H29	3, 830, 378	3, 830, 378	—	0	3, 830, 378	1, 181, 227	2, 649, 151	0	0	0	1, 361, 111
H30	4, 031, 440	4, 031, 440	—	0	4, 031, 440	1, 180, 913	2, 850, 527	0	0	0	1, 659, 640
R 1	4, 182, 124	4, 182, 124	—	0	4, 182, 124	1, 191, 610	2, 990, 514	0	0	0	1, 941, 300
R 2	4, 077, 480	4, 077, 480	—	0	4, 077, 480	1, 203, 906	2, 873, 574	0	0	0	1, 146, 040
R 3	4, 402, 258	4, 402, 258	—	0	4, 402, 258	1, 273, 022	3, 129, 236	0	0	0	987, 789
R 4	5, 145, 696	5, 145, 696	—	0	5, 145, 696	1, 291, 368	3, 854, 328	0	0	0	1, 145, 905
R 5	4, 939, 083	4, 939, 083	—	0	4, 939, 083	1, 295, 039	3, 644, 044	0	0	0	1, 242, 496
R 6 (見込)	5, 139, 534	5, 139, 534	—	0	5, 139, 534	1, 300, 597	3, 838, 937	0	0	0	1, 355, 816
平均	4, 102, 505	4, 102, 505	0	0	4, 102, 505	1, 140, 160	2, 962, 346	0	0	0	1, 296, 085

※那珂久慈は平成 28 年度から、その他流域は平成 29 年度から実施

【大規模修繕の推移】

- これまで規模の大きな修繕については、県が発注者として直接実施してきた。
- 大規模修繕の主なものは、汚水処理過程における電気設備、各機械設備の経年劣化に伴う改修や汚泥焼却炉設備定期修繕である。

鹿島臨海都市計画下水道

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	202, 597	No. 1 ・ 2 汚泥焼却炉定期修繕(129, 600)、薬品沈殿池機械設備修繕(24, 408)、その他(3 件 48, 589)
H28	288, 565	No. 1 ・ 2 汚泥焼却炉定期修繕(98, 280)、 7 系最終沈殿池機械設備修繕(53, 989)、その他(6 件 136, 296)
H29	122, 742	No. 1 ・ 2 汚泥焼却炉定期修繕(47, 520)、奥野谷ポンプ場No. 3 汚水ポンプ修繕(22, 680)、その他(3 件 52, 542)
H30	461, 936	電気設備修繕(58, 320)、No. 1 ・ 2 汚泥脱水機修繕(39, 528)、その他(16 件 364, 088)
R 1	767, 906	No. 1 ・ 2 汚泥焼却炉定期修繕(166, 320)、処理場・ポンプ場電気設備修繕(89, 540)、その他(15 件 512, 046)
R 2	658, 768	No. 1 ・ 2 汚泥焼却炉定期修繕(173, 250)、電気設備修繕(103, 620)、その他(12 件 381, 898)
R 3	591, 382	No. 1 ・ 2 汚泥焼却炉定期修繕(176, 000)、最終沈殿池機械設備修繕(89, 100)、その他(11 件 326, 282)
R 4	497, 167	No. 1 ・ 2 汚泥焼却炉定期修繕(209, 000)、電気設備修繕(61, 930)、その他(8 件 226, 237)
R 5	178, 057	電気設備修繕(62, 810)、溝口ポンプ場No. 2 汚水ポンプ他修繕(40, 700)、その他(3 件 74, 547)
R 6 (見込)	622, 183	No. 1 汚泥焼却炉定期修繕(143, 990)、電気設備修繕(72, 754)、その他(10 件 405, 439)
計	4, 391, 303	

流域下水道

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	1, 023, 458	霞ヶ浦常南遠心脱水機修繕(104, 760)、霞ヶ浦湖北焼却炉機械設備(2・3号)修繕(100, 980)、その他(27件 817, 718)
H28	1, 097, 294	霞ヶ浦常南遠心脱水機設備修繕(107, 158)、那珂久慈水処理機械設備修繕(100, 732)、その他(28件 889, 404)
H29	1, 361, 111	霞ヶ浦常南遠心脱水機設備修繕(109, 080)、那珂久慈水処理機械設備修繕(108, 108)、その他(30件 1, 143, 923)
H30	1, 659, 640	那珂久慈水処理機械設備修繕(136, 782)、霞ヶ浦常南遠心脱水機設備修繕(135, 864)、その他(32件 1, 386, 994)
R 1	1, 941, 300	那珂久慈水処理機械設備修繕(142, 340)、霞ヶ浦湖北焼却炉機械設備(2・3号)修繕(127, 270)、その他(40件 1, 671, 690)
R 2	1, 146, 040	霞ヶ浦湖北水処理機械設備修繕(119, 790)、霞ヶ浦湖北焼却炉機械設備(2・3号)修繕(113, 080)、その他(23件 913, 170)
R 3	987, 789	霞ヶ浦湖北水処理機械設備修繕(111, 540)、霞ヶ浦常南利根浄化センター遠心濃縮機設備修繕(90, 200)、その他(24件 786, 049)
R 4	1, 145, 905	霞ヶ浦常南遠心脱水機設備修繕(109, 670)、霞ヶ浦湖北焼却炉設備修繕(106, 920)、その他(25件 929, 315)
R 5	1, 242, 496	霞ヶ浦湖北焼却炉設備修繕(112, 453)、霞ヶ浦常南遠心脱水機設備修繕(109, 780)、その他(27件 1, 020, 263)
R 6 (見込)	1, 355, 816	霞ヶ浦湖北焼却炉設備修繕(173, 415)、霞ヶ浦常南遠心脱水機設備修繕(157, 575)、その他(25件 1, 024, 826)
計	12, 960, 849	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 市町村公共下水道事業や農業集落排水事業等それぞれの生活排水処理施設の有する特性及び経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な運営による汚水処理の普及を推進している。
- 他県においては、コンセッション方式等を採用しているところもあるが、それぞれのメリット・デメリットを分析する必要がある。

(6) 意見・提言等

- 中長期(30～50年超)の計画は、地方公営企業の運営、特に長期にわたって投資が固定化されるインフラ事業としての下水道事業においては極めて重要であり、中長期における収支計画を策定することが必要であると考え。(令和5年度 茨城県包括外部監査)

2 課題

- 鹿島臨海都市計画下水道及び流域下水道は、公共用水域の水質保全のための役割を果たすため、中立的な立場で適切に運営・管理をしていく必要がある。
- 人口減少に伴う収入減や施設の老朽化による支出増が見込まれるため、これまで以上に経営基盤の強化への取組が必要となっている。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和7年度	令和6年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）	—	—
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）	—	—
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）	—	—
⑤	廃止・休止・統合	—	—

【方針】

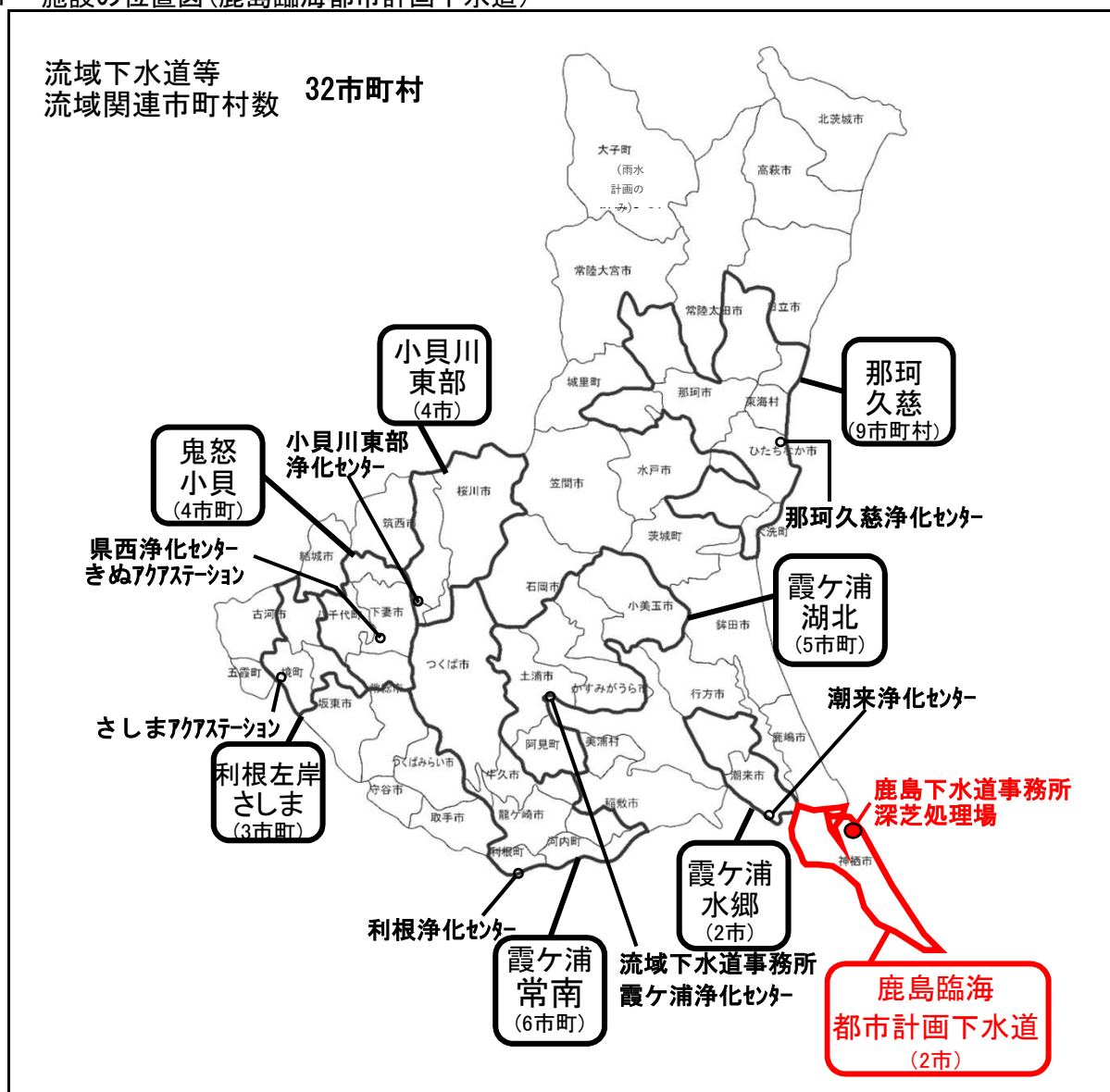
- 広域化・共同化計画による市町村管理の污水处理施設の統廃合や新たな工場立地など将来の需要増に対応していくことにより、経営基盤の強化を図っていく。
- 現行での施設運営により維持管理の合理化を図るとともに、現行の指定管理業務に修繕や更新計画案の作成等を加えたウォーターPPPの導入可能性について検討を行っていく。
なお、鹿島臨海都市計画下水道及び那珂久慈流域下水道については、令和7年度をもって指定管理期間が終了することから、今年度、指定管理者の選定手続きを行う予定である。

【理由】

- 当施設は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全のための役割を果たすため、引き続き施設を存続させる必要がある。
- なお、これまでもユーザー企業や市町村との協議等を通じてその効果を上げており、民間事業者による運営には課題があるなどの観点から、引き続き県において運営を継続し、国補事業を有効に活用しながら、老朽化した施設の更新を計画的に実施していくなど、合理化に取り組んでいく。

- 污水管の改築（緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除く。）に係る国費支援に関して、最低でも一つの処理区でウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化することとされている。

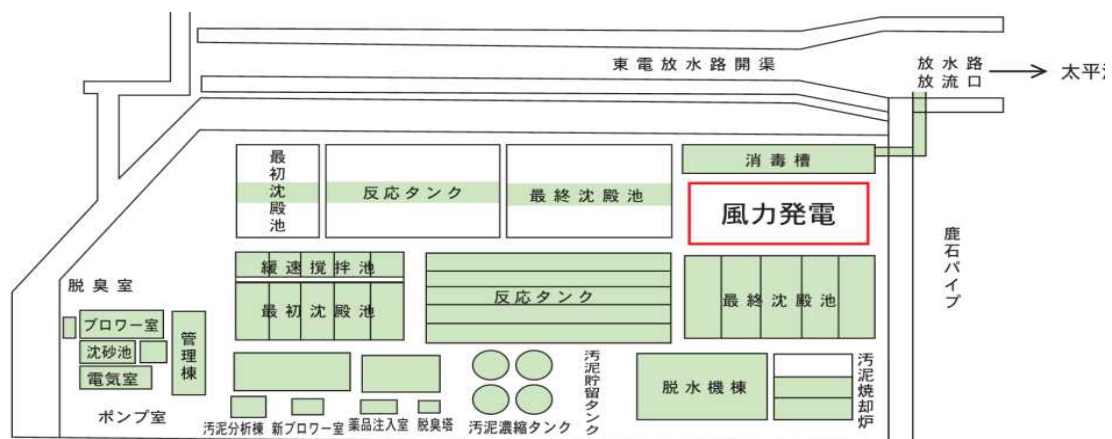
1 施設の位置図(鹿島臨海都市計画下水道)



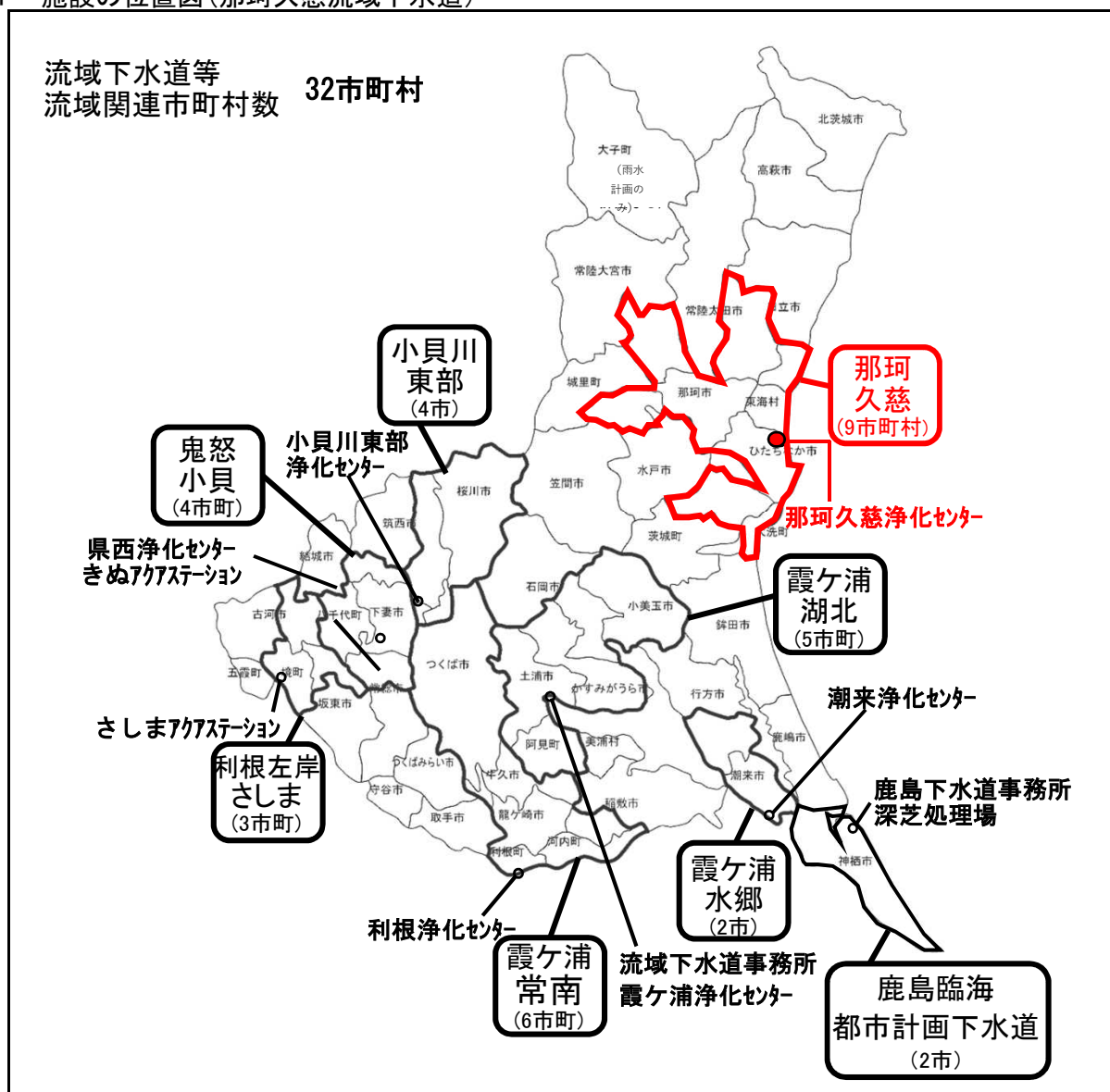
2 施設の写真（鹿島臨海都市計画下水道・深芝処理場）



3 施設の配置図（平面図）（鹿島臨海都市計画下水道・深芝処理場）



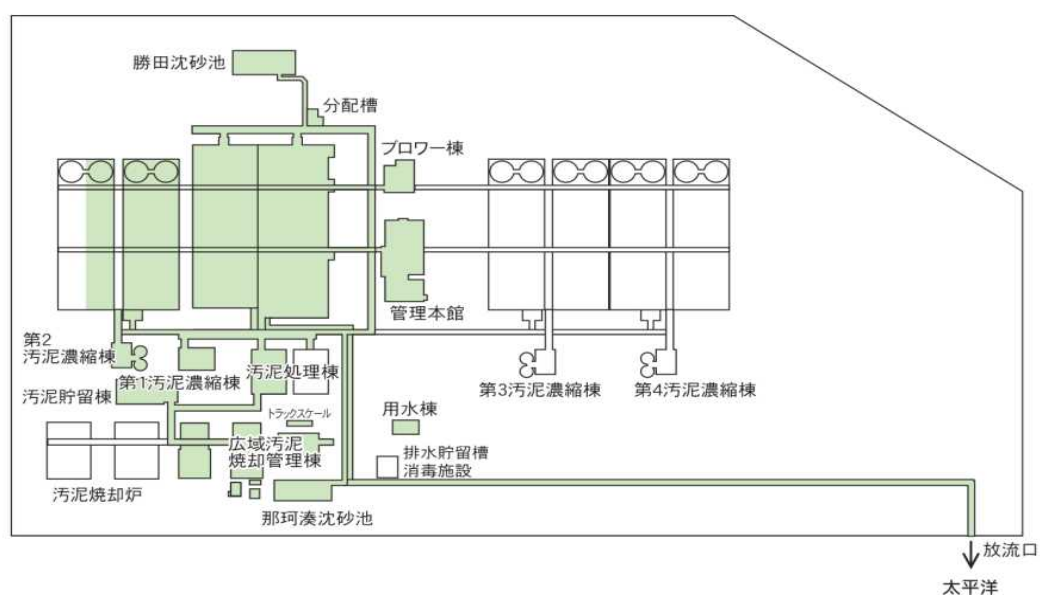
1 施設の位置図(那珂久慈流域下水道)



2 施設の写真（那珂久慈流域下水道・那珂久慈浄化センター）

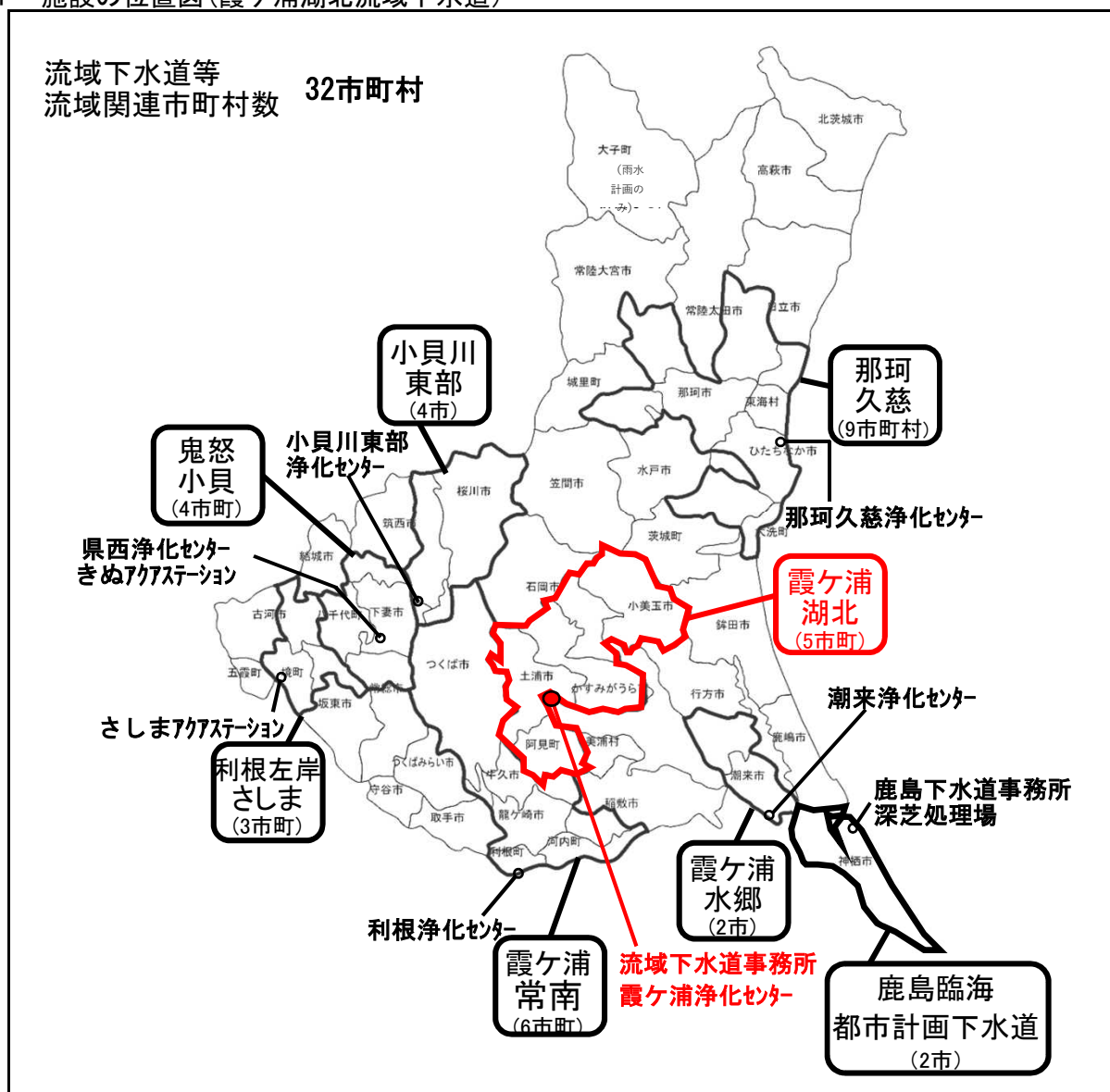


3 施設の配置図（平面図）（那珂久慈流域下水道・那珂久慈浄化センター）



(参考)

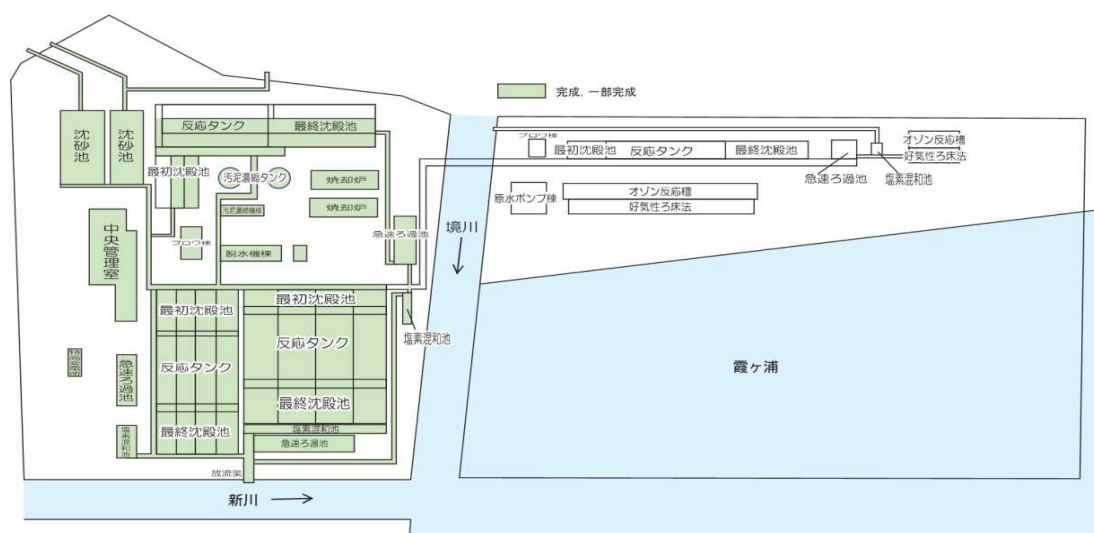
1 施設の位置図(霞ヶ浦湖北流域下水道)



2 施設の写真（霞ヶ浦湖北流域下水道・霞ヶ浦浄化センター）

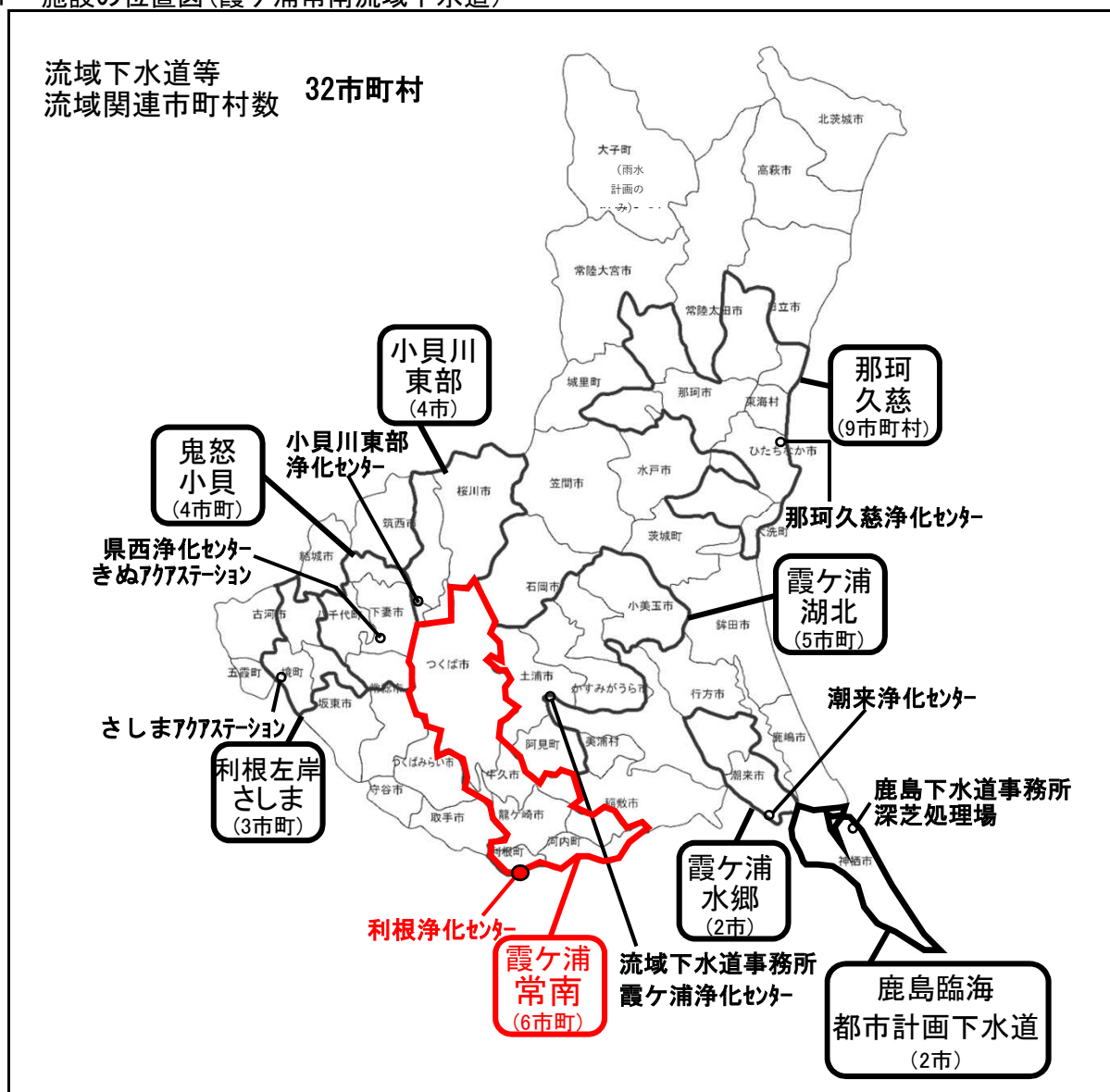


3 施設の配置図（平面図）（霞ヶ浦湖北流域下水道・霞ヶ浦浄化センター）



(参考)

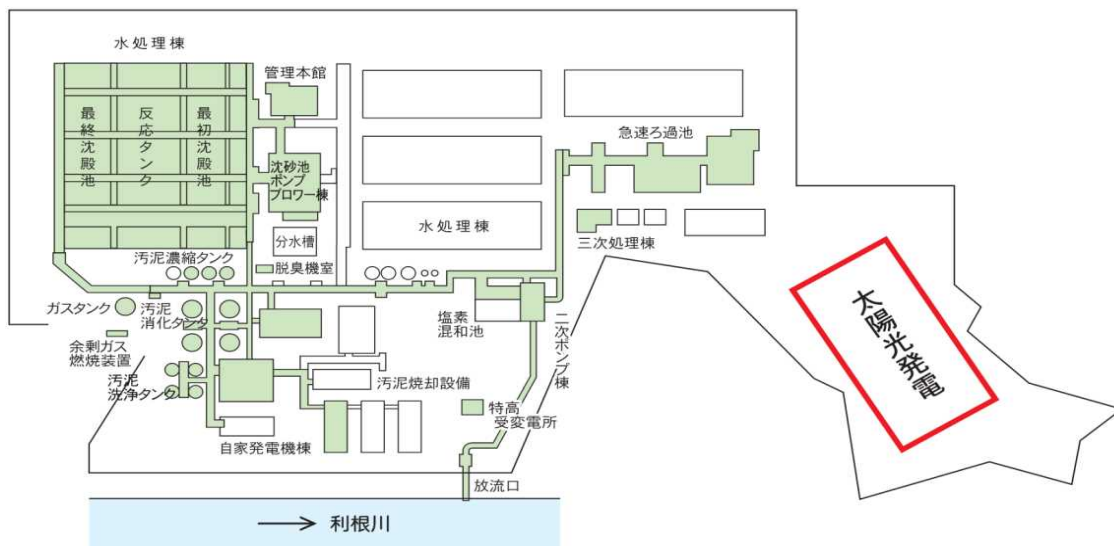
1 施設の位置図(霞ヶ浦常南流域下水道)



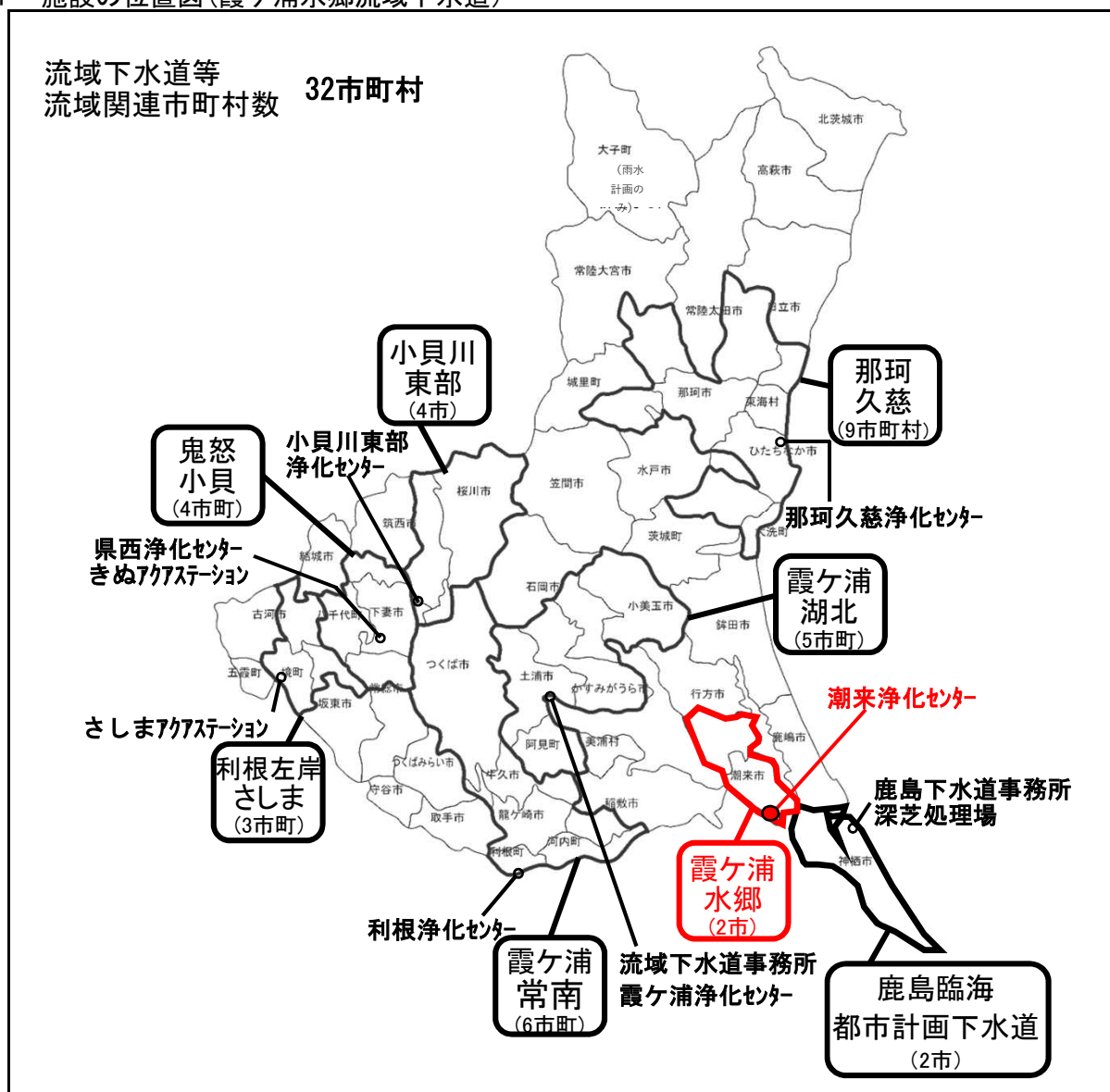
2 施設の写真（霞ヶ浦常南流域下水道・利根浄化センター）



3 施設の配置図（平面図）（霞ヶ浦常南流域下水道・利根浄化センター）



1 施設の位置図(霞ヶ浦水郷流域下水道)



2 施設の写真（霞ヶ浦水郷流域下水道・潮来浄化センター）

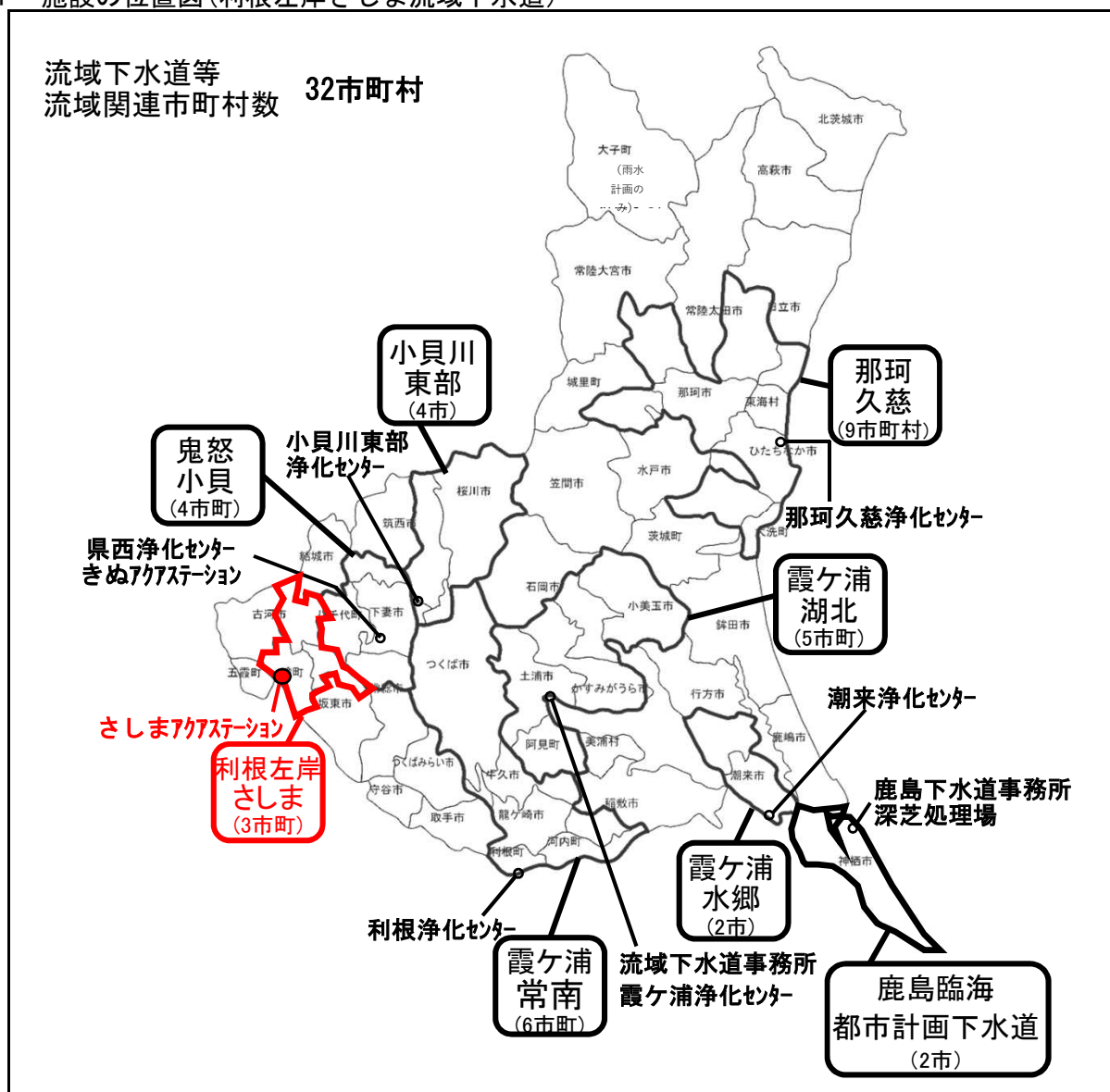


3 施設の配置図（平面図）（霞ヶ浦水郷流域下水道・潮来浄化センター）



(参考)

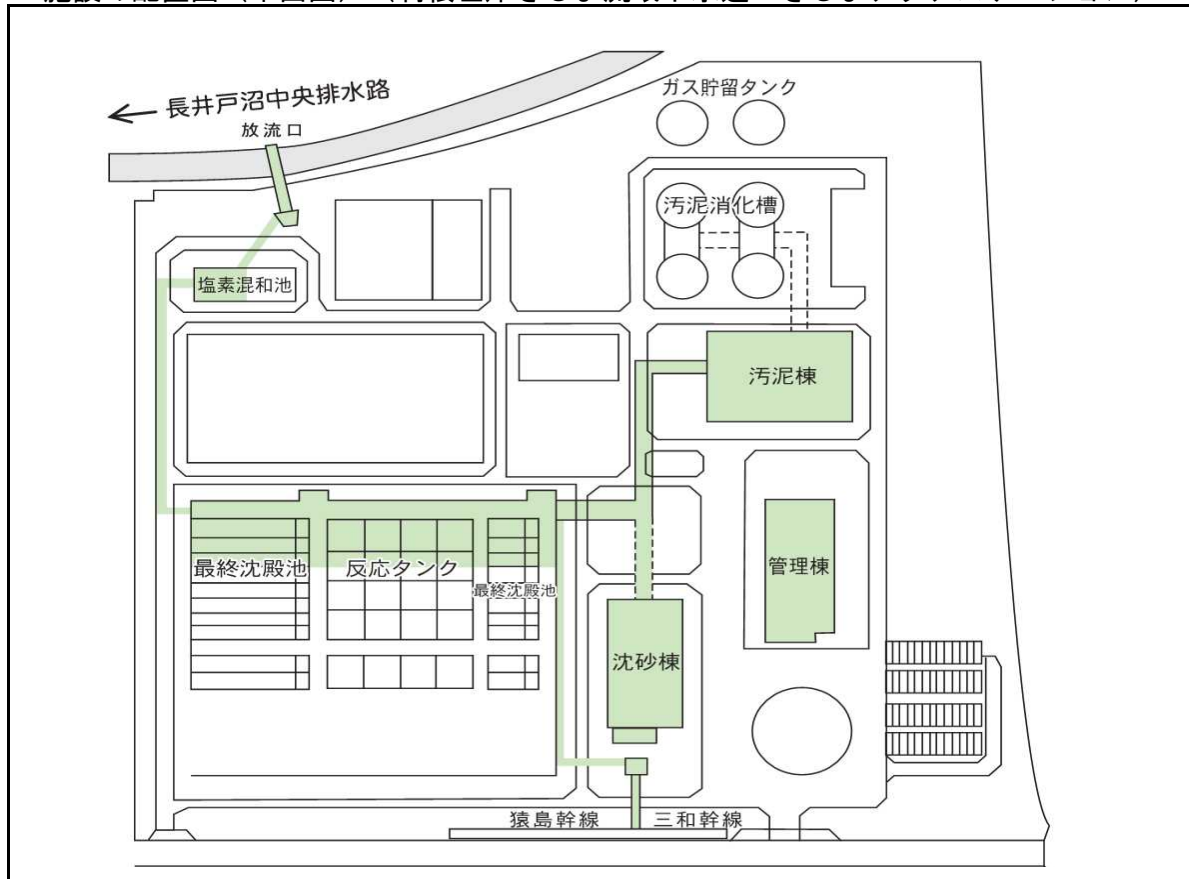
1 施設の位置図(利根左岸さしま流域下水道)



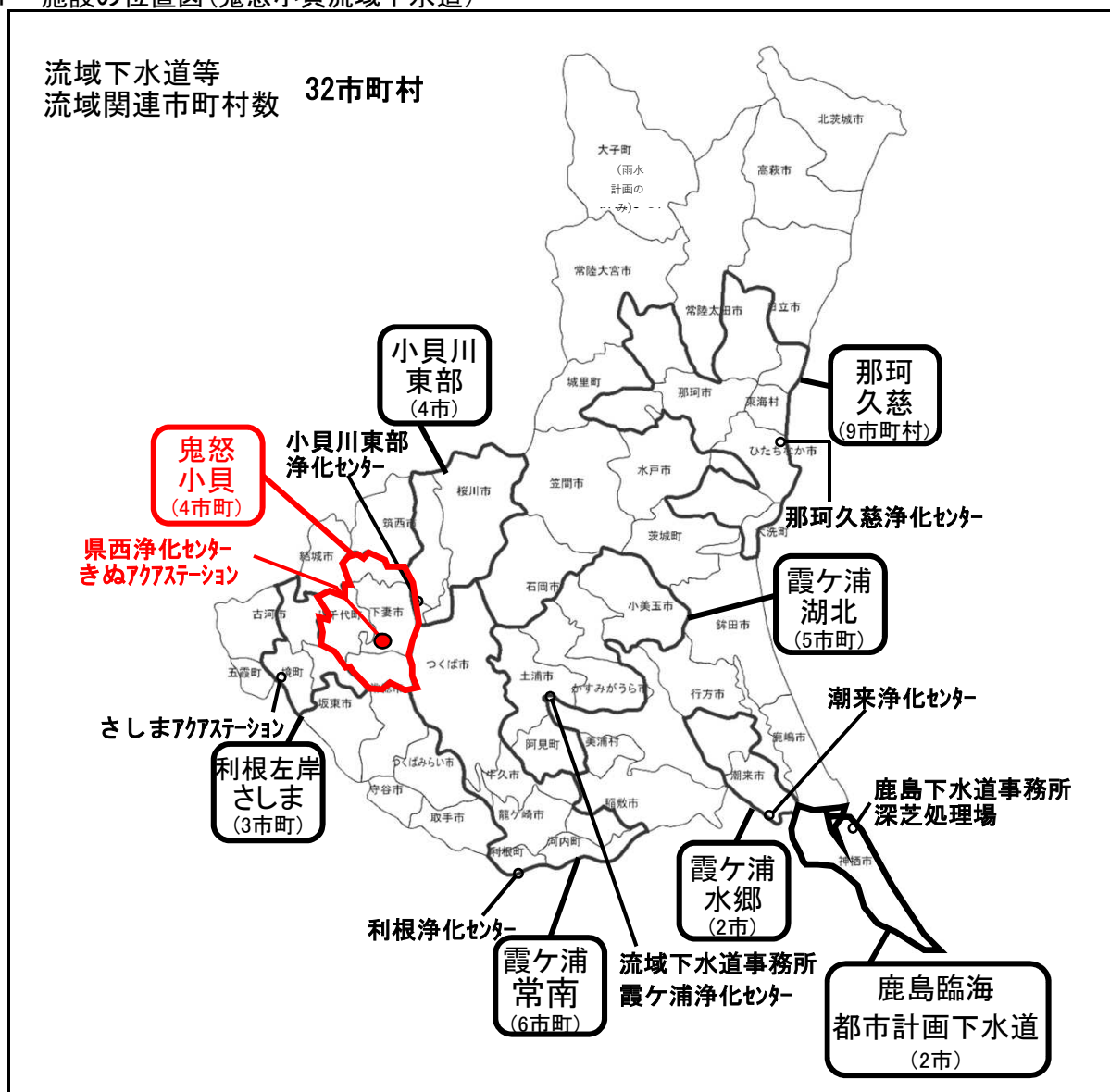
2 施設の写真（利根左岸さしま流域下水道・さしまアクアステーション）



3 施設の配置図（平面図）（利根左岸さしま流域下水道・さしまアクアステーション）



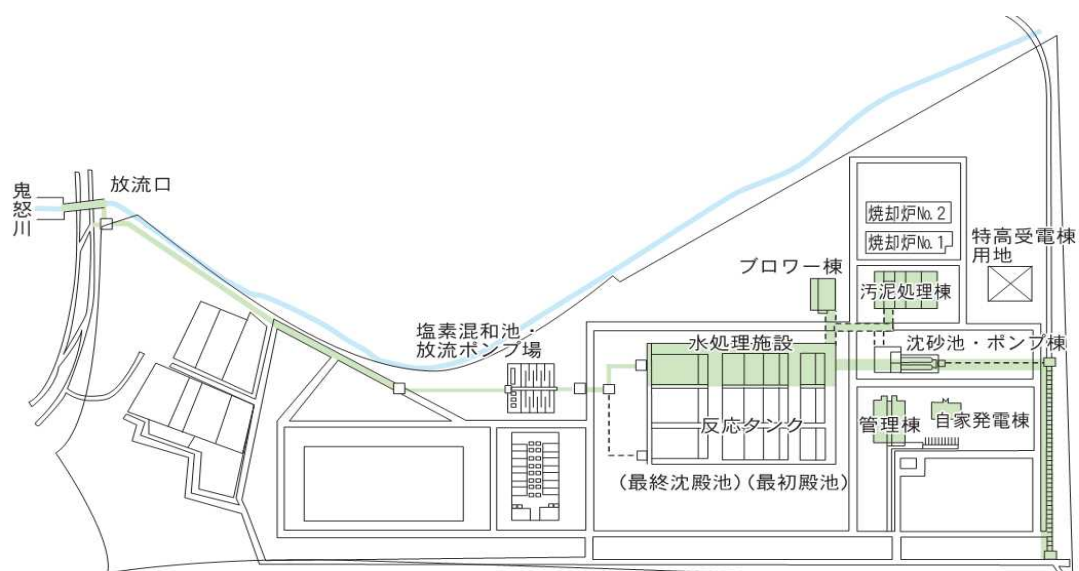
1 施設の位置図(鬼怒小貝流域下水道)



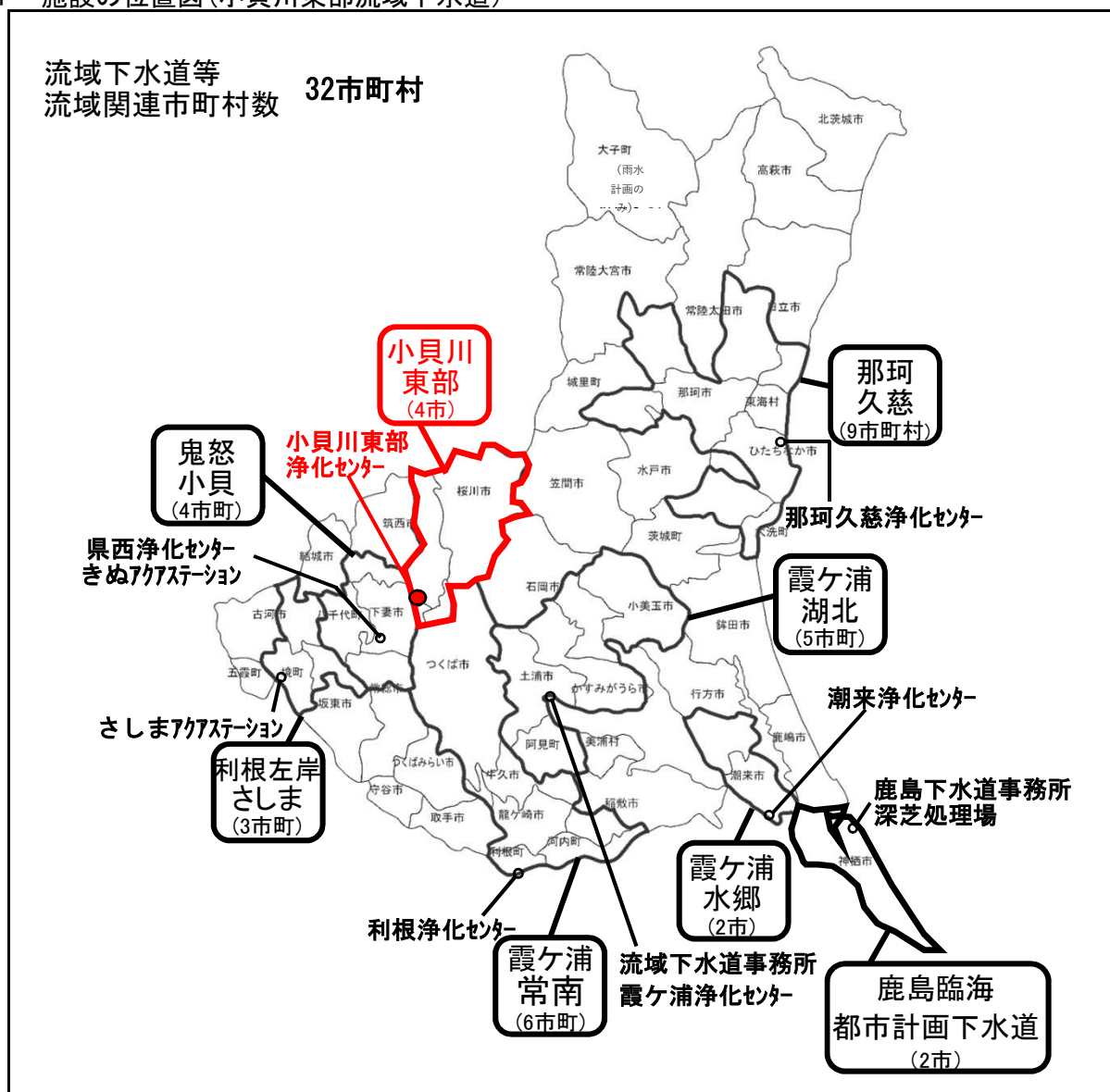
2 施設の写真（鬼怒小貝流域下水道・きぬアクアステーション）



3 施設の配置図（平面図）（鬼怒小貝流域下水道・きぬアクアステーション）



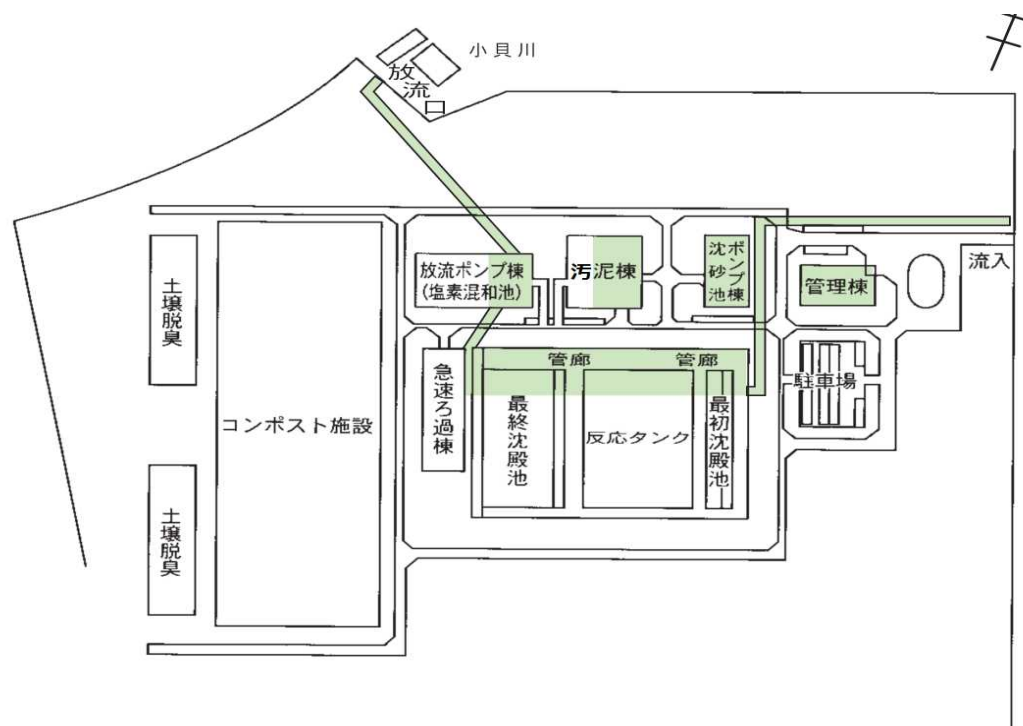
1 施設の位置図(小貝川東部流域下水道)



2 施設の写真（小貝川東部流域下水道・小貝川東部浄化センター）



3 施設の配置図（平面図）（小貝川東部流域下水道・小貝川東部浄化センター）



令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

住宅課（土木部）
令和 7 年 6 月 11 日（水）

○施設名 県営住宅及び共同施設

1 現状

(1) 施設の概要

- 県営住宅は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）及び条例等の趣旨に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与するために設置されたものである。

所在地	茨城県内 28 市町村に所在
開業年月	昭和 26 年
施設概要	154 団地 975 棟 12,973 戸 集会所 96 施設
設置理由	公営住宅法に基づき住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として建設された住宅である。
設置の根拠法令等	公営住宅法、茨城県県営住宅条例
事業内容	住宅に困窮する低額所得者のために、低廉な家賃で良質な住宅を供給する
定員	-
利用料金	公営住宅の家賃は、入居者の収入状況を基本とし、公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。

(2) 管理手法 ※令和 7 年 4 月 1 日時点

- 平成 18 年度から指定管理者制度を導入している。

指定管理者	一般財団法人茨城県住宅管理センター
指定管理期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（5 年間）
従事者数	職員 81 人（常勤 25 人、非常勤 56 人）

※令和 7 年度をもって指定管理期間が終了することから、今年度、指定管理者の選定手続きを行う。

(3) 利用状況

- 入居戸数は年々減少し、令和6年度末の入居戸数は9,136戸である。
- 一方で、近年、母（父）子世帯、高齢者世帯など、特に配慮が必要な世帯（要配慮世帯）は大きく増加し、全入居世帯の約7割を占めている。

【入居戸数の推移】

(単位：戸数)

年度	H27 (ピーク)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6/ピーク
入居戸数※	11,421	11,169	10,912	10,579	10,300	10,245	10,013	9,640	9,377	9,136	80.0%

※各年度、3月31日時点の入居戸数

【世帯区分別入居戸数】

(単位：戸数)

年度	入居 戸数	一般	一般以外 計	一般以外					
				母(父)子	高齢者	障害者	外国人	単身者	その他
H27 (ピーク)	11,421	5,223 (45.7%)	6,198 (54.3%)	2,966 (26.0%)	1,581 (13.9%)	575 (5.0%)	279 (2.4%)	783 (6.9%)	14 (0.1%)
R6	9,136	2,665 (29.2%)	6,471 (70.8%)	2,182 (23.9%)	2,040 (22.3%)	774 (8.5%)	278 (3.0%)	1,184 (13.0%)	13 (0.1%)

- ・母（父）子：20歳未満の子を扶養している世帯
- ・高齢者：60歳以上の方のみの世帯（単身者等を除く。）
- ・障害者：障害者がいる世帯（単身者を含む。）
- ・外国人：外国人国籍の世帯員がいる世帯（単身者を含む。）
- ・単身者：60歳以上の方、生活保護受給者
- ・その他：海外からの引揚者など

(4) 運営状況

- 指定管理者は、県営住宅の入退去に関する事務、家賃や駐車場使用料の収納事務、県営住宅施設の修繕や維持管理業務などを行っている。
- 歳出のうち主なものは、県営住宅の住戸などの修繕費や施設の法定点検費などが約7割を占めている。
- 利用料収入（家賃等）については、県が直接受け入れている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	(B)	人件費	維持 管理費	その他		
H27	1,450,298	1,450,298	-	0	1,450,298	223,798	1,226,500	0	0	272,616
H28	1,448,304	1,448,304	-	0	1,448,304	222,217	1,226,087	0	0	705,056
H29	1,448,473	1,448,473	-	0	1,448,473	223,522	1,224,951	0	0	738,535
H30	1,448,408	1,448,408	-	0	1,448,408	224,821	1,223,587	0	0	637,898
R1	1,463,029	1,463,029	-	0	1,463,029	226,856	1,236,173	0	0	822,752
R2	1,475,583	1,475,583	-	0	1,475,583	229,425	1,246,158	0	0	745,935
R3	1,524,593	1,524,593	-	0	1,524,593	230,530	1,294,063	0	0	1,261,424
R4	1,524,439	1,524,439	-	0	1,524,439	231,222	1,293,217	0	0	1,063,854
R5	1,524,381	1,524,381	-	0	1,524,381	231,916	1,292,465	0	0	911,183
R6	1,525,207	1,525,207	-	0	1,525,207	232,612	1,292,595	0	0	1,245,070
平均	1,483,272	1,483,272	-	0	1,483,272	227,692	1,255,580	0	0	840,432

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- これまで規模の大きな修繕や住戸の改善については、国補事業等を活用しながら県が実施した。
- 主な実績としては、建物躯体の長寿命化を目的とした「外壁塗装や屋上防水改修」、既存住戸の居住性改善を目的とした「住戸改善工事」、既存エレベーターの安全性確保を目的とした「エレベーター改修工事」などを実施した。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	272,616	外壁塗装、屋上防水、住戸改善
H28	705,056	外壁塗装、屋上防水、住戸改善
H29	738,535	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
H30	637,898	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
R 1	822,752	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
R 2	745,935	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
R 3	1,261,424	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
R 4	1,063,854	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
R 5	911,183	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
R 6	1,245,070	外壁塗装、屋上防水、エレベーター改修
計	8,404,323	

（５）周辺エリア、類似施設等の状況

- 令和６年４月１日時点で、県営住宅は約１万３千戸、市町村営住宅は約２万１千戸であり、全国的にも公営住宅の管理戸数は横ばいの状況となっている。

2 課題

- 本県の人口は減少傾向となっており、増加傾向にあった世帯数も減少傾向に転じると予想されているが、一方で、高齢単身者等の住宅の確保に配慮を要する世帯は増加傾向にあり、民間賃貸住宅への入居制限がみられるなど、県営住宅の役割において、住宅セーフティネットとしての対応が求められている。
- 県営住宅は、築 40 年を超えるものが約 5 割を占め、老朽化が進行している。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和 7 年度	令和 6 年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

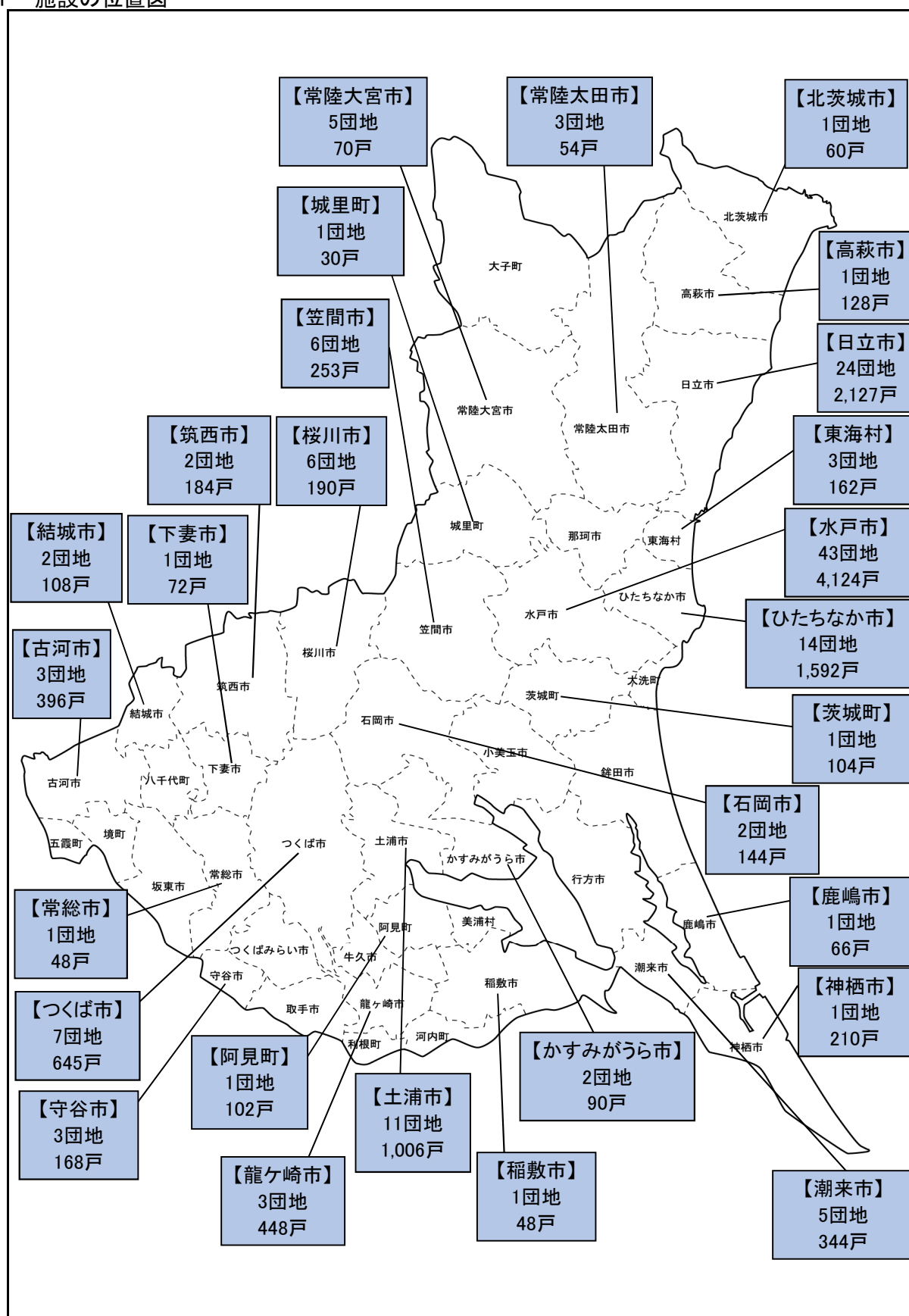
【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

【理由】

- 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする施設であることから、引き続き運営を継続する必要がある。
- 人口動態や住宅市場、県民ニーズ、住宅セーフティネットの状況を捉えながら、住宅の確保に配慮を要する世帯への確に住戸が提供されるよう、国補事業を有効に活用しながら、計画的な老朽化対策を実施していく。

1 施設の位置図



「2 施設の写真」「3 施設の配置図」は省略

令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書
(出資団体等所有施設)

道路維持課（土木部）
令和 7 年 6 月 11 日（水）

○施設名 みらい平駅前駐車場、筑波山つつじヶ丘駐車場、友部駅北口駐車場、水戸北スマート I C 駐車場【所有団体：茨城県道路公社】

1 現状

(1) 施設の概要

○ 4箇所の駐車場については、駅や観光地等の利用者の利便性を図るために設置。

施設名	みらい平駅前駐車場	筑波山つつじヶ丘駐車場	友部駅北口駐車場	水戸北スマート I C 駐車場
所在地	つくばみらい市陽光台	石岡市小幡	笠間市南友部	水戸市飯富町
敷地面積	2,767 m ²	12,660 m ²	3,730 m ²	2,129 m ²
設置年月	平成 17 年 8 月	平成 18 年 4 月	平成 20 年 2 月	平成 20 年 6 月
設置理由	・みらい平駅利用者への利便性を図るため、公共的なパークアンドライド駐車場として県からの依頼により設置。	・筑波スカイライン一般自動車事業から筑波山つつじヶ丘駐車場の経営転換を図り、かつ、筑波山観光関連施設の維持管理水準の向上を図るため設置。	・J R 友部駅橋上化と南北駅前広場の整備にあわせ、駅及び駅周辺施設利用者への利便性を図るため、公共的なパークアンドライド駐車場として笠間市からの依頼により設置。	・水戸北スマート I C から東京へ行き来する新規高速バス路線が運行されることになったことから、高速バス利用者への利便性を図るため、公共的なパークアンドライド駐車場として県からの依頼により設置。
料金	時間貸し 1 時間 100 円 (4 時間を超え 24 時間まで 500 円) 月極 5,700 円	1 回当たり 普通車 500 円 二輪車 200 円 バス 2,000 円 大型車 2,000 円 (10 分まで無料)	1 日当たり 500 円 (入庫から 24 時間経過ごとに料金 1 日分加算) 月極 5,300 円	1 回当たり 500 円
収容台数	100 台	400 台	131 台	63 台
敷地区分	県所有	自己所有	笠間市所有	県所有

(2) 管理手法

- 管理は全て直営で実施し、筑波山つつじヶ丘駐車場は4人体制（嘱託職員3人、臨時職員1人）で管理、その他の3箇所の駐車場については、無人で自動料金精算機により管理。

(3) 利用状況

- 筑波山つつじヶ丘駐車場を除く3箇所の駐車場については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年度及び令和3年度の利用台数が減少したが、令和4年度から回復傾向にあり、令和6年度はほぼ新型コロナウイルス感染症流行前の水準に戻りつつある。
- 水戸北スマートIC駐車場については、令和元年10月の台風により被災し、復旧まで約6か月間休止。（単位：台）

年度／施設名	みらい平駅前駐車場	筑波山つつじヶ丘駐車場	友部駅北口駐車場	水戸北スマートIC駐車場
ピーク (H27～R6)	(H27) 38, 111	(H27) 95, 909	(H27) 38, 069	(H28) 7, 097
H27	38, 111	95, 909	38, 069	6, 788
H28	37, 780	94, 810	36, 350	7, 097
H29	37, 337	91, 370	34, 358	7, 028
H30	37, 308	93, 835	34, 663	6, 892
R1	37, 209	86, 386	33, 154	3, 597
R2	32, 819	85, 999	26, 719	1, 942
R3	33, 044	91, 169	24, 759	1, 907
R4	35, 560	85, 590	29, 739	3, 047
R5	37, 822	83, 044	32, 963	5, 247
R6	37, 709	84, 786	33, 364	5, 676
R6／ピーク	98. 9%	88. 4%	87. 6%	80. 0%

(4) 経営状況

○ 各駐車場とも収支については、機器の更新・追加や災害等による影響を受けた年度を除き黒字となっている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
み ら い 平 駅 前	収入計 (A)	8,348	7,945	7,641	7,829	8,723	6,805	6,799	8,013	9,058	8,916
	うち利用料金	8,140	7,910	7,612	7,798	8,688	6,763	6,760	7,917	9,022	8,874
	うちその他	208	35	29	31	35	42	39	96	36	42
	支出計 (B)	12,817	5,653	5,472	6,671	7,471	5,838	5,330	5,961	5,983	6,221
	うち人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち維持管理費等	12,817	5,653	5,472	6,671	7,471	5,838	5,330	5,961	5,983	6,221
	うち機器更新等	4,808	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収支 (A－B)	△ 4,469	2,292	2,169	1,158	1,252	967	1,469	2,052	3,075	2,695
つ つ じ が 丘	収入計 (A)	45,527	43,179	42,621	46,001	42,293	41,951	43,998	41,897	40,509	41,582
	うち利用料金	43,837	41,660	41,110	44,477	40,769	40,276	42,405	40,049	38,569	39,542
	うちその他	1,690	1,519	1,511	1,524	1,524	1,675	1,593	1,848	1,940	2,040
	支出計 (B)	30,588	32,494	43,405	30,441	27,369	31,402	30,515	30,043	29,296	29,957
	うち人件費	11,575	9,957	5,882	6,271	6,392	6,526	6,206	6,562	6,630	6,875
	うち維持管理費等	19,013	22,537	37,523	24,170	20,977	24,876	24,309	23,481	22,666	23,082
	うち機器更新等	0	0	16,680	0	0	0	0	0	0	0
	収支 (A－B)	14,939	10,685	△ 784	15,560	14,924	10,549	13,483	11,854	11,213	11,625

(単位：千円)

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
友部駅北口	収入計（Ａ）	9,153	8,741	8,411	8,357	7,686	5,416	5,401	6,863	7,999	8,641
	うち利用料金	9,085	8,708	8,380	8,327	7,655	5,383	5,371	6,780	7,967	8,604
	うちその他	68	33	31	30	31	33	30	83	32	37
	支出計（Ｂ）	4,659	4,442	4,016	4,200	4,333	6,008	4,403	7,646	4,931	5,181
	うち人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち維持管理費等	4,659	4,442	4,016	4,200	4,333	6,008	4,403	7,646	4,931	5,181
	うち機器更新等	0	0	0	0	0	1,463	0	3,729	0	0
	収支（Ａ－Ｂ）	4,494	4,299	4,395	4,157	3,353	△ 592	998	△ 783	3,068	3,460
水戸北IC	収入計（Ａ）	2,814	2,914	2,880	3,168	2,120	1,017	967	1,542	2,634	2,850
	うち利用料金	2,715	2,838	2,812	3,084	1,712	974	954	1,523	2,623	2,838
	うちその他	99	76	68	84	408	43	13	19	11	12
	支出計（Ｂ）	1,675	1,488	1,357	1,339	5,915	832	1,152	1,308	1,506	1,618
	うち人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち維持管理費等	1,675	1,488	1,357	1,339	5,915	832	1,152	1,308	1,506	1,618
	うち機器更新等	0	0	0	0	3,378	0	0	0	0	0
	収支（Ａ－Ｂ）	1,139	1,426	1,523	1,829	△ 3,795	185	△ 185	234	1,128	1,232

(5) 周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

ア 周辺エリアの動向

- みらい平駅前駐車場、友部駅北口駐車場については、共に近隣に民間駐車場が数箇所存在するが、収容台数が少ない。
- 残る2箇所の駐車場については、近隣に駐車場がない。

みらい平駅前駐車場	筑波山つつじヶ丘駐車場	友部駅北口駐車場	水戸北スマートＩＣ駐車場
・みらい平駅周辺には、民間駐車場が数箇所あるが、収容台数が少なく民間だけでは利便性の確保が難しい。	・筑波山中腹周辺に駐車場はない。	・友部駅周辺には、民間駐車場が数箇所あるが、収容台数が少なく民間だけでは利便性の確保が難しい。	・周辺に駐車場はない。 ・水戸北スマートＩＣを經由する高速バスが毎日運航されている。（日立市役所～東京ディズニーリゾート間、高萩駅・日立駅～東京駅間）

イ 他県の類似施設

- 関東近県では、栃木県、埼玉県及び神奈川県各道路公社が有料駐車場事業を実施。

2 課題

- みらい平駅前駐車場及び友部駅北口駐車場においては、駅周辺の民間駐車場は収容台数が少なく、また、筑波山つつじヶ丘駐車場及び水戸北スマートＩＣ駐車場においては、周辺に民間駐車場がない状況であり、いずれの駐車場においても多数の県民に利用されていることから、県民の駐車場需要に応える必要がある。

3 対応方針

※該当するものに「○」を付すこと。

区分	今後の取組方針（案）	令和7年度	令和6年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 引き続き経費節減と収入の確保に努め、有料駐車場事業を継続していく。

【理由】

- 全ての駐車場が多数の県民に利用されており、ほぼ毎年度黒字となっていることから、経営基盤の強化への取り組みとして継続するとともに、県民の駐車場需要に応える必要があるため。

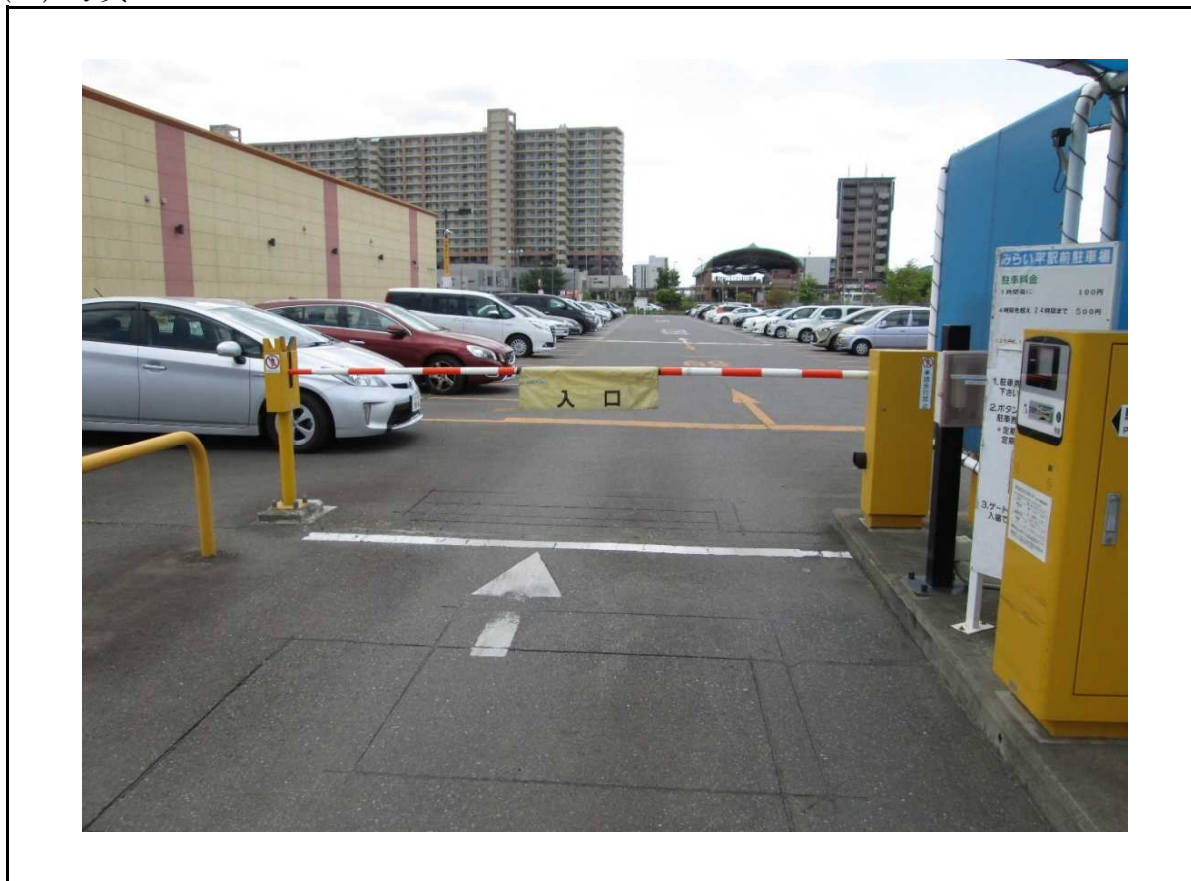
○施設の位置図及び写真

1 みらい平駅前駐車場

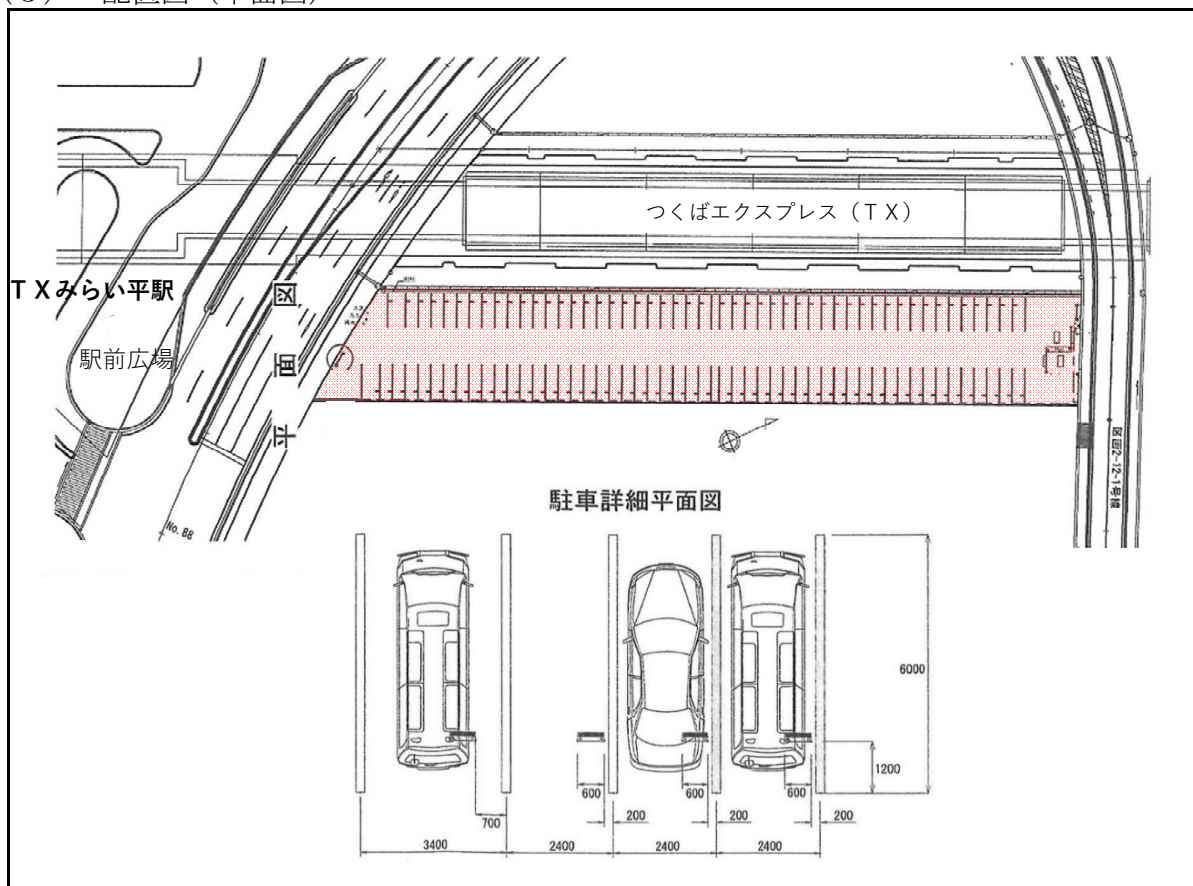
(1) 位置図



(2) 写真

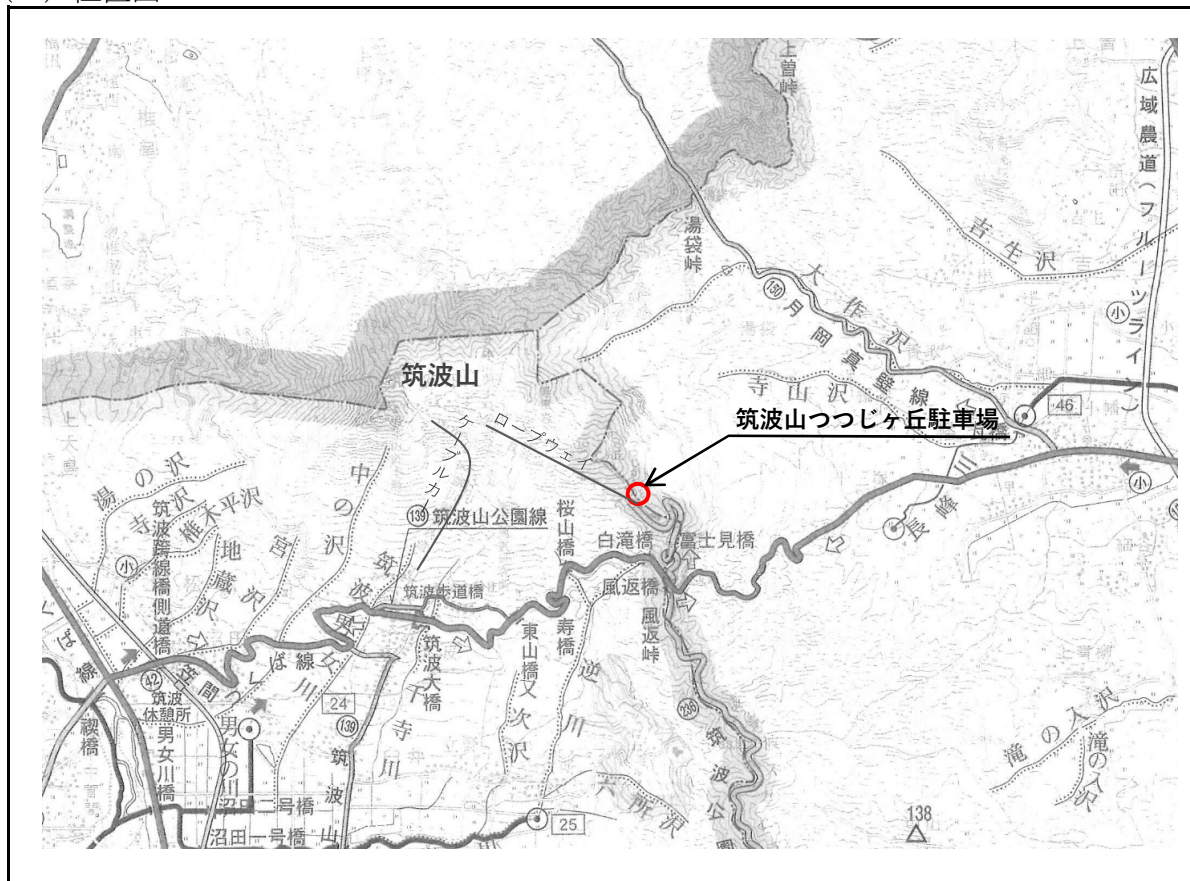


(3) 配置図 (平面図)



2 筑波山つつじヶ丘駐車場

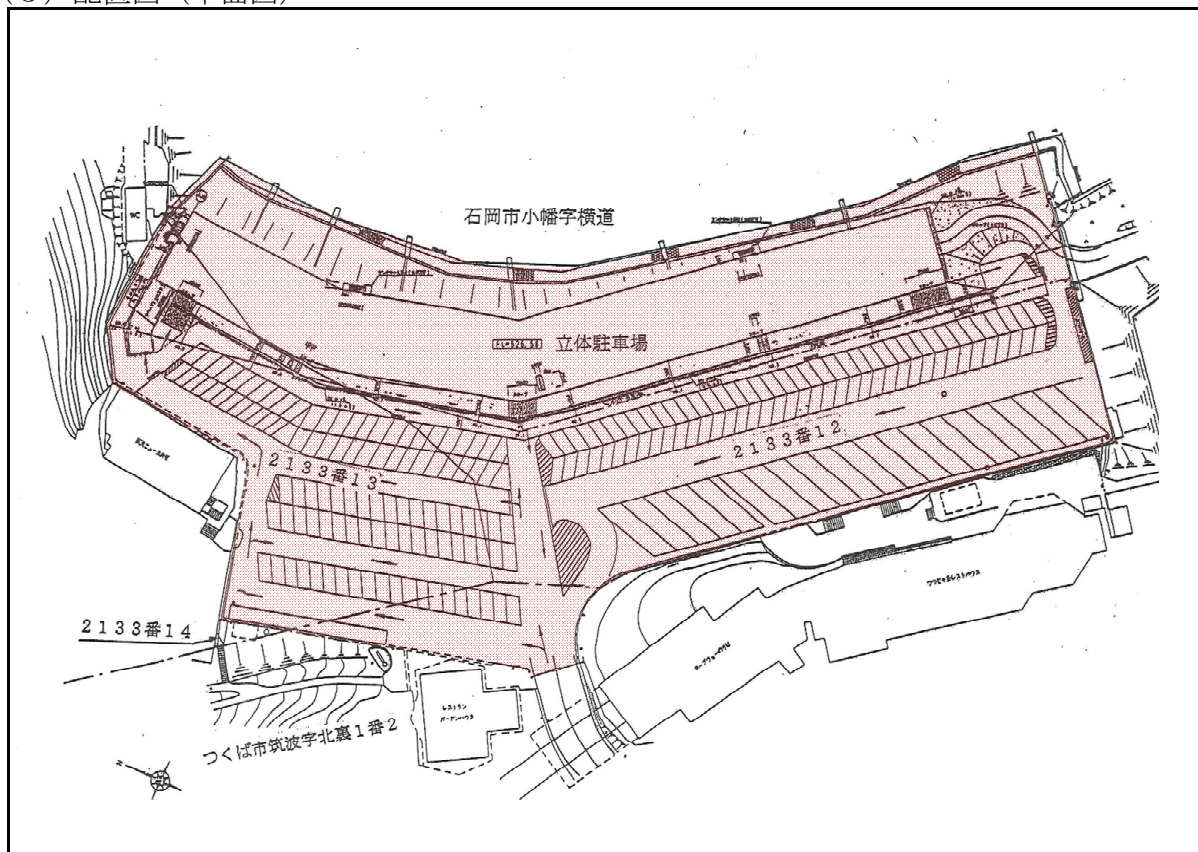
(1) 位置図



(2) 写真



(3) 配置図 (平面図)



3 友部駅北口駐車場

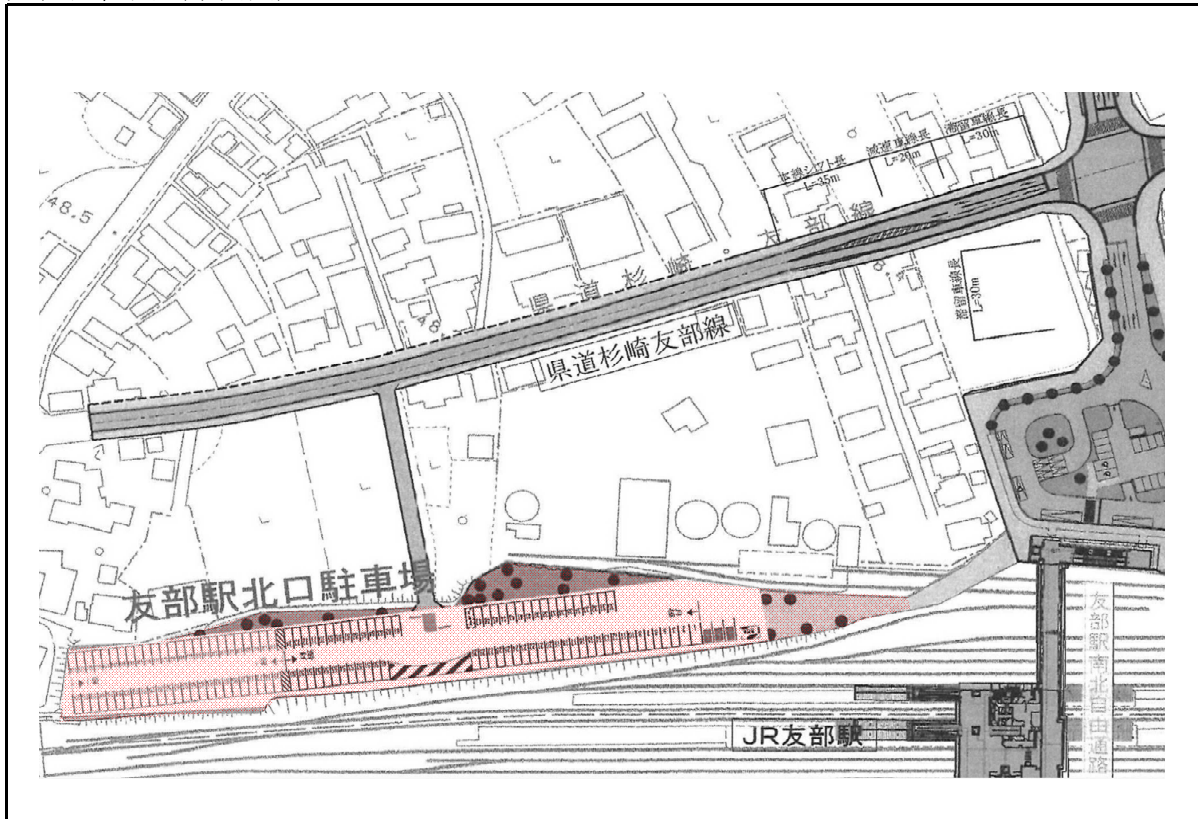
(1) 位置図



(2) 写真



(3) 配置図 (平面図)



(1) 位置図



(2) 写真



[illegible]

令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書
(出資団体等所有施設)

港湾課（土木部）
令和 7 年 6 月 11 日（水）

○施設名：大洗港フェリーターミナルビル 【所有団体：株式会社茨城ポートオーソリティ】

1 現状

(1) 施設の概要

- 大洗港フェリーターミナルビルは、定期フェリー運航に必要なサービス提供をするため設置した施設である。

所在地	東茨城郡大洗町港中央2
開業年月	平成6年10月
施設概要	施設敷地 2,680 m ² 、鉄骨鉄筋コンクリート造3階建
設置理由	大洗港区のフェリーターミナルとして設置
事業内容	フェリーターミナル施設、自社事務所、テナント事業
利用料金	待合所：無料、事務室は個別契約

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

- 株式会社茨城ポートオーソリティが直営で実施し、従業員数は7人（プロパー社員3人、嘱託社員4人）で管理運営を行っている。

(3) 利用状況

- コロナ禍の2年間は大きく減少したもののR4以降は回復し、令和6年度は170,947人と順調に推移している。

【船舶乗降人員数の推移】

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (ピーク)	R6/ピーク
船舶乗 降人員 数	139,380	140,231	142,048	146,490	164,963	97,533	114,136	154,967	170,153	170,947	100%

(4) 経営状況

- 大洗港フェリーターミナルビルにおいては、大洗港区と苫小牧港との定期フェリー航路の運航に必要なサービスを提供するため、フェリー会社等へのテナント事業等を実施するほか、自社事務所を設置している。
- 令和6年度は26百万の利益を計上する見込みである。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	収入計				支出計				収支 (A-B)
	(A)	利用料	県支援額	その他	(B)	人件費	維持 管理費	その他	
H27	78,911	78,911	-	-	92,969	3,770	51,758	37,441	△14,058
H28	78,902	78,902	-	-	69,638	3,892	45,840	19,906	9,264
H29	79,073	79,073	-	-	71,084	3,662	52,942	14,480	7,989
H30	83,734	83,734	-	-	67,868	4,033	51,033	12,802	15,866
R 1	84,036	84,036	-	-	65,710	3,507	47,612	14,591	18,326
R 2	78,536	78,536	-	-	60,632	4,108	40,518	16,006	17,904
R 3	80,069	80,069	-	-	54,835	3,522	35,707	15,606	25,234
R 4	70,740	70,740	-	-	42,378	3,690	34,001	4,687	28,362
R 5	71,196	71,196	-	-	45,806	4,225	33,907	7,674	25,309
R 6 (見込)	81,800	81,800	-	-	55,609	5,920	44,318	5,371	26,191
平均	78,700	78,700	-	-	62,653	4,033	43,764	14,856	19,383

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

（単位：千円）

年度	修繕実績額		修繕内容
		県支援額	
H27	60,210	－	外壁改修
H28	－	－	
H29	36,300	－	待合ロビー改修
H30	－	－	
R 1	－	－	
R 2	－	－	
R 3	－	－	
R 4	－	－	
R 5	－	－	
R 6	－	－	
計	96,510	－	

（５）周辺エリア、類似施設等の状況

○周辺エリアの動向

- おしゃれで洗練されたリゾートを目指す「ひたちなか大洗リゾート構想」に基づき、地元市町や関係団体と連携を図り、観光消費額の向上や地域のブランディング等に取り組んでいる。
- 同エリアにおいて、類似施設はない。

２ 課題

- 大洗港区は北海道へのフェリーの玄関港であり、観光拠点としての機能強化に取り組む必要がある。
- 施設設置から 30 年経過しており、施設の老朽化や設備の経年劣化への対応が必要である。

3 対応方針

※該当するものに「○」を付すこと。

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		—
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		—
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		—
⑤	廃止・休止・統合		—

【方針】

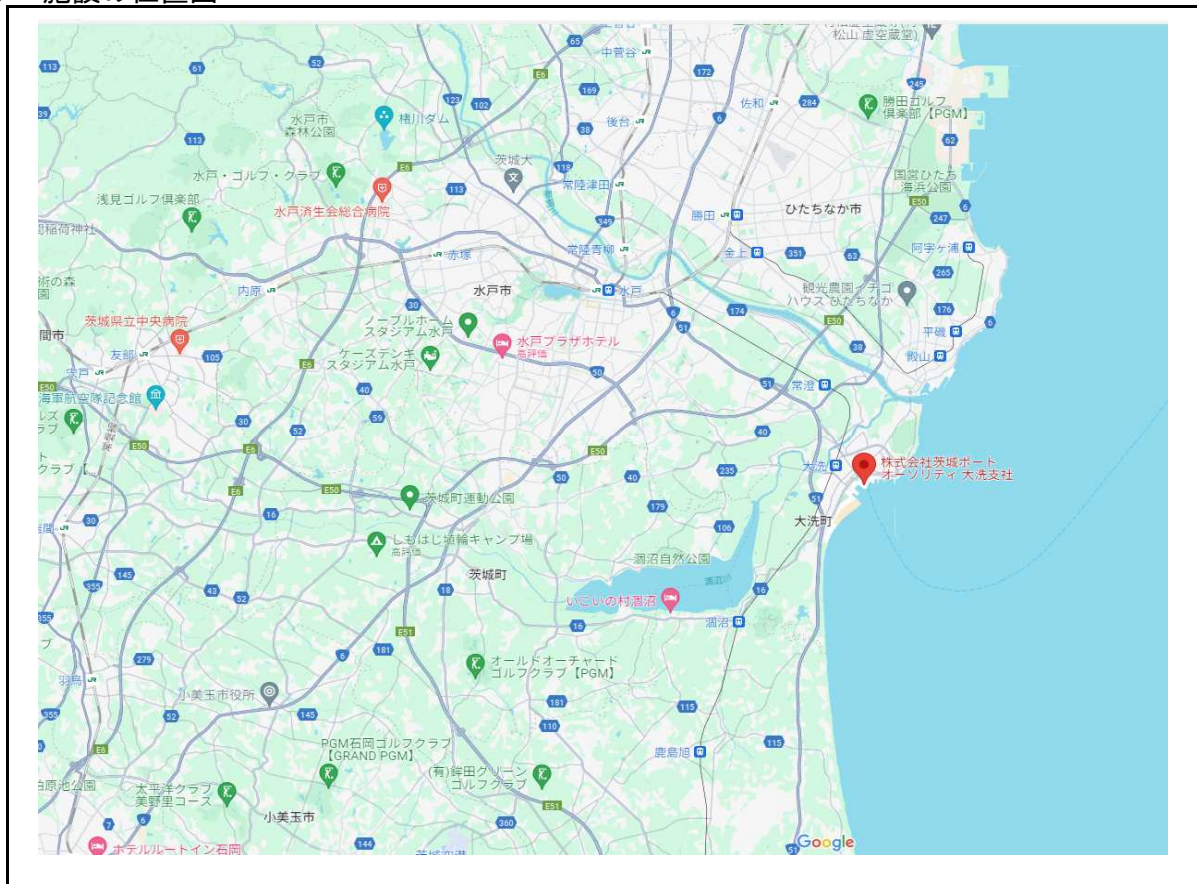
- 現行での施設運営を継続し、効率的な維持管理を行う。

【理由】

- 当施設はこれまで、定期フェリー運航に必要なサービスを提供するため、フェリー運航会社と連携して利用者の利便性向上を図るなど、フェリー運航に欠かせない施設となっていることから、引き続き施設を存続させる必要がある。
- 施設の管理運営に当たっては、周辺地域に代替施設が無く、他の民間事業者での運営は困難である。また、施設等の老朽化対策を適切に実施するなど、株式会社茨城ポートオーソリティが引き続き管理運営を継続していく。

(参考)

1 施設の位置図



2 施設の写真



3 施設の配置図（平面図）



令和 7 年 6 月 3 日 開 会

①

令和 7 年第 2 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和7年第2回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第83号議案 令和7年度茨城県一般会計補正予算（第1号）	1
第84号議案 職員の勤務時間に関する条例及び職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	3
第85号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	6
第86号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	8
第87号議案 茨城県県税条例等の一部を改正する条例	9
第88号議案 茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 ..	12
第89号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に 関する条例の一部を改正する条例	13
第90号議案 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	14
第91号議案 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	15
第92号議案 工事請負契約の締結について（道路改良工事（（仮称）大久保町第1トンネル））	16
第93号議案 工事請負契約の締結について（茨城県防災情報ネットワークシステム衛星通信設備更新工事）	17
報告第2号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	19

条 例 ・ そ の 他

第86号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第5の10の2の項中「17,000円」を「22,000円」に、「12,000円」を「20,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

令和7年6月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦